

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成30年9月18日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 長 正敏

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事
- (2) 仕 様 仕様書・設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から7日以内に着工し、平成30年12月31日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 釧路市柏木町2-12
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札（郵送可）とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成29・30年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」でC～D等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険 ④国民年金
⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3（1）に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451

(2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、事前の現地調査は認めるものとする。

(3) 参加申込期限

平成30年10月3日（水） 午後5時15分

(4) 入札書の受領期限及び場所

平成30年10月4日（木） 午前10時00分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

(5) 開札の日時及び場所

平成30年10月4日（木） 午前10時05分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム（<https://www.geps.go.jp>）利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

(1) 上記3.（3）の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）をPDF形式で登録すること。

(2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

(3) 入札書の提出（登録）は上記3.（4）の期限までに行うこと。

(4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3.（3）までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式3）、「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」（様式7）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を提出することを可能とする。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、支出負担行為担当官より求められた場合は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を期日までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

必要である。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 釧路労働基準監督署 18 耐震改修（建築その他）工事
- (2) 仕 様 別添仕様書および設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から 7 日以内に着工し、平成 30 年 12 月 31 日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 釧路市柏木町 2-12
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成 29・30 年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」で C～D 等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ① 厚生年金保険 ② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③ 船員保険
 - ④ 国民年金 ⑤ 労働者災害補償保険 ⑥ 雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記 3（2）③に照会すること。
- (8) 資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難しい場合は、

紙入札（下記（２）参照）により参加することができる。

（１）電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

平成30年10月3日（水）午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」様式4、「誓約書」様式5、「自己申告書」様式6をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

平成30年10月4日（木）午前10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（２）紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」様式4、「誓約書」様式5、「自己申告書」様式6、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」様式7を、平成30年10月3日（水）午後5時15分までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

平成30年10月4日（木）午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-700-5451（直通） FAX011-700-3179

④ 紙入札書の提出方法

入札書は様式1の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「平成30年10月4日開札 釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※様式1の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「平成30年10月4日開札 釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3（2）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までに様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を

兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成30年10月4日(木) 午前10時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札は、入札者又はその代理人が希望すれば、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を(1)の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結

するものとする。

(2) 契約条項

別添契約書（案）のとおり

7 その他

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨による表示に限る。

(2) 支払い条件

別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内に契約金額を支払う。

入札書

(契約事項) 釧路労働基準監督署 18 耐震改修 (建築その他) 工事

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札
します。

入札くじ番号

--	--	--

平成 年 月 日

住 所
(入札者)

氏 名



住 所
(代理人)

氏 名



支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

- 注 1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
- 注 2. 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注 3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

平成 年 月 日

委 任 状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

私は、 (住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

釧路労働基準監督署 18 耐震改修（建築その他）工事

入札参加資格確認申請・証明書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|---------------------------|
| 1 調達案件名称 | 釧路労働基準監督署 18耐震改修（建築その他）工事 |
| 2 開 札 日 | 平成30年10月 4日（木） |
| 3 履 行 期 限 | 平成30年12月31日（月） |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書（写） |

（入札者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	⑨

誓約書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1、2 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者名

㊞

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称

代表者氏名



電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 釧路労働基準監督署 18耐震改修（建築その他）工事

2 紙入札方式で参加をする理由

- ☐ 利用登録の申請をしていないため
- ☐ 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- ☐ 経費等のため
- ☐ その他（)

建設工事請負契約書

1 工 事 名 釧路労働基準監督署 18 耐震改修（建築その他）工事
2 工 事 場 所 釧路市柏木町 2－12
3 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4 請負代金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円
5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。
- 2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

- 第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- 一 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- 二 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- 三 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区別に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。

- 一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を、受注者が発注者に提出した場合
- 二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該機関を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
 - 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更し

たときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者

三 専門技術者（建築業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自行行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

- 第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出ししてはならない。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
 - 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき

は、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、

発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第51条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）

及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。

4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるとときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ $(9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（第三者による代理受領）

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

（前払金等の不払いに対する工事中止）

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅

延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

二 工事完成債務

三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

四 解除権

五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかにならないと認められるとき。

三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接

的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八 受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九 受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

十一 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

十二 第2項の規定による報告を行わなかったとき。

2 受注者は、第1項第8号乃至第11号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。また、受注者は本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第44条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により専任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第一項の場合（前条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第44条の3 受注者は本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部

又は、一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第16条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第44条の4 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（発注者の任意解除権）

- 第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

- 第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

- 第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定又は第44条の2第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条又は第44条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
 - 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（法令遵守）

- 第49条 受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

（あっせん又は調停）

- 第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工

事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第51条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第53条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

附則

本契約においては以下に掲げる条文を適用しない

- 第4条（契約の保証）
- 第16条（工事用地の確保）
- 第25条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
- 第34条（前払金及び中間前払金払）
- 第35条（保証契約の変更）
- 第36条（前金払の使用等）
- 第37条（部分払）
- 第40条（前払金等の不払いに対する工事中止）
- 第43条（公共工事履行保証証券による保証の請求）

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
氏 名 支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 長 正敏

受注者 住 所
氏 名

仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名 釧路労働基準監督署 18 耐震改修（建築その他）工事
- (2) 工事場所 釧路市柏木町 2－12
- (3) 履行期限 契約の日から 7 日以内に着工し、平成 30 年 12 月 31 日までに竣工すること
- (4) 詳細仕様 設計図のとおり

2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。（契約書第 6 条関係）やむを得ず再委託する場合には、事前に監督員に協議し、その承認を受けなければならない。

また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

- (8) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督員と打ち合わせのうえ場所を定めること。

- (10) 請負人の事務所等仮設物の設置は設計図のとおり。
- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後発注者に提出すること。
- (12) 請負者は、毎月 1 回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を行うものとする。

3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・着工後速やかに
- (4) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (5) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (6) 竣工届・・・工事完了後速やかに
- (7) 完成図書・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

4 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成 29・30 年度の厚生労働省競争参加資格において、資格区分が「建設工事」のうち、工種区分が「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」で C～D 等級に格付けされている者であること。
- (6) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（⑤及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (7) この入札書提出期限の直近一年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事

実がある者は、あらかじめ下記５に照会すること。

（８）資格審査に係る申請書又は添付書類等に虚偽事実を記載していないと認められる者であること。

（９）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

５ 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：佐々木・村田 Tel.011-700-5451（直通）

釧路労働基準監督署 18耐震改修 (建築その他) 工事

平成30年度

北海道労働局総務部

--	--	--	--	--	--

[illegible]

4
外
壁
改
修
工
事

① 押出成形セメント板（ECP）

＜8、5、2～6＞＜8、5、1～2＞

施工箇所	表面形状	記号	厚さ（mm）	幅（mm）	取付け工法	備考
○外壁	○フラットパネル	F	・50・60○26	600	・A種 ・B種	無塗装品
	・デザインパネル（隠示）	D	・50・60			
	・タイルベースパネル	T	・60			
・間仕切壁	・フラットパネル	F	・50・60・		・B種 ・C種	
	・デザインパネル（隠示）	D	・50・60			
	・タイルベースパネル	T	・60			

パネル相互の目地幅（mm）
※長辺8以上、短辺15以上 ○10

耐火構造以外の目地、隠隠の処理
※パネル製造所の仕様

外壁パネルの出隅及び入隅部のパネル接合部の目地幅（mm）
※15

標準仕様書表8、5、3 の開口の限度を超える場合の補強
※図示

耐火性能
※有（ ） 無

外壁パネルの工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速 V₀＝（30）m/s
地表面粗度区分 （・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）

【4.6.3】

工 法	処理範囲	下地面の補修
※ウツダー工法	※図示 ・	・行う
・高圧水洗工法	※図示 ・	・のひ割れ部改修工法
・塗膜はく離削工法	※図示 ・	・浮き部改修工法
・水洗工法	※図示 ・	・欠損部改修工法

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（E）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・外装薄塗材（ ）	・吹散し ・凸部処理 ・平たん状 ・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	

・複層仕上塗材

【4.1.4】【4.2.2】【表4.2.3～4】

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
・複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	耐候性 ※耐候形3種 ・
・可とう形複層塗材OE	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	材質 ※水系アクリル ・
・防水形複層塗材（ ）	・ゆず前状 ・凸部処理 ・凹凸状	ローラー 吹付け	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック

・透湿弾性複層塗材（所要量は、製造所標準量の中間値以上とする）

・ゆず前状	ローラー	上塗材（材料）
・凸部処理	吹付け	・水 系（ ）
・凹凸状		・溶剤系（ ）

・可とう形改修用仕上塗材（ ）

・平たん状	ローラー	
・さざ波		
・ゆず前状	吹付け	

シーリング目地部塗装（透湿弾性複層塗材の場合） ※しない ・する

防火材料の指定
※建築基準法に基づく指定又は認定を受けたもの

【4.2.2】

2 既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法

③ 下地調整材

④ 塗り仕上げ外壁等

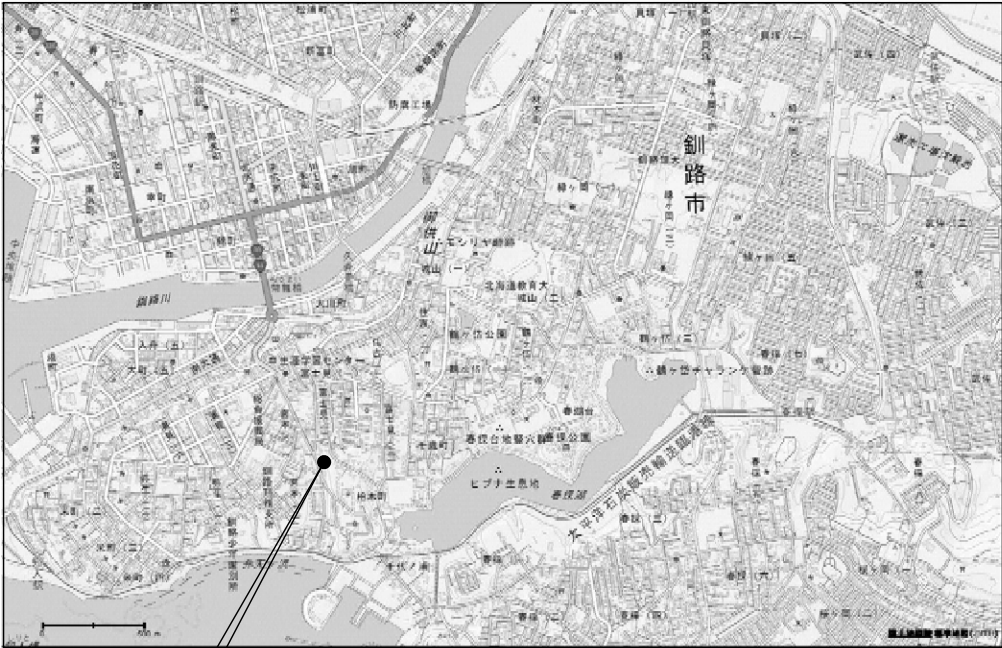
下地調整材料 ※下地調整塗材を使用
・ポリマーセメントモルタル
・防水形仕上塗材主材
○二液形エポキシ樹脂系シーラー

新規仕上り塗材
○薄付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法	備 考
○外装薄塗材（ E ）	・砂壁状 ○着色骨材砂壁状（スキン） ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	山本産業化工機 テラックス2000同等
・可とう形外装薄塗材（ ）	・砂壁状 ・ゆず前状 ・さざ波状 ・平たん状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー ・こて塗り	
・防水形外装薄塗材E	・ゆず前状 ・さざ波状 ・凹凸状	・吹付け ・ローラー	

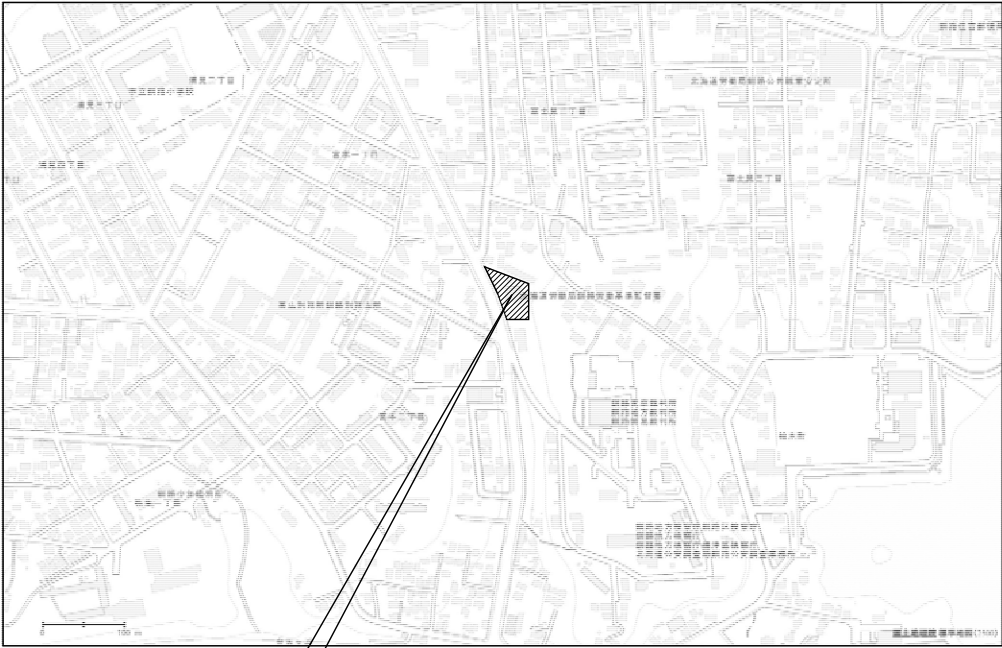
・厚付け仕上塗材

呼 び 名	仕 上 げ の 形 状	工 法
-------	-------------	-----



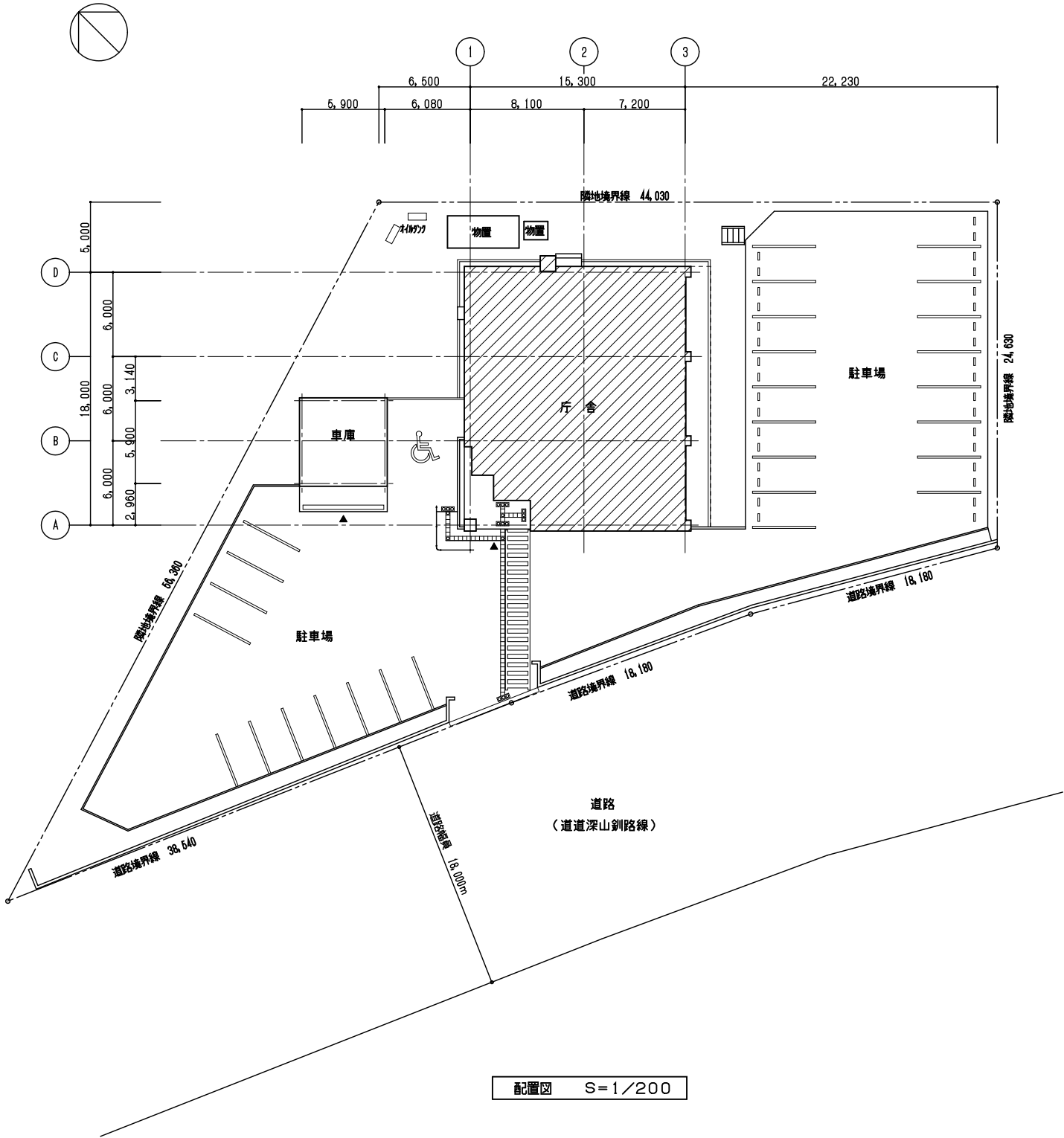
国土地理院地図閲覧サービスより引用

釧路市柏木町2-12



国土地理院地図閲覧サービスより引用

釧路市柏木町2-12

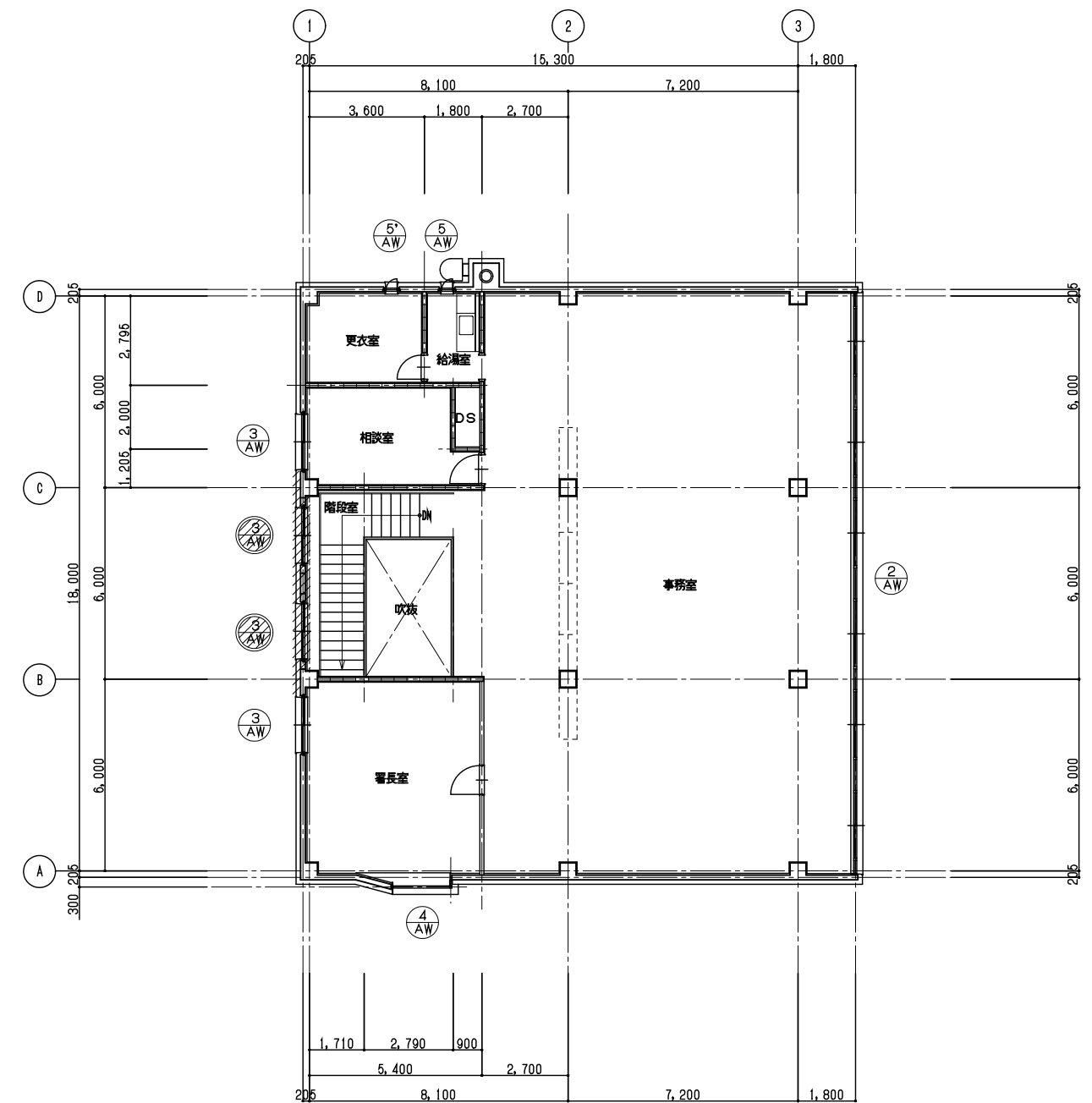
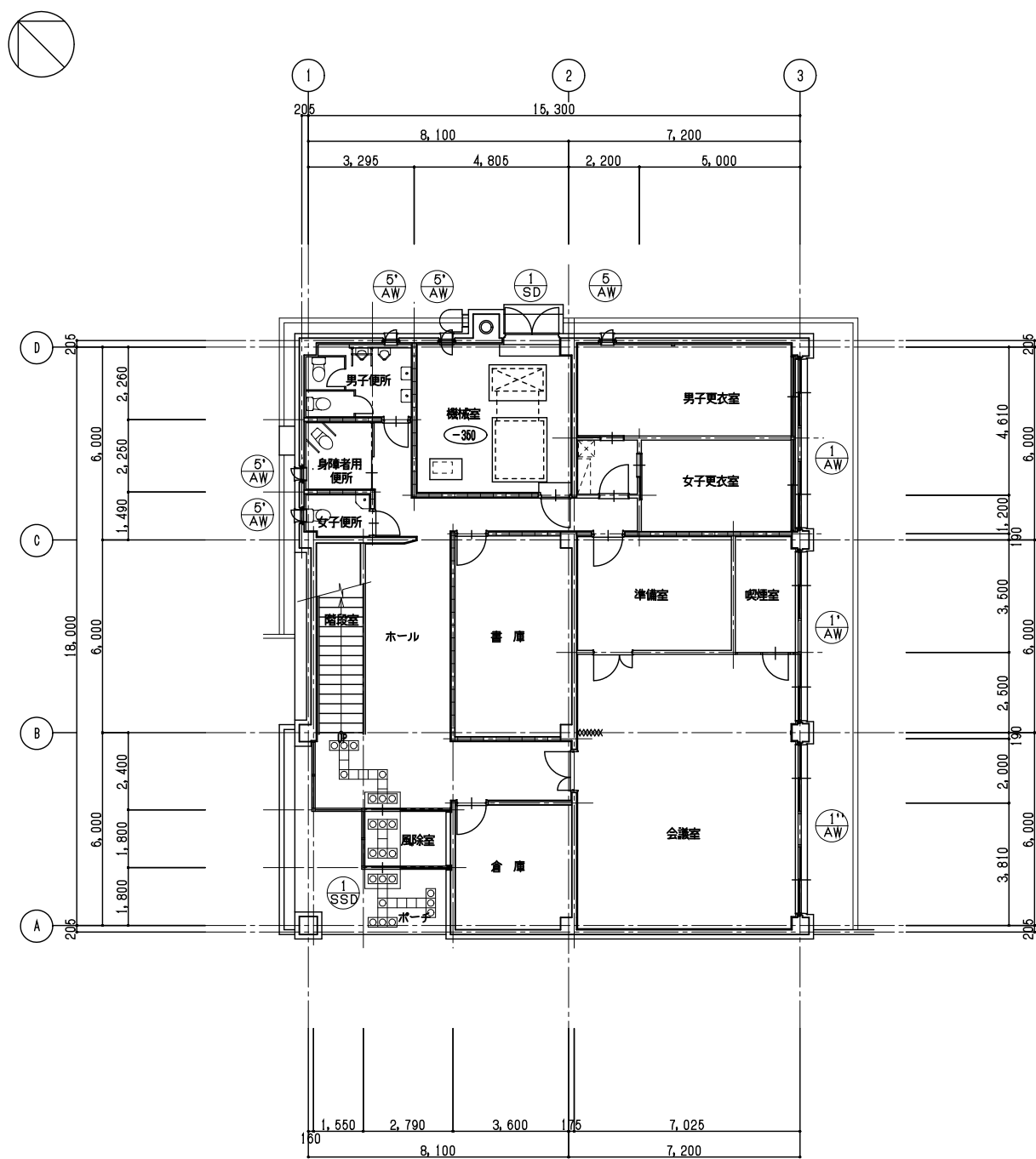


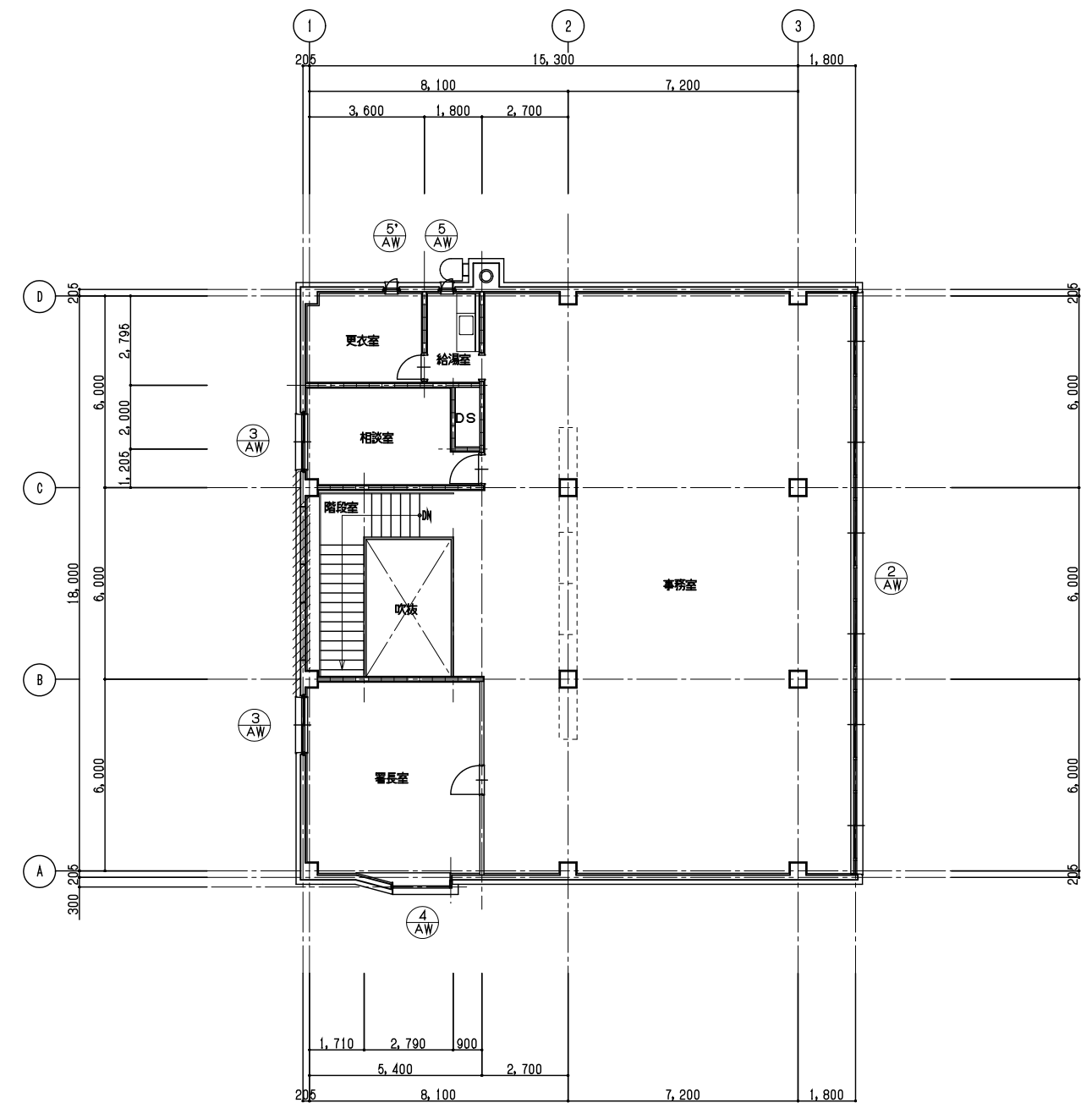
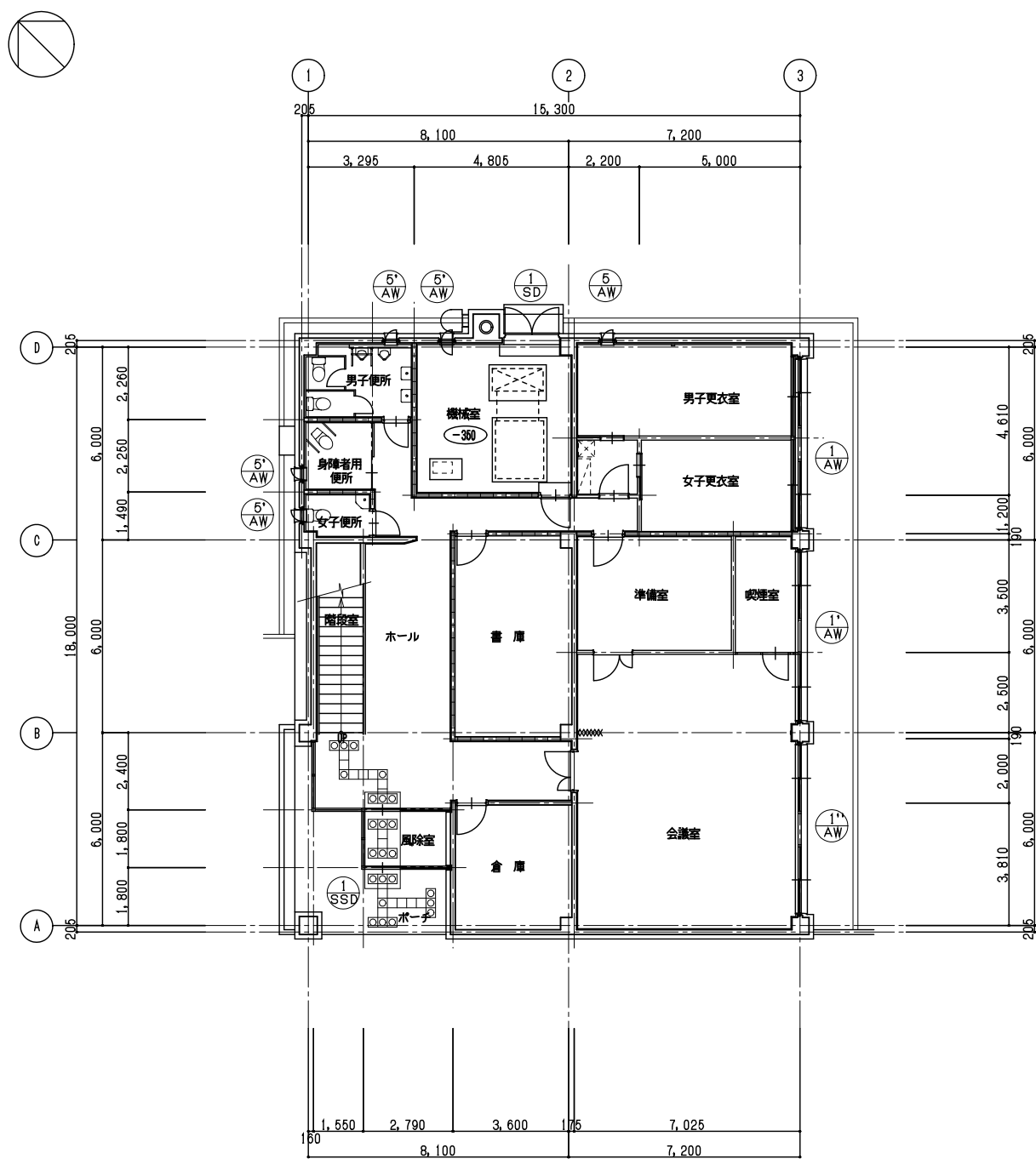
凡 例		改修工事対象建築物を示す		敷地境界線						釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事 案内図・配置図 北海道労働局総務部	S=1/200 A-05
			●	境界石							

一 般 共 通 事 項				記 号				外 部 仕 上																	
1. 図中の番号 ○○○-○ の番号は建築工事標準詳細図の分類番号を示す。材質、寸法、取合いなどでそのまま適用できないものはこれに準ずる。 2. 新設、既存の特記なき内部の木・鉄部の塗装はE P-Gとし、外部鉄部の塗装はD Pとする。ただし、和室廻りの木部及び造付け家具類の内部は塗装しない。 3. 柱型、梁型及び下り壁の仕上で図示のない箇所は壁仕上による。 4. 特記なき窓名札は 8-41とする。 5. 仕上欄が空欄の場合は、既存のままとする。				GB-R	せっこうボード	SOP	合成樹脂調合ベイント塗り	区 分	床	床	壁・柱・はり	軒天井	屋 根	ひさし											
				GB-NC	不燃積層せっこうボード	EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り							天 井	側面及び柱	屋 根									
				GB-NC (T)	不燃積層せっこうボード (トラバーチン模様)	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り																		
				GB-P	吸音用穴あき石こうボード	EP-T	合成樹脂エマルジョン樹脂塗料塗り																		
				GB-D (W)	化粧せっこうボード (木目模様)	2-ASE	合成樹脂エマルジョン樹脂塗料塗り	既存 仕上	磁器質タイル モルタル	押出成型セメント板 (塗装品) 外断熱(タイル)後部の上、仕上塗材塗り (GL-100まで)	押出成型セメント板 (塗装品) (一部撤去)	_____	ステンレスシート防水	アルミモールディング	_____	_____									
				DR (T)	ロックワール化粧吸音板 (普通)	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り																		
				DR (凹凸)	ロックワール化粧吸音板 (立体模様)	AE	アクリル樹脂エナメル塗り																		
				FK	無石棉セメントけい酸カルシウム板	FE	フタル酸樹脂エナメル塗り																		
				FK-P	吸音用穴あき無石棉セメントけい酸カルシウム板	OL	クリヤラッカー塗り	改修 仕上	既存のまま	既存のまま	押出成型セメント板の上 外装薄塗材E (一部新設)	_____	既存のまま	既存のまま	_____	_____									
				PF	ポリスチレンフォーム保温板	UC	ウレタン樹脂ワニス塗り																		
				GW-B	グラスワール吸音ボード	OS	オイルステイン塗り																		
				GB-S	シーシング石こうボード	DP	耐候性塗料塗り																		
				F	フレキシブル板		視層塗材	改修 内容			外部断熱具開口塞ぎ部に外壁パネル新設														
				化粧F	化粧フレキシブル板		視層仕上塗材塗り																		
				表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。																					
内 部 仕 上																									
室 名		区 分	床		壁 取 合 (巾木)		壁		天 井 取 合		天 井		化学物質 濃度測定 箇所数	備 考											
新 規	既 存		仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容													
(1 階)			共 通 事 項 A 既存床仕上撤去後新設 (仕上のみ) B 既存床仕上撤去後新設 (下地共) D 床仕上新設 (仕上のみ) E 床仕上新設 (下地共) F 床仕上取外し・再取付 (仕上げのみ) G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共 通 事 項 A 既存巾木撤去後新設 (塗装のみ) B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共 通 事 項 A 既存壁仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存壁仕上撤去後新設 (仕上のみ) C 既存壁仕上撤去後新設 (下地共) D 壁仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共 通 事 項 A 既存見切脚撤去後新設 E 見切脚新設 F 見切脚撤去		共 通 事 項 A 既存天井仕上撤去後新設 (塗装・壁紙等のみ) B 既存天井仕上撤去後新設 (仕上のみ) C 既存天井仕上撤去後新設 (下地共) D 天井仕上新設 (塗装・壁紙等のみ) E 天井仕上新設														
風除室	風除室	既 存	磁器質タイル (1-01-6)		アルミ水切		押出中空セメント板 (塗装品)		軒天通気口 (アルミバンチングメタル)		アルミモールディング (3-01-9)														
		改 修	既存のまま														既存のまま	既存のまま	既存のまま						
玄関ホール	玄関ホール	既 存	ビニル床タイル 一部視覚障害者用磁器質タイル (1-01-4)		テラゾーブロック		モルタル塗 タイル吹付 (2-02-13)		アルミニウム製見切縁		DR (T) t9 (3-01-4)														
		改 修	既存のまま														既存のまま	既存のまま	既存のまま						
会議室	会議室	既 存	ビニル床タイルt20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12.5 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC t9.5 (3-01-2)														
		改 修	既存のまま														既存のまま	既存のまま	既存のまま						
喫煙コーナー	喫煙コーナー	既 存	ビニル床タイル (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12.5の上ビニルクロス アルミパーテーション (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC t9.5 (3-01-2)														
		改 修	既存のまま														既存のまま	既存のまま	既存のまま						
準備室	準備室	既 存	ビニル床タイルt20 (1-01-4)		ビニル巾木 H=60 (2-11-1)		GB-R t12.5 EP (2-03-4)		アルミニウム製見切縁		GB-NC t9.5 (3-01-2)														
		改 修	既存のまま														既存のまま	既存のまま	既存のまま						
男子便所 便所女子 身障者用便所	男子便所 便所女子 身障者用便所	既 存	ビニル床シート (目地溶接) (1-01-4)		陶器質タイル		陶器質タイル		アルミニウム製見切縁 (3-11-9)		FK t6 EP (3-01-1)														
		改 修	既存のまま														既存のまま	FK t6 EP (3-01-1)	B (男子便所 一部)						
													釧路労働基準監督署18耐震改修 (建築その他) 工事												
													改修仕上表 (1)			NON	A-06								
													北海道労働局総務部												

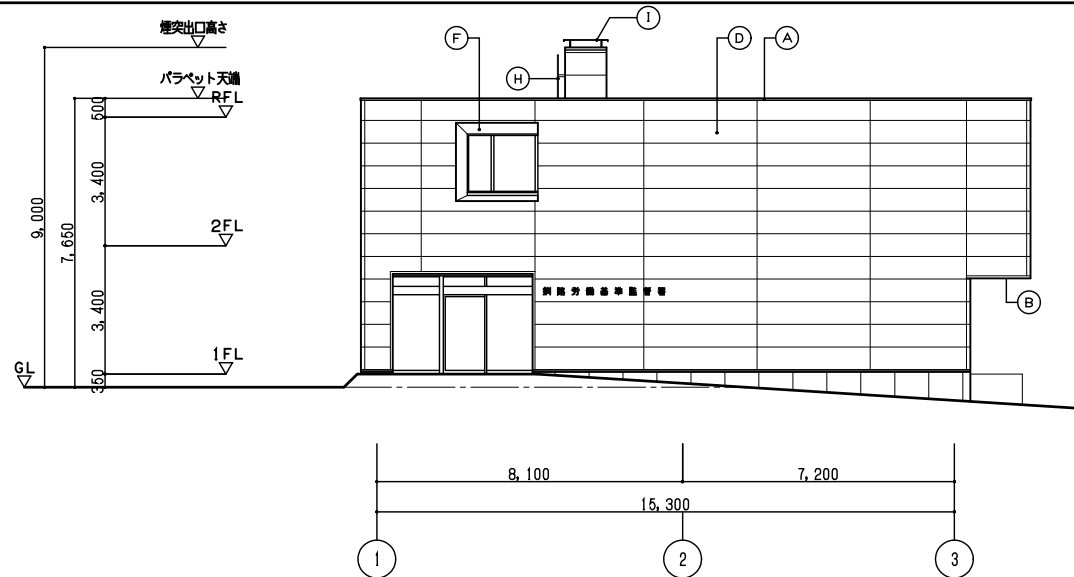
内 部 仕 上																			
室 名		区 分	床		壁 取 合（巾木）		壁		天 井 取 合		天 井		化学物質 濃度測定 箇所数	備 考					
新 規	既 存		仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容							
			共 通 事 項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共 通 事 項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共 通 事 項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ） C 壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共 通 事 項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共 通 事 項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設								
廊 下	廊 下	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		モルタル EP GB-Rt12 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁		GB-NC（T）t4.5 （3-01-2）								
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま								
機械室	機械室	既 存	硬質着色床 （1-01-1）		モルタル EP （2-11-7）		モルタル EP（H=2,000） （2-02-12） グラスウールボードt25 （2-02-13）		突付		グラスウールボードt25 （3-01-12）								
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま								
倉 庫	倉 庫	既 存	コンクリートこて仕上 （1-01-3）				断熱パネル打込 コンクリート打放のまま ブロック化粧目地仕上 （2-02-12）				コンクリート打放のまま								
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま								
（2階）		既 存																	
		改 修																	
署長室	署長室	既 存	タイルカーペット		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		単板張t4.5		アルミニウム製見切縁		GB-NC（T）t4.5 （3-01-2）								
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま								
事務室	事務室	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		GB-Rt12 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁		GB-NC（T）t4.5 EP （3-01-2）	一部 B							
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		GB-NC（T）t4.5 EP （3-01-2）								
給湯室	給湯室	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		モルタル EP （2-11-7）		モルタル EP・VE （2-02-13）		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）	一部 A	FKt6 EP （3-01-1）	一部 B							
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）		FKt6 EP （3-01-1）								
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）		GB-Rt12 EP （2-02-4）		アルミニウム製見切縁		GB-NC（T）t4.5 （3-01-2）								
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま								
													釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事						
													改修仕上表（2）NON			A-07			
													北海道労働局総務部						

内 部 仕 上																		
室 名		区 分	床		壁 取 合（巾木）		壁		天 井 取 合		天 井		化学物質 濃度測定 箇所数	備 考				
新 規	既 存		仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容						
			共 通 事 項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付		共 通 事 項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共 通 事 項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ） C 壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共 通 事 項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共 通 事 項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設							
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=40 （2-11-1）		GB-Rt12 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）		GB-NC（T）t4.5 （3-01-2）							
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま							
ホール	ホール	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1-01-4）		ビニル巾木 H=40 （2-11-1）		GB-Rt12 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）		GB-NC（T）t4.5 （3-01-2）							
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま							
階段室	階段室	既 存	ビニル床タイルt2.0（露上共） （1-01-4）		ビニル巾木 H=40 （2-11-1）		GB-Rt12 EP （2-03-4）	一部 C	アルミニウム製見切縁 （3-11-9）	一部 A	GB-NC（T）t4.5 EP （3-01-2）	一部 B 一部 C		縦型ブラインド、ブラインドボックス撤去（3-32-1） （縦型ブラインド W4,740 H1,800）				
		改 修	既存のまま		既存のまま		一部 GB-Rt14.5 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）		GB-NC（T）t4.5 EP （3-01-2）							
		既 存																
		改 修																
		既 存																
		改 修																
		既 存																
		改 修																
		既 存																
		改 修																
		既 存																
		改 修																
													釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事					
													改修仕上表（3）NONA-08					
													北海道労働局総務部					

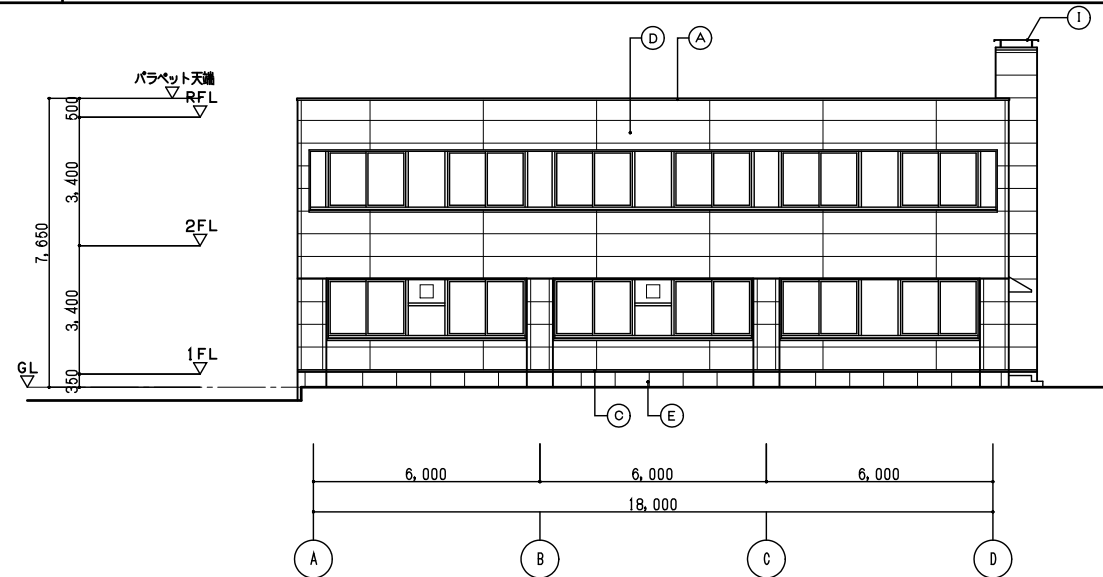
[illegible]



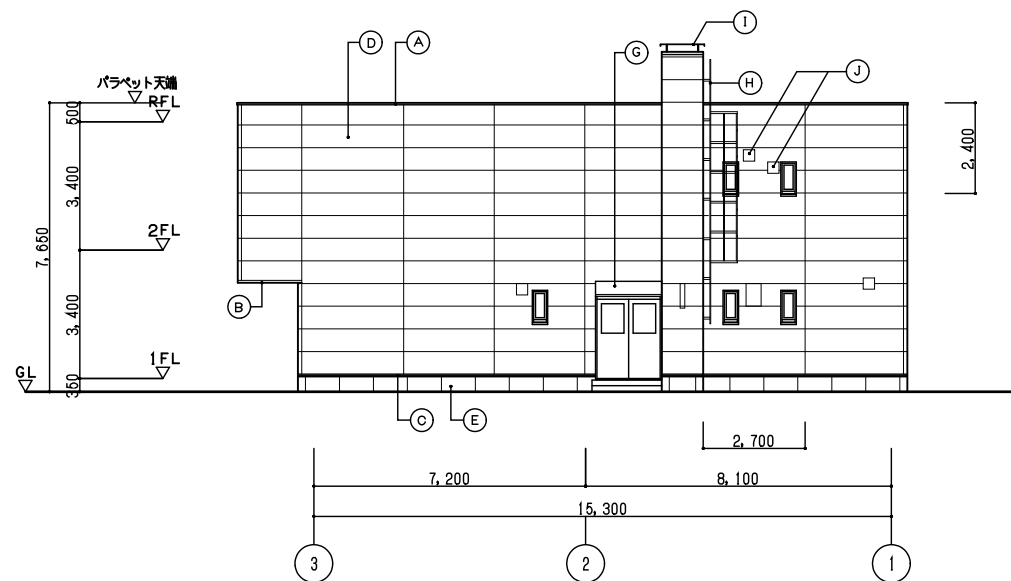
凡 例		鉄筋コンクリート造		改修部分を示す（耐震改修）（DT-1）		既存建具記号						釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事						
		コンクリートブロック造										1・2階平面図（改修） S=1/100						A-10
		軽鋼鉄骨下地壁（2-21-1）		現況FLよりの床レベルを表す 特記なき場合はFL±0とする								北海道労働局総務部						



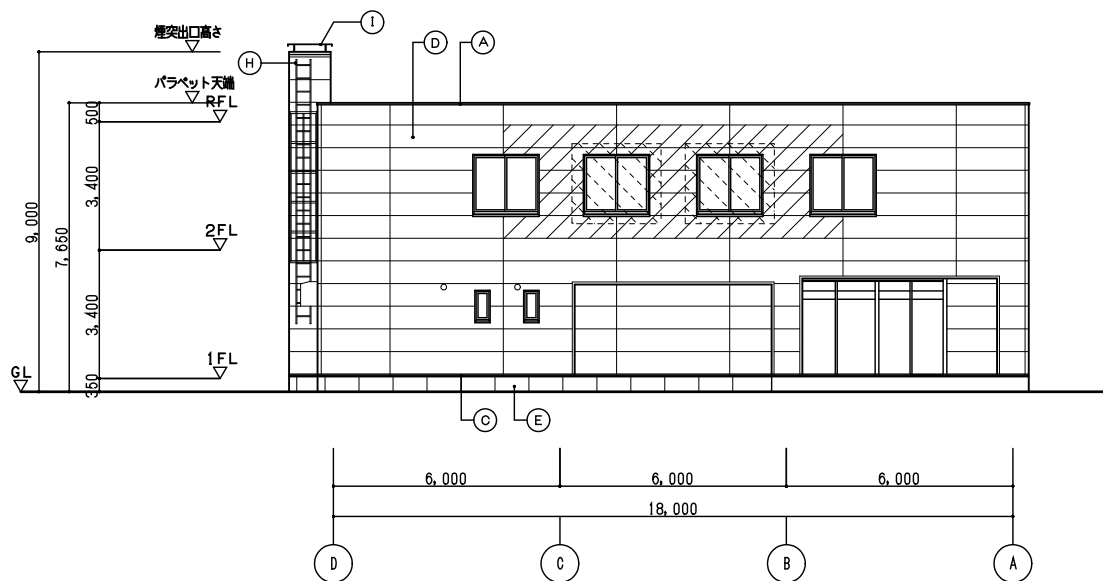
西立面図 S=1/100



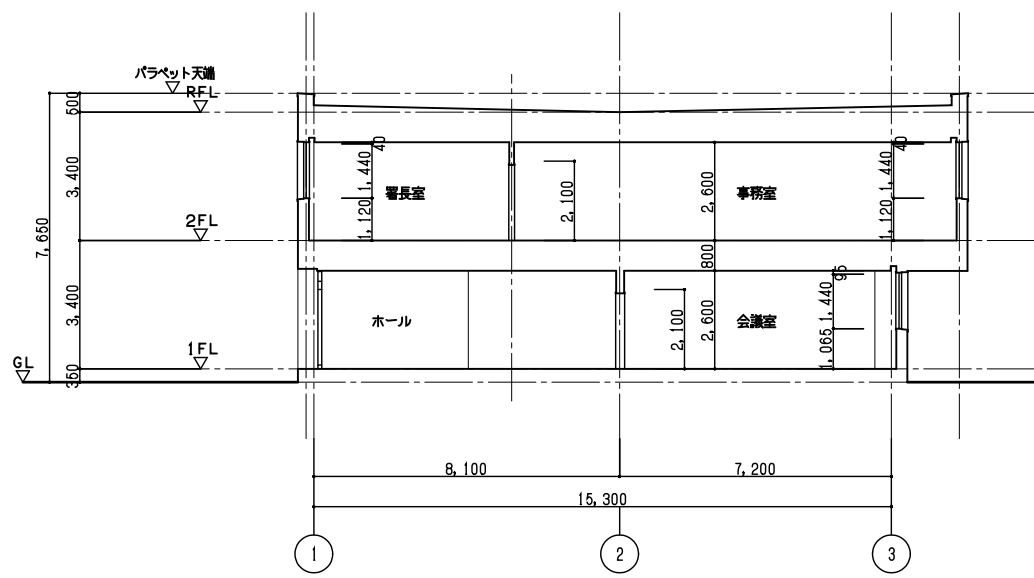
南立面図 S=1/100



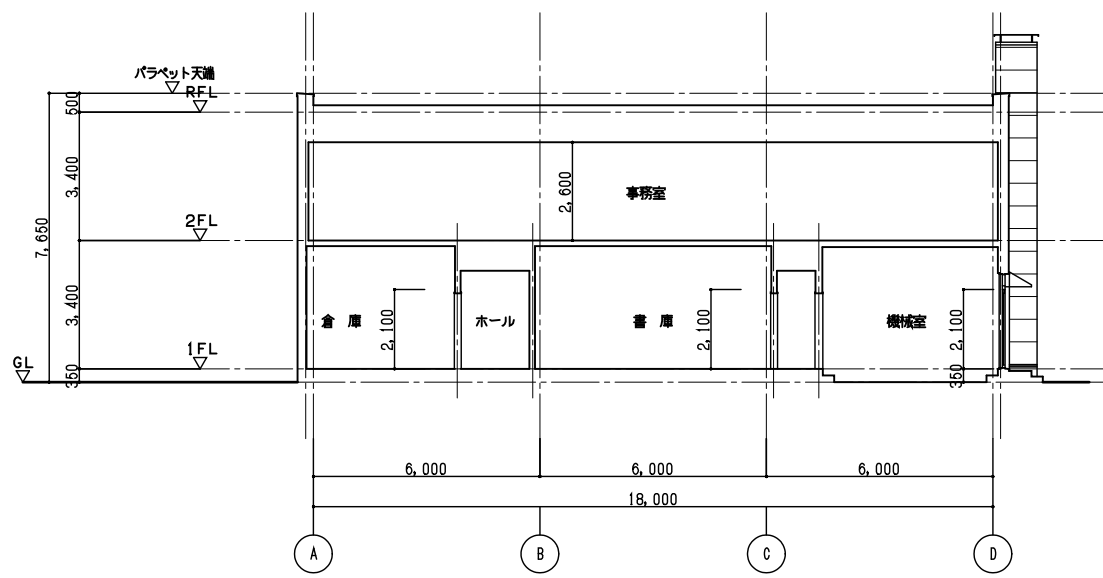
東立面図 S=1/100



北立面図 S=1/100

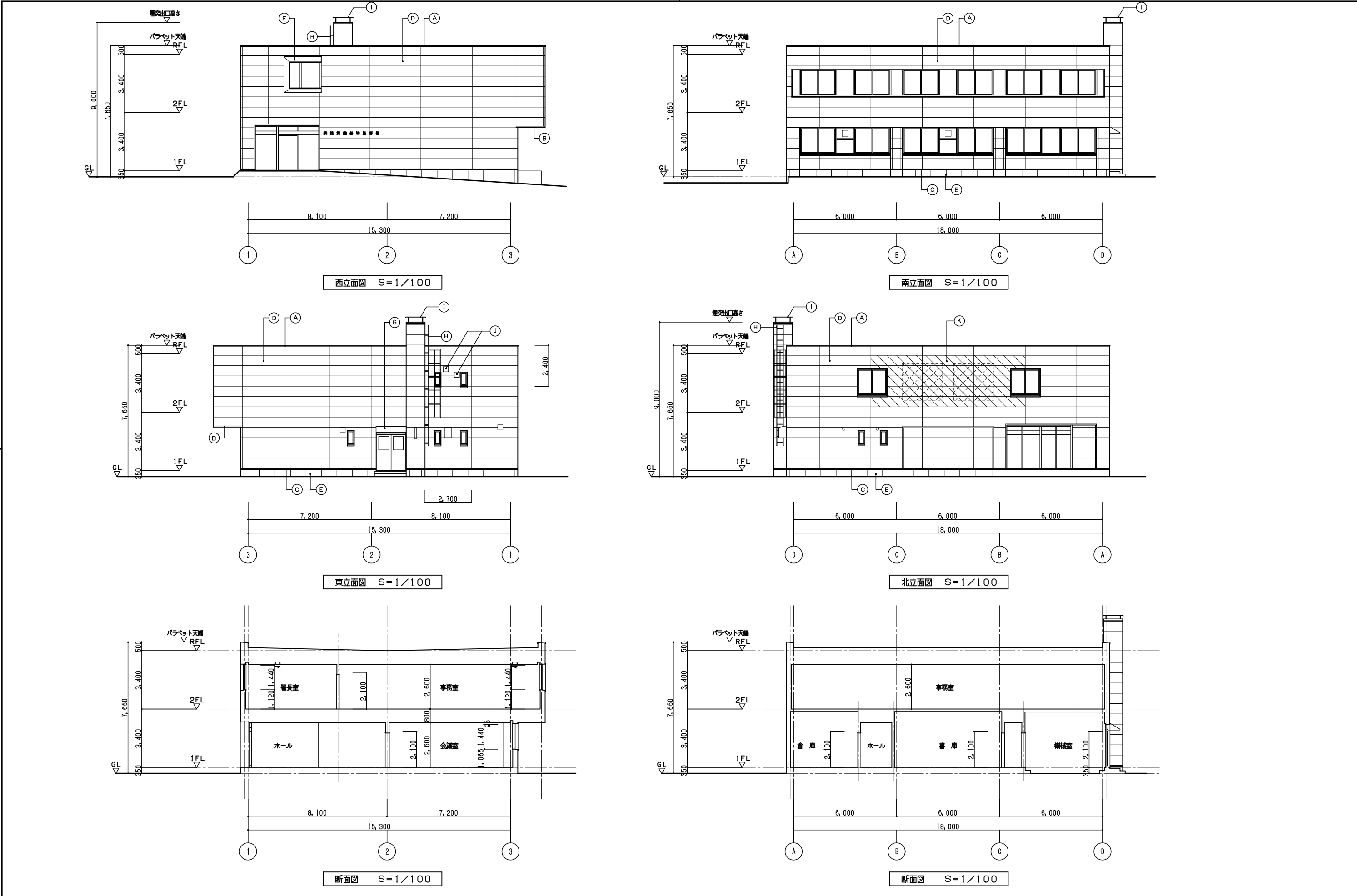


断面図 S=1/100

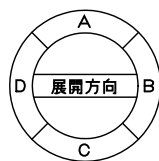


断面図 S=1/100

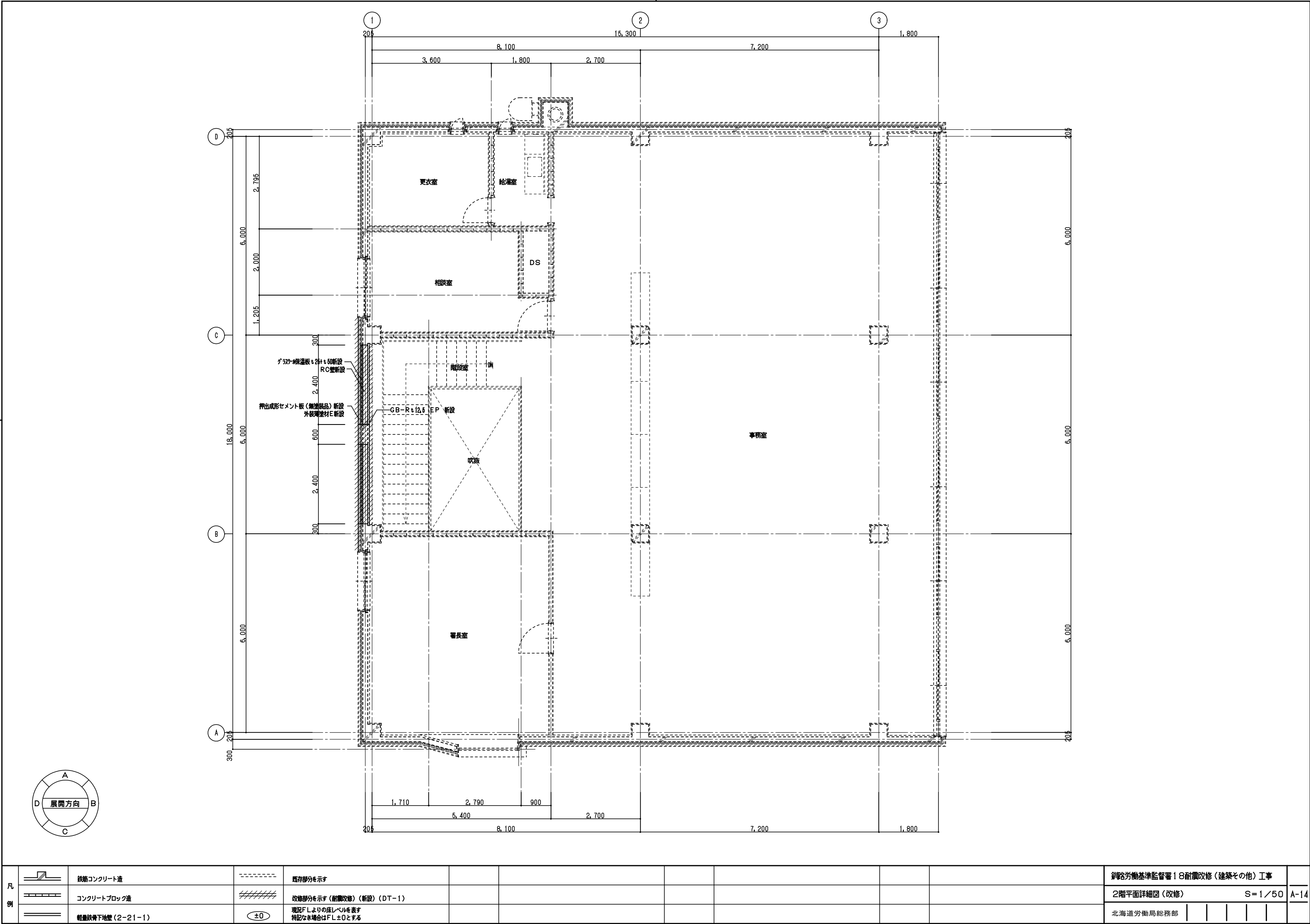
凡例		押出成形セメント板(塗装品)撤去 ガラス板(保温板)25+50(32kg/m ²)撤去 AW-3撤去(DT-1)	(A)	アルミ製柱木	(E)	外断熱パネル後貼りの上層層仕上塗材	(I)	SUS製押柱	釧路労働基準監督署18耐震改修(建築その他)工事			
		RC壁撤去(DT-1)	(B)	アルミ見切水切	(F)	カラーアルミパネル	(J)	SUS製換気フード300角	立面図・断面図(既存) S=1/100			
			(C)	アルミ層水切	(G)	小底:SUS製W1,675×D600×H470			北海道労働局総務部			
			(D)	押出成形セメント板(塗装品)	(H)	SUS製タラップ			A-11			

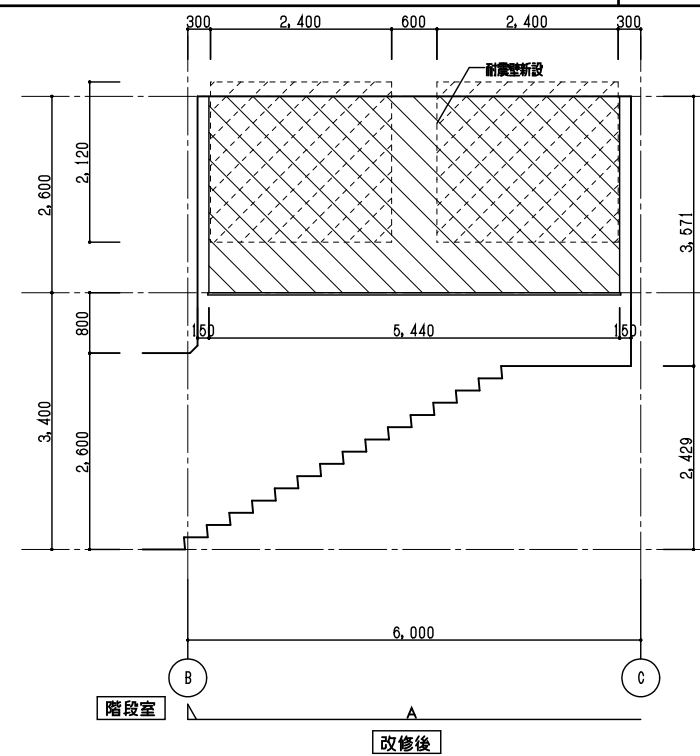
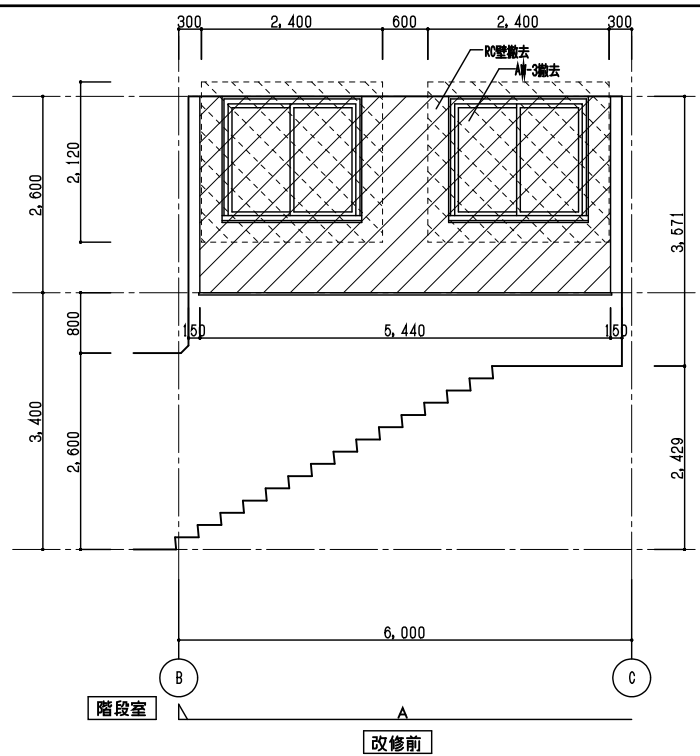


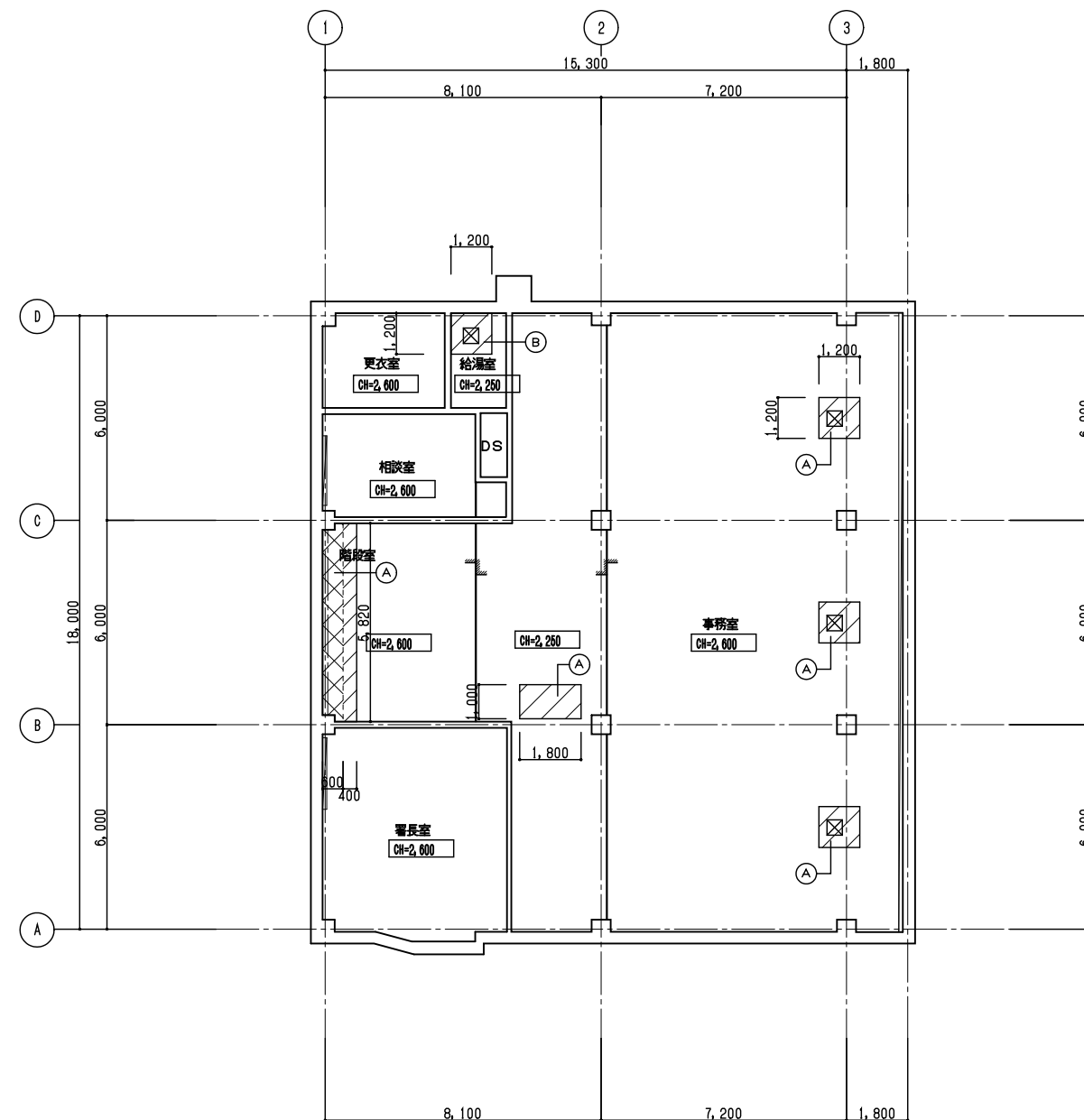
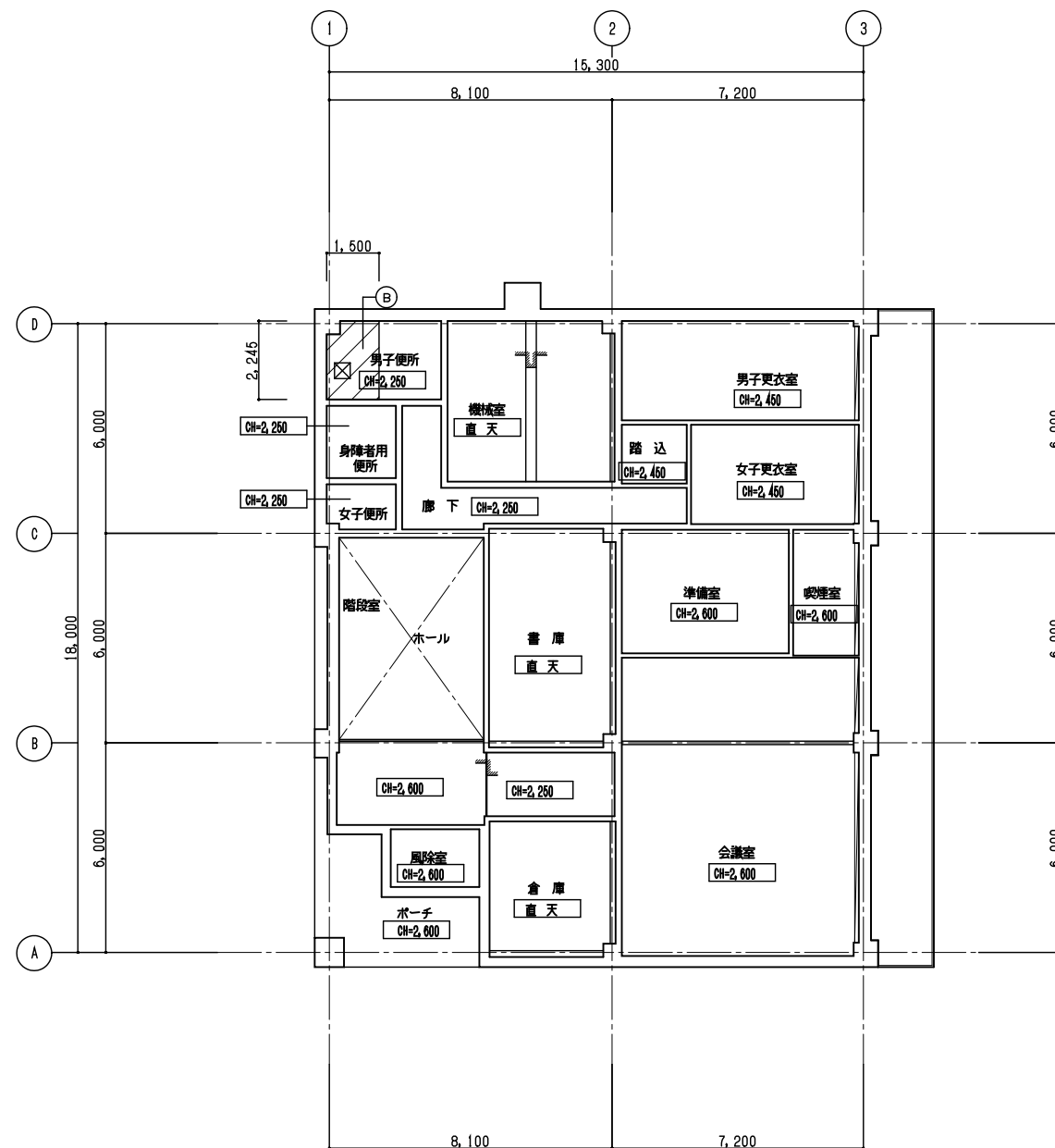
凡例		新規押出成形セメント板 ± 26 （無塗装品）の上 下地調整（二液型エポキシ樹脂シーラー） 外装薄塗材E（着色骨材砂壁状）新設 ガラス $\pm$ 保温板 $\pm 26 \pm 60$ （32kg/m 3 ）新設（DT-1）	(A)	アルミ製柱木	(E)	外断熱パネル後貼りの上層層仕上塗材	(I)	SUS製押柱（鉄木、鉄筋共新設）	釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事				
		RC壁新設（DT-1）	(B)	アルミ見切水切	(F)	カラーアルミパネル	(J)	SUS製換気フード300角					
			(C)	アルミ層水切	(G)	小庇：SUS製W1,675×D600×H470	(K)	押出成形セメント板（無塗装品） 外装薄塗材E	立面図・断面図（改修） S=1/100				
			(D)	押出成形セメント板（塗装品）	(H)	SUS製タラップ			北海道労働局総務部				



凡 例		鉄筋コンクリート造		撤去部分を示す（耐震改修）（DT-1）								釧路労働基準監督署 18耐震改修（建築その他）工事					
		コンクリートブロック造										2階平面詳細図（既存） S=1/50					A-13
		軽量鉄骨下地盤（2-21-1）	⊕0	現況FLよりの床レベルを表す 特記なき場合はFL±0とする									北海道労働局総務部				

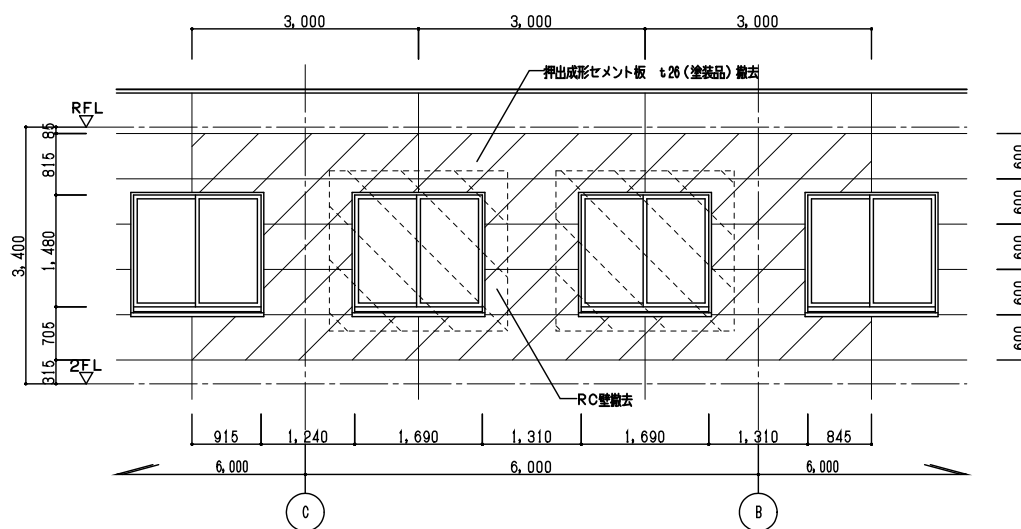


[illegible]

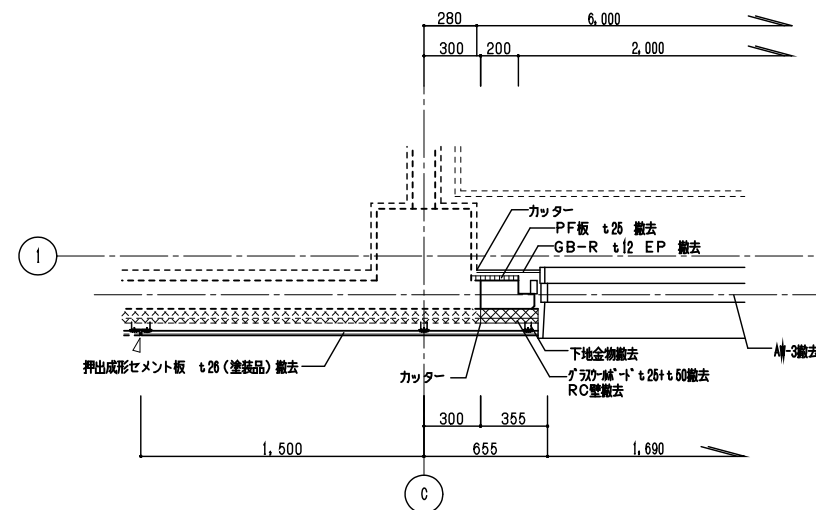
[illegible]

共通事項	棟別区分	建具符号	形状記号	箇所数	建具寸法(mm)		建具枠寸法(mm)	枠回り記号枠一くつずり	ガラス		備考	形状記号											
					W	()はらんまH			記号	h(mm)		記号	厚さ(mm)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
1. 特記なき建具取付寸法は建具標準、鋼製建具40mm、鋼製建具36mm、障子、ふすま及び木製建具は30mmとする。又押入のふすまは合板ふすま（市場取付型）とする。 2. 特記なき鋼製建具、鋼製建具重量、重量シャッターの外部に面する仕上はDP、内部の仕上はEP-Gとする。 また、特記なき木製建具の内部の仕上はEP-Gとする。 3. 外部に面する金属製フラッシュ戸（ガラス入付）は断熱材（吹付発泡ウレタンフォーム断熱材等）入とする。 4. 鋼製建具のうち点検扉は片面フラッシュ戸とする。 5. 特記なきガラスの材質は建具と同等とし板厚は鋼製1,2mm（防火戸1,0mm）、アルミニウム製は1,5mm、ステンレス製は1,0mmとする。 6. ドアガラスの仕上は建具と同様とし、ふすまは木製塗装なしとする。防火戸のガラスはタンパー付きとする。 7. 外壁取付用ガラスには四方枠（4-52-7、取込み150mm）を取付ける。 8. 扉下に面する建具の枠は扉下付きとする。 9. O-O-Oは複層ガラス、内側一空気層一外側を表す。 10. 窓の安全表示（セーフティマーフ）は、扉及びスクリーン部分の裏面に取付ける。 11. DC・FH・AH及び戸当りの取付けは平面図による、なおDOの取付けは窓内側を原則とする。 12. 壁当たりとなる開き戸は壁面より逃げ寸法を100mm程度とする。 13. 煙気吸排装置の設置寸法及び構造に面する建具に取付けるDC、FH、AHはストッパなしとする。 14. 排煙窓のグレンセント及び操作レバーの位置は床から1,500mm以下の位置とする。 15. 特記なき自動扉の凍害防止装置の適用、センサーの種類は備考による。 16. 自動扉の電源用電源、配線は、スイッチボックス以降自動扉に含む。 スイッチボックスはステンレス製（SUS304）鋼付きとし、スイッチは自動扉（内外）及びヒーター用各々に取付ける。保護装置として漏電検出機（ELCB2P20A30mA漏電検出機0,1秒）を取付ける。 ガイドレールには外部のみヒーター付きとし、ヒーター線の容量は1φ100V30W/Mクーモスタート付きレール内蔵とし、印付きとする。 自動扉の制御装置は無目内蔵とし、両引戸は全半開装置付きとする。 安全用光電装置の取付けは、ブース内部側とする。 17. 建具寸法は、有効内法寸法を示す。ただし、扉のH寸法の押入位置は、建築工事標準詳細図（平成17年版）を参照すること。	既存	AW-1	E-1	1	5,210	1,480	100	-		P-A-LE	3-12-3	階段室部分2ヶ所撤去	A										
		AW-1*	E-2	2	5,210	1,480	100	-		P-A-LE	3-12-3												
	一部 撤去	AW-2	E-4	1	18,160	1,480	100	-		P-A-LE	3-12-3												
		AW-3	D-2	4	1,690	1,480	100	-		P-A-LE	3-12-3												
	既存	AW-4	D-5	1	1,745	1,480	100	-		P-A-LE	3-12-3												
		AW-5	D-6	2	340	770	100	-		P-A-LE	3-12-3												
		AW-5*	D-6	4	340	770	100	-		F-A-LE	4-12-3												
		AW-5**	D-6	1	340	770	100	-		N-A-LE	6,8-12-3												
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												-
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	既存	SD-1	B-7	1	1,675	2,600	135	-	300	N	6,8												
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	既存	SSD-1	D-8	1	4,340	2,675	100	-		P	6,8												
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	-	-	-	-	-	-																	

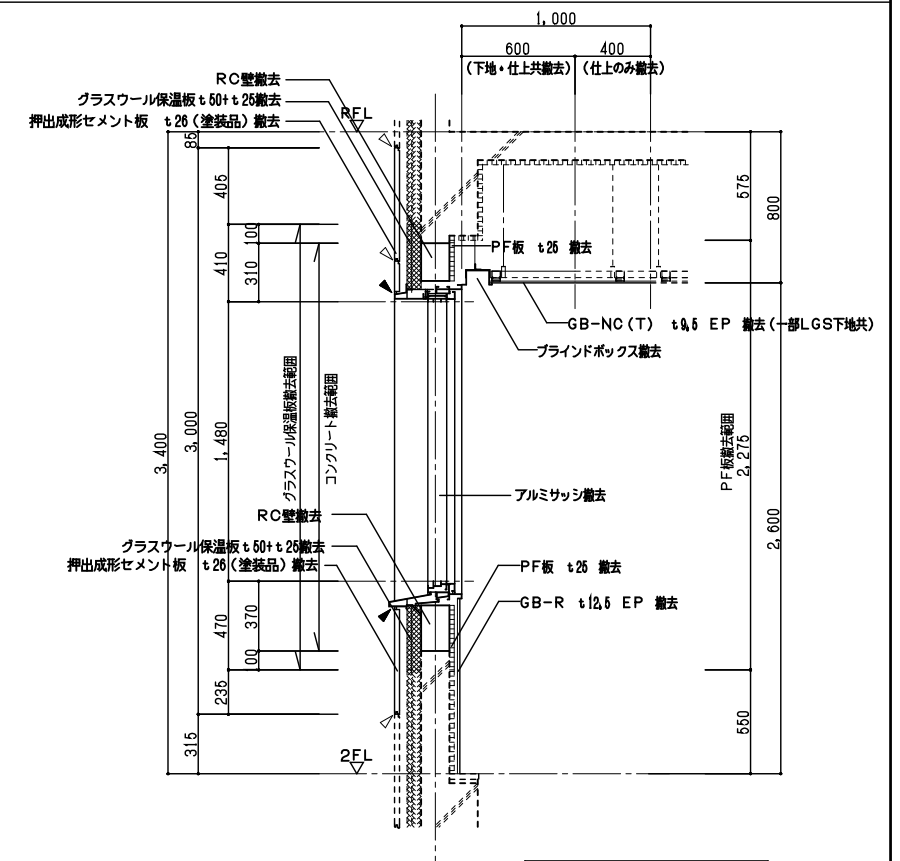
既存



正面图 S = 1/50

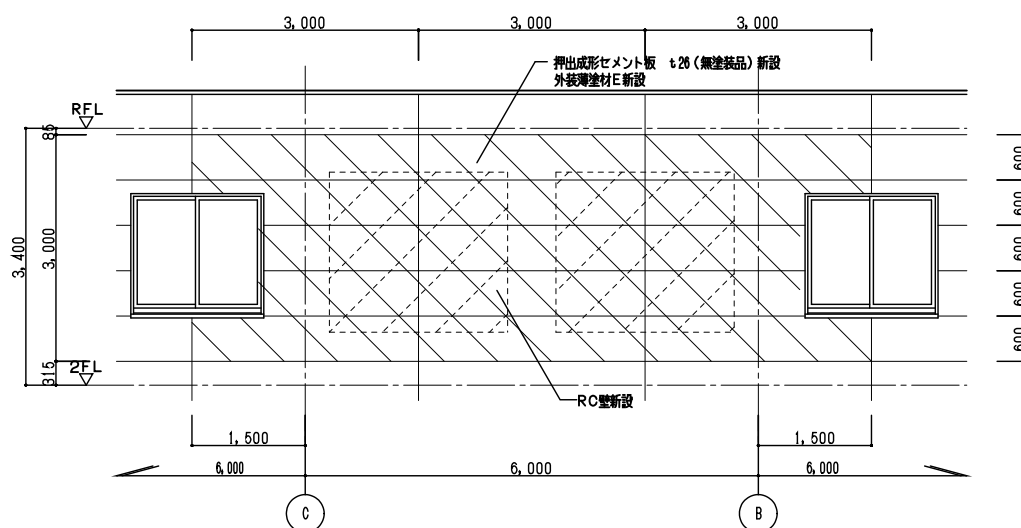


平面詳細図 S = 1 / 20

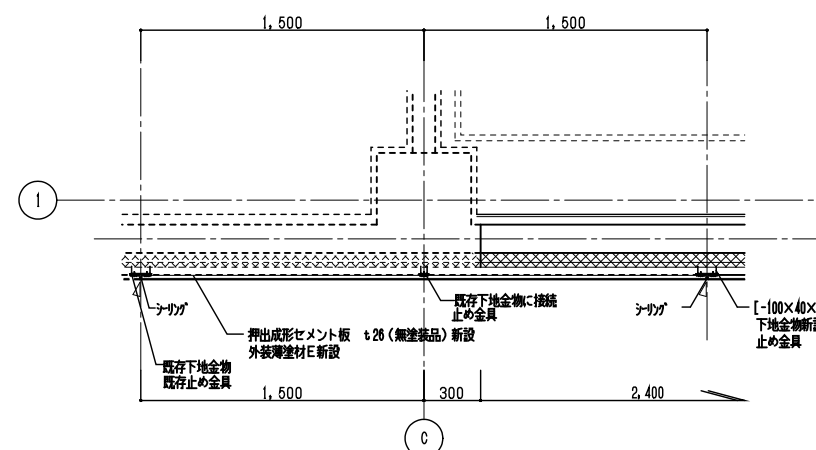


断面詳細図 S = 1 / 20

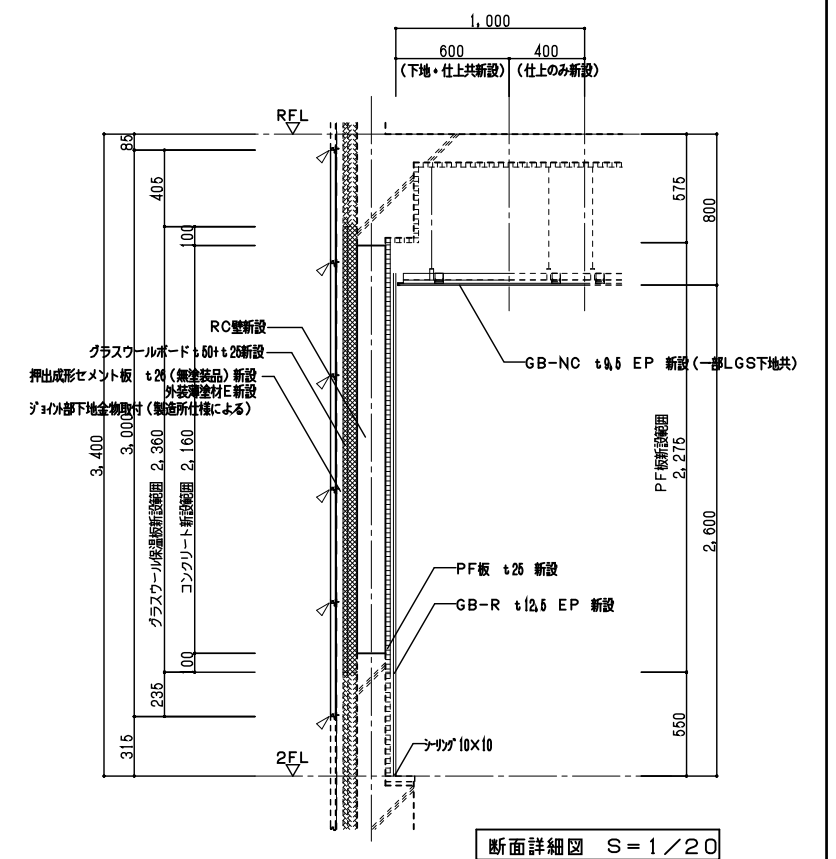
改修



正面图 S = 1/50

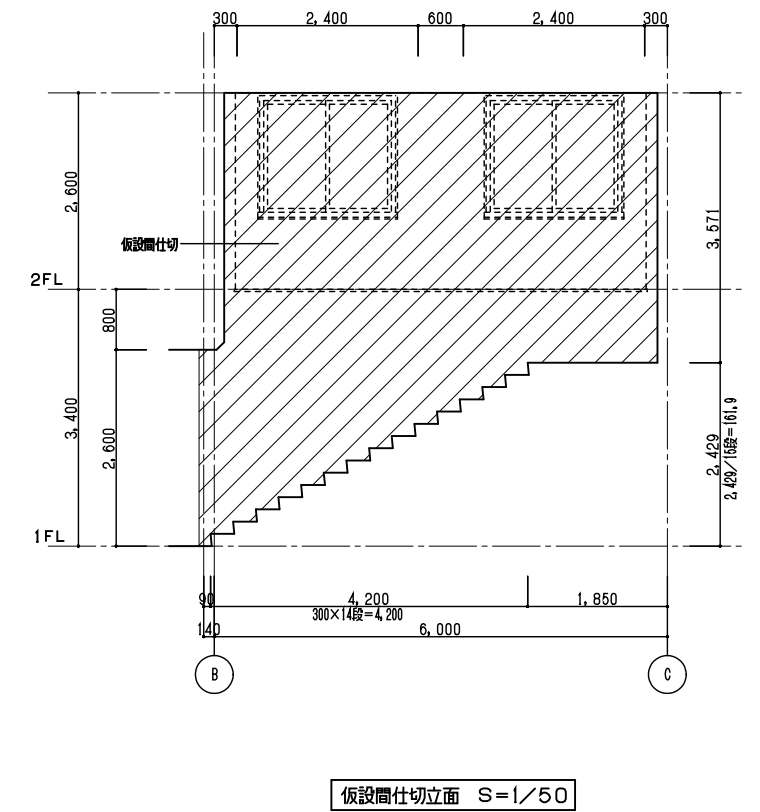
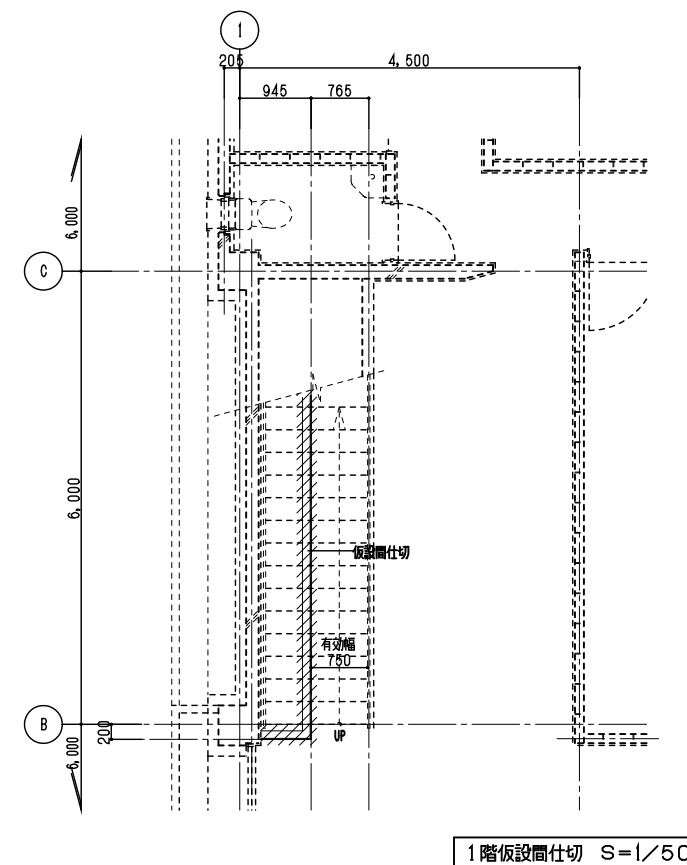
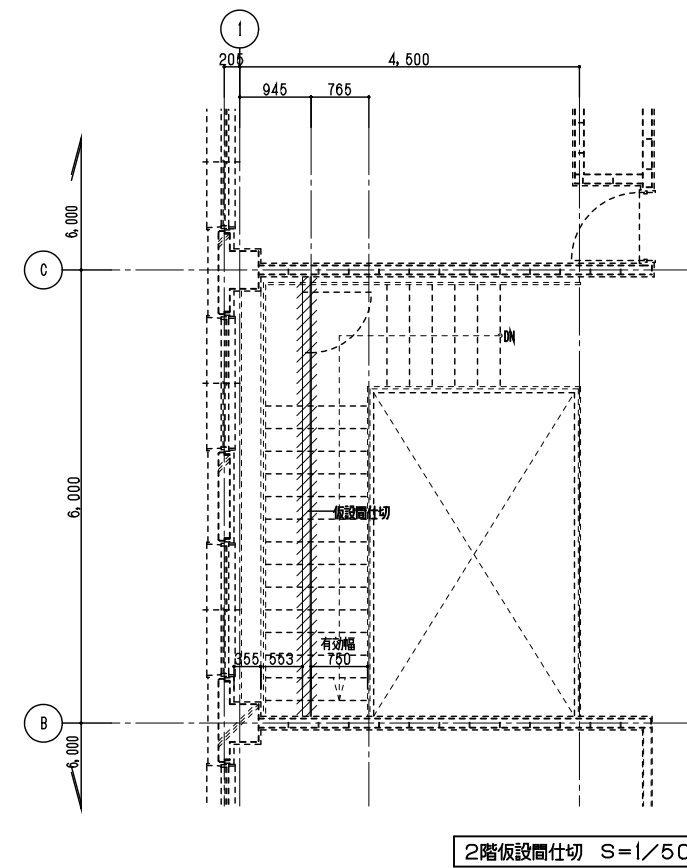
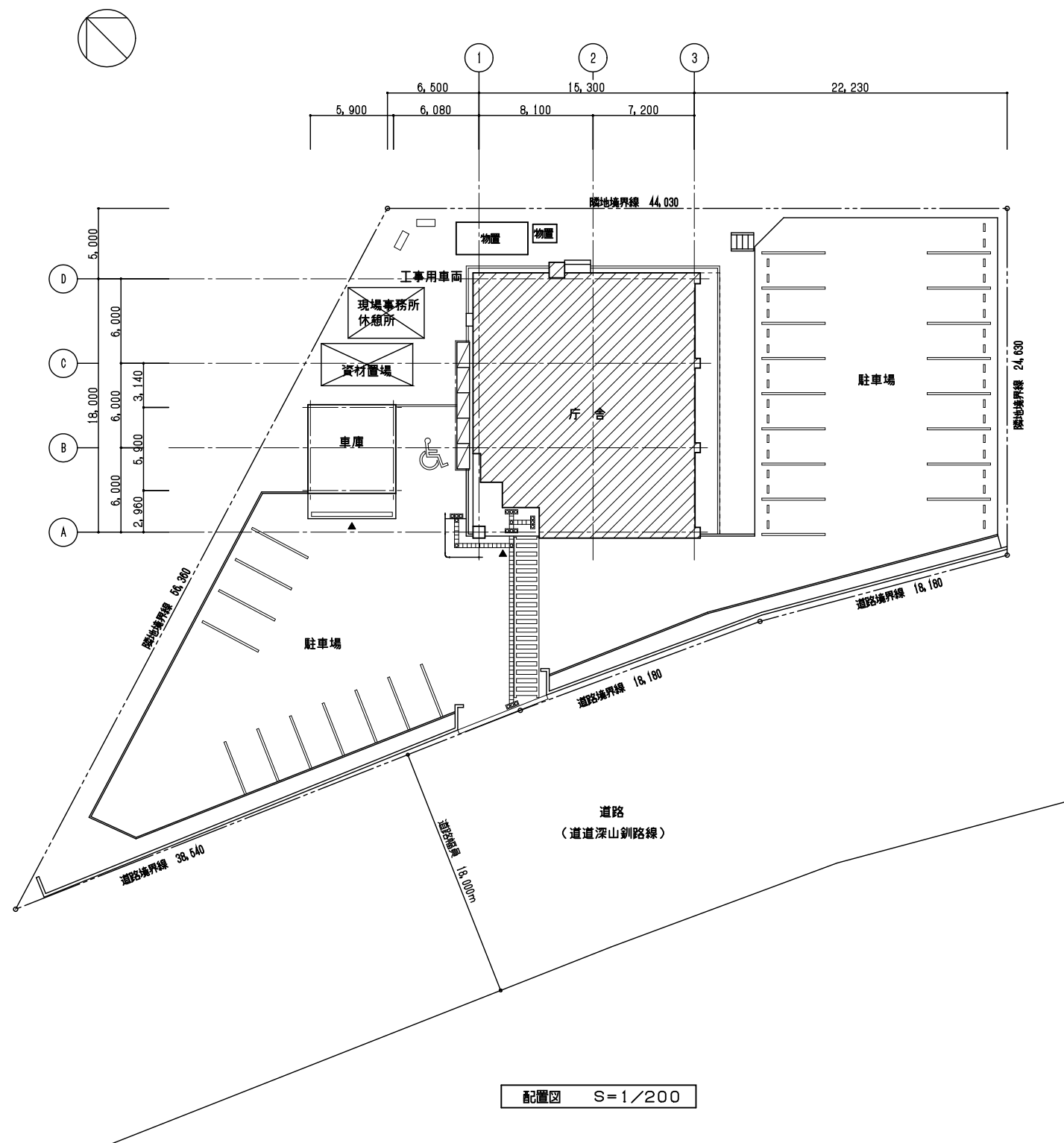


平面詳細図 S = 1 / 20



断面詳細図 S = 1 / 20

凡 例		躯体撤去部分を示す		仕上撤去部分を示す	▽	シーリング10×10						鋼路劣働基準監督署 1 8耐震改修（建築その他）工事					
		躯体新設部分を示す		仕上新設部分を示す	◀	シーリング15×10						部分詳細図 S=図示					A-18
												北海道労働局総務部					

[illegible]

構造関係共通事項		項 目	特 記 事 項	構-3 あ ら か じ め の 検 討				
構-1 総 則	構造関係共通事項	構-2 建 物 概 要 等	1. 建物概要等	1. 軽微な変更への対応 (あらかじめの検討)	施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更等(位置の変更) 施工誤差を考慮して構造耐力上支障がない検討が行われている部分(変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第82条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限り)			
	1.1 適用範囲							
	1.2 優先順位							
	1.3 特記仕様							
	1.4 用語の定義	2. 構造設計条件等	2. 構造設計条件等	1. コンクリートの単位 水量測定	(1)単位水量の測定は、150㎡に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。 (2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(2)〔Ⅲ〕による。 (3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。 1)測定した単位水量が、配合計画書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま打設する。 2)測定した単位水量が設計値±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、その運搬車の生コンは打設してよいが、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、設計値±15kg/m ³ 以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3)測定した単位水量が設計値±20kg/m ³ を超える場合は、その運搬車は打込まずに持ち帰らせるとともに、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示する。その後、単位水量が設計値±20kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行い、更に設計値±15kg/m ³ 以内に安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。 (4)単位水量管理についての記録を書面(配合計画書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。 (5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、エアメータ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。			
	表1.1 異形鉄筋の断面表示記号							
	表1.2 各階伏図における記号							
	表1.3 梁貫通孔記号							
	表1.4 スリープ材質の凡例	3. 地盤調査資料	3. 地盤調査資料	構-4 施 工 方 法 等 計 画 書 関 連 等				
	表1.5 高力ボルト径の記号							
	表1.6 普通ボルト径の記号							
	表1.7 溶接継手及び溶接面の分類記号							
	表1.8 溶接の補助記号	4. 液状化対策	4. 液状化対策					
	図1.1 溶接記号の記載例							

構造関係共通図（配筋標準図）

1.1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、表1.1を標準とする。

		折曲げ内法直径(D)		
折曲げ 角 度	折曲げ図 (余長)	SD295A SD295B、SD345	SD390	
		D16以下	D19 ～D38	D19 ～D38
180°				
135°				
90°		3d以上	4d以上	5d以上
135° 及び 90° (幅止め筋)				

1. 片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は4d以上とする。
2. 90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

2.1 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
(1) 柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（●印）

(2) 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
(3) 杭基礎のベース筋
(4) 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3.1 継手及び定着

(a) 鉄筋の重ね継手

(1) 径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
(2) 鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

鉄筋の種 類	コンクリートの設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L ₁ (フックなし)	L _{1h} (フックあり)
SD295A SD295B	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24, 27	35d	25d
	30, 33, 36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24, 27	40d	30d
	30, 33, 36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24, 27	45d	35d
	30, 33, 36	40d	30d

(注) 1. L₁、L_{1h}: フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
2. フックありの場合のL_{1h}は、図3.1に示すようにフック部分Qを含まない。
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

図3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

(3) 鉄筋の重ね継手の長さは、フックありなしにかかわらず40d以上（軽量骨材を使用する場合では50d以上）と表3.1の重ね継手の長さのうち大きい値とする。

(4) 隣り合う継手の位置は、表3.2による。
ただし、壁の場合及びスラブ筋でD16以下の場合は除く。

表3.2 隣り合う継手の位置

	フックあり の場合	フックなし の場合	
		L _{1h}	L ₁
重ね継手			
溶接継手	－		
機械式継手	－		

(b) 鉄筋の定着

(1) 鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

鉄筋の種 類	コンクリートの設計基準強度 F _c (N/mm ²)	直線定着の長さ		フックあり定着の長さ					
		L ₁	L ₂	L ₃ 小梁	L _{3h} スラブ	L _{1h}	L _{2h}		
SD295A SD295B	18	45d	40d	10d かつ 150mm 以上	10d	35d	30d		
	21	40d	35d					25d	
	24, 27	35d	30d					25d	20d
	30, 33, 36	35d	30d					25d	20d
SD345	18	50d	40d	20d	10d	35d	30d		
	21	45d	35d					30d	25d
	24, 27	40d	35d					30d	25d
	30, 33, 36	35d	30d					25d	20d
SD390	21	50d	40d	20d	10d	35d	30d		
	24, 27	45d	40d					35d	30d
	30, 33, 36	40d	35d					30d	25d

(注) 1. L₁、L_{1h}: 2. 以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2. L₂、L_{2h}: 割製破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3. L₃ : 小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
4. L_{3h} : 小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5. フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Q を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

図3.2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

(2) 梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(i)、(ii)及び(iii)をすべて満足するものとする。
(i) 全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
(ii) 余長は8d以上
(iii) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さは表3.4に示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

図3.3 折曲げ定着の方法

表3.4 鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種 類	コンクリートの設計基準強度 F _c (N/mm ²)	L _a	L _b
SD295A SD295B	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24, 27	15d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24, 27	20d	15d
	30, 33, 36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24, 27	20d	20d
	30, 33, 36	20d	15d

(注) 1. L_a : 梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
(基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。)
2. L_b : 小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
(片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。)
3. 軽量コンクリートの場合は、表の値に5dを加えたものとする。

(3) 溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、L₂及びL₃は表3.3の(注)による。

図3.4 溶接金網の継手及び定着

(4) スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

4.1 最小かぶり厚さ

(a) 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

構造部分の種類		最小かぶり厚さ
土に接しない部分	スラブ、耐力壁以外の壁	仕上がりあり 20 仕上がりなし 30
	柱、梁、耐力壁	屋内 仕上がりあり 30 仕上がりなし 30
		屋外 仕上がりあり 30 仕上がりなし 40
		擁壁、耐圧スラブ
	土に接する部分	柱、梁、スラブ、壁 * 40 基礎、擁壁、耐圧スラブ * 60
	煙突等高温を受ける部分	60

(注) 1. *印のかぶり厚さは、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートの場合は特記による。
2. 「仕上がり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
3. スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さは、捨コンクリートの厚さを含まない。
4. 杭基礎の場合のかぶり厚さは、杭先端からとする。
5. 塩害を受けるおそれのある部分等、耐久性上不利な箇所は、特記による。

(b) 柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

(c) 鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

(d) 鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。
(1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍
(2) 25mm
(3) 隣り合う鉄筋の平均径（呼び名の数値）の1.5倍

図4.1 鉄筋相互のあき

Dは、鉄筋の最大外径

(e) 鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、(d)による。

(f) 貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、(c)による。

5.1 基礎梁

(a) 一般事項

(1) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

(2) 梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(b) (4)による。

図5.1 梁筋の基礎梁内への定着

(b) 独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

図5.2 主筋の継手、定着及び余長（その1）

(c) 独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、(d)による。

図5.3 主筋の継手、定着及び余長（その2）

(d) 連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。

図5.4 主筋の継手、定着及び余長（その3）

(注) 1. 図示のない事項は、7.1による。
2. 印は、継手及び余長位置を示す。
3. 破線は、柱内定着の場合を示す。
4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

5.2 基礎梁のあばら筋等

(a) 一般事項

(1) あばら筋の径および間隔は、構造図による。
(2) あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(b)による。
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

図5.5 あばら筋組立の形及びフックの位置

(b) 腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は構造図による。

(c) あばら筋の割付けは、7.2(c)による。

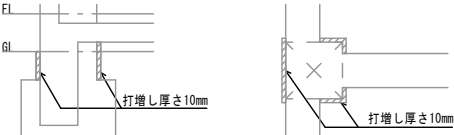
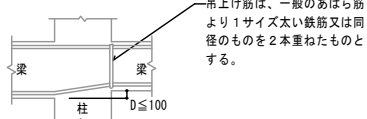
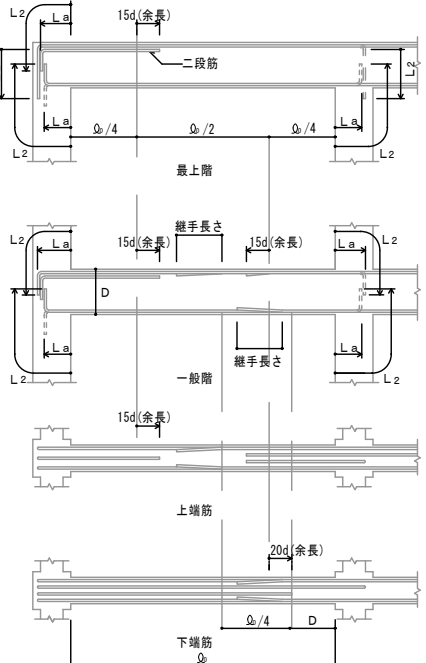
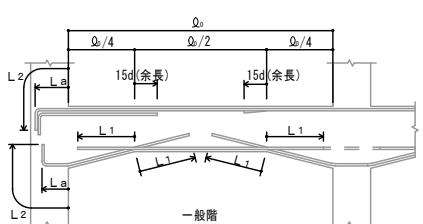
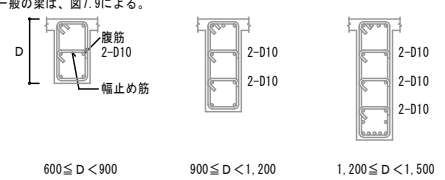
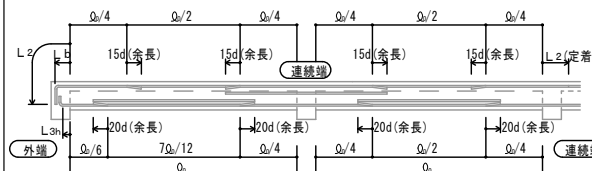
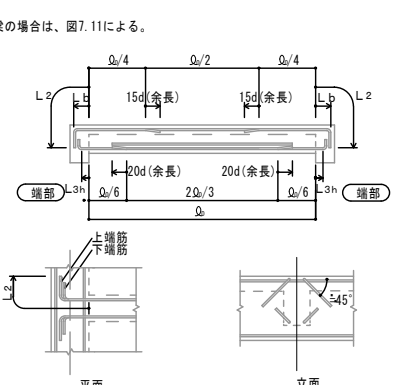
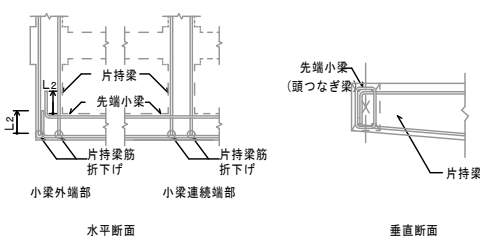
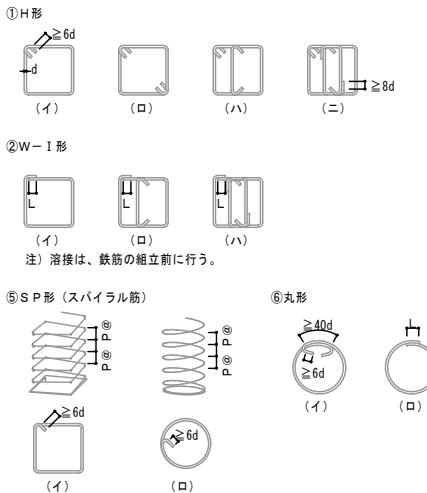
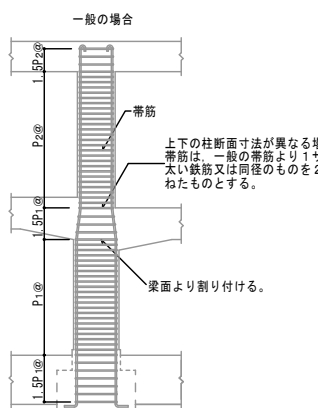
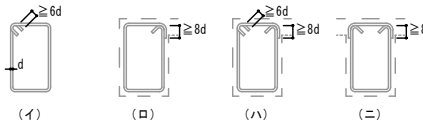
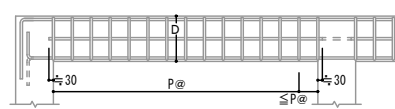
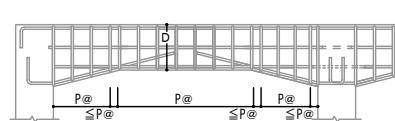
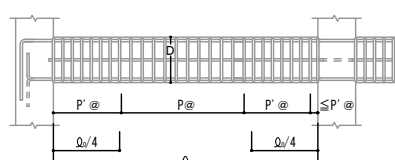
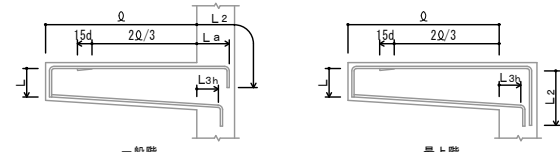
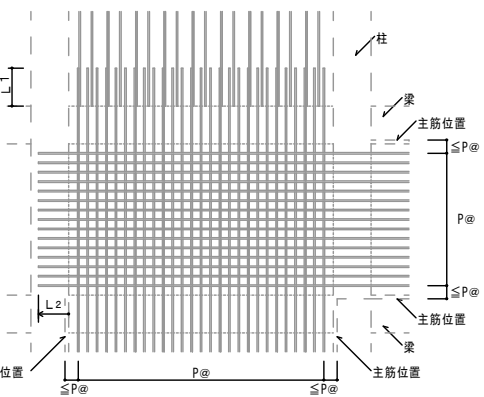
6.1 柱

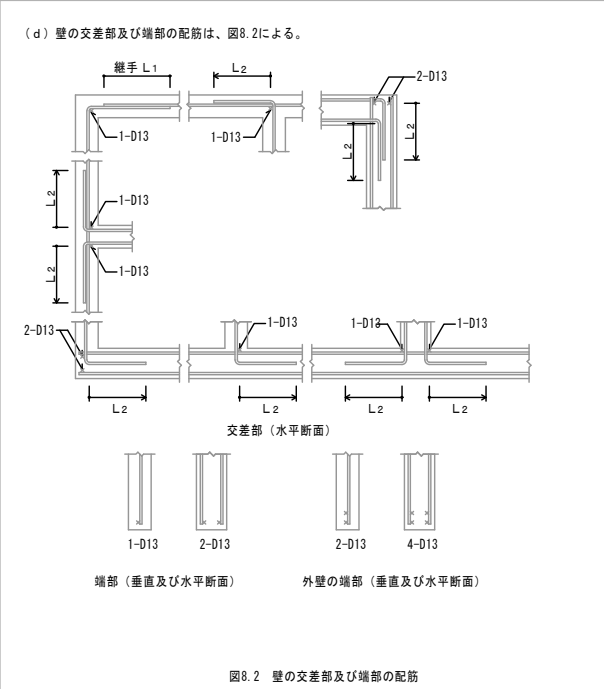
(a) 一般事項

(1) 継手中心位置は、梁上端から500mm以上、1,500mm以下、かつ、3ho/4 (hoは柱の内法高さ) 以下とする。
(2) 継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着長さL₂が確保できない場合は、構造図による。

図6.1 柱主筋の継手、定着及び余長

(注) 1. 柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
2. 隣り合う継手の位置は、表3.2 [隣り合う継手の位置] による。
3. 継手及び定着は、すべての階に適用できる。

(b) 柱打増し部 (1) 打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。 (2) 土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。  図6.2 柱打増し部	7.1 大梁 (a) 一般事項 (1) 梁の上がり下がりには FL を基準とした寸法値とする。 (2) 地中梁下の砂利地床厚及び捨てコンクリート地床厚は構造図による。 (3) 打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。 (b) 大梁主筋の継手及び定着の一般事項 (1) 継手中心位置は、次による。 上端筋：中央 $\frac{Q_0}{2}$ 以内 下端筋：柱面より梁せい（D）以上離し、$\frac{Q_0}{4}$を加えた範囲以内 (2) 継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。 (3) 梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。  図7.1 梁主筋の梁内定着 (4) 梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。 なお、定着の方法は3.1(b)(2)による。 上端筋：曲げ降ろす 下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。 下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。 (5) 梁にハンチをつける場合、その傾斜は構造図による。 (6) 段違い梁は、図7.2による。  図7.2 段違い梁 (c) ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。  図7.3 大梁の重ね継手、定着及び余長 (注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。 2.  印は、継手及び余長を示す。 3. 破線は、柱内定着の場合を示す。 4. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上） (d) ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。  図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長 (注) 1. 梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。 2.  印は、継手及び余長を示す。 3. 梁内定着の端部下端筋が接近するときは、 のように引き通すことができる。 4. 破線は、柱内定着を示す。 5. 梁主筋のみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上） 図7.4 ハンチのある大梁の定着及び余長	(d) 腹筋及び幅止め筋 (1) 一般の梁は、図7.9による。  図7.9 腹筋および幅止め筋	7.3 小梁 (a) 小梁主筋の継手、定着及び余長 (1) 連続小梁の場合は、図7.10による。  図7.10 小梁主筋の継手、定着及び余長（その1） (注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。 2.  印は、余長位置を示す。 図7.10 小梁主筋の継手、定着及び余長（その1） (b) 単独小梁の場合は、図7.11による。  図7.11 小梁主筋の継手、定着及び余長（その2） (注) 1. 図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。 2.  印は、余長位置を示す。 図7.11 小梁主筋の継手、定着及び余長（その2）	(2) 先端に小梁がある場合は、図7.13による。  図7.13 片持梁主筋の定着 (注) 1. 図示のない場合は、（1）による。 2. 先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。 3. 先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。 図7.13 片持梁主筋の定着																																																					
6.2 帯筋 (a) 帯筋の種類及び間隔は、構造図による。 (b) 帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。 (1) H形の135°曲げのフックが困難な場合は、W-1形とする。 (2) 溶接する場合の溶接長さLは、両面フレア溶接の場合は5d以上、片面フレア溶接の場合は10d以上とする。 (3) S P形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻きを行う。  図6.3 帯筋組立の形 (c) フック及び継手の位置は交互とする。 (d) 帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は構造図による。  図6.4 帯筋の割付け (注) 1. 図示のない事項については、一般の場合に同じ。 2. 柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P1@または1.5P2@とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。 なお、P1@、P2@は、特記された帯筋の間隔を示す。 図6.4 帯筋の割付け	7.2 あばら筋等 (a) あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項 (1) あばら筋の種類、径及び間隔は、構造図による。 (2) 腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは構造図による。 (3) 幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000@程度とする。 (b) あばら筋組立の形及びフックの位置 (1) 形は、図7.5（イ）とする。 ただし、L形梁の場合は、（ロ）または（ハ）、T形梁の場合は（ロ）～（ニ）とすることができる。 (2) フックの位置 i. （イ）の場合は交互とする。 ii. （ロ）の場合 L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。 iii. （ハ）の場合は床版の付く側を90°折曲げとする。  図7.5 あばら筋組立の形 (c) あばら筋の割付け (1) 間隔が一樣でハンチのない場合は、図7.6による。  図7.6 あばら筋の割付け（その1） (2) 間隔が一樣でハンチのある場合は、図7.7による。  図7.7 あばら筋の割付け（その2） (注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 (3) 梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。  図7.8 あばら筋の割付け（その3） (注) 1. あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。 2. 図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。 図7.8 あばら筋の割付け（その3）	7.4 片持梁 (a) 片持梁主筋の定着及び余長 (1) 先端に小梁のない場合は、図7.12による。  図7.12 片持梁主筋の定着及び余長 (注) 1. 図示のない事項は、7.1による。 2.  印は、余長位置を示す。 3. 先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。 図7.12 片持梁主筋の定着及び余長	8.1 壁 (a) 一般事項 (1) 壁配筋の重ね継手及び定着の長さは、重ね継手長さをL1、定着長さをL2とする。 (2) 幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。 (3) EW〇〇、EKW〇〇、ERW〇〇の配筋はW〇〇、KW〇〇、RW〇〇に同じで、かぶり厚さ、定着長さ及び継手長さは、3.1、4.1による。 (4) 打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打ち増し部分は含まない。  図8.1 壁の配筋 (注) 図中のP@は、特記された壁筋の間隔を示す。 図8.1 壁の配筋 (b) 壁の配筋は表8.1により、種別は構造図による。 <table><tr><th colspan="4">表8.1 壁の配筋</th></tr><tr><th>種別</th><th>縦筋及び横筋</th><th>断面図 (mm)</th><th></th></tr><tr><td>W12</td><td>D10-200@シングル</td><td>120</td><td></td></tr><tr><td>W15A</td><td>D10-150@シングル</td><td>150</td><td></td></tr><tr><td>W15B</td><td>D10-100@シングル</td><td>150</td><td></td></tr><tr><td>W18A</td><td>D10-200@ダブル</td><td>180</td><td></td></tr><tr><td>W18B</td><td>D10-150@ダブル</td><td>180</td><td></td></tr><tr><td>W20A</td><td>D10-200@ダブル</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>W20B</td><td>D10-150@ダブル</td><td>200</td><td></td></tr></table> (注) 壁筋の配筋順序は、規定しない。 (c) 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は構造図による。 <table><tr><th colspan="4">表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋</th></tr><tr><th>種別</th><th>縦筋及び横筋</th><th>断面図 (mm)</th><th>階段の配筋種別 (表10.1)</th></tr><tr><td rowspan="2">KW1</td><td>縦筋 D13-200@ダブル</td><td rowspan="2">180</td><td rowspan="2">KA1 KA3</td></tr><tr><td>横筋 D10-200@ダブル</td></tr><tr><td rowspan="2">KW2</td><td>縦筋 D13-150@ダブル</td><td rowspan="2">200</td><td rowspan="2">KA2 KA4</td></tr><tr><td>横筋 D10-200@ダブル</td></tr></table> (注) 縦筋は、横筋の外側に配筋する。	表8.1 壁の配筋				種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)		W12	D10-200@シングル	120		W15A	D10-150@シングル	150		W15B	D10-100@シングル	150		W18A	D10-200@ダブル	180		W18B	D10-150@ダブル	180		W20A	D10-200@ダブル	200		W20B	D10-150@ダブル	200		表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋				種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)	階段の配筋種別 (表10.1)	KW1	縦筋 D13-200@ダブル	180	KA1 KA3	横筋 D10-200@ダブル	KW2	縦筋 D13-150@ダブル	200	KA2 KA4	横筋 D10-200@ダブル
表8.1 壁の配筋																																																									
種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)																																																							
W12	D10-200@シングル	120																																																							
W15A	D10-150@シングル	150																																																							
W15B	D10-100@シングル	150																																																							
W18A	D10-200@ダブル	180																																																							
W18B	D10-150@ダブル	180																																																							
W20A	D10-200@ダブル	200																																																							
W20B	D10-150@ダブル	200																																																							
表8.2 片持スラブ形階段を受ける壁の配筋																																																									
種別	縦筋及び横筋	断面図 (mm)	階段の配筋種別 (表10.1)																																																						
KW1	縦筋 D13-200@ダブル	180	KA1 KA3																																																						
	横筋 D10-200@ダブル																																																								
KW2	縦筋 D13-150@ダブル	200	KA2 KA4																																																						
	横筋 D10-200@ダブル																																																								
平成30年度版 2018.7. 構造関係共通図3				(工事名) 釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事 構造関係共通図（配筋標準図その2） 平成30年度版 S-03 北海道労働局総務部																																																					



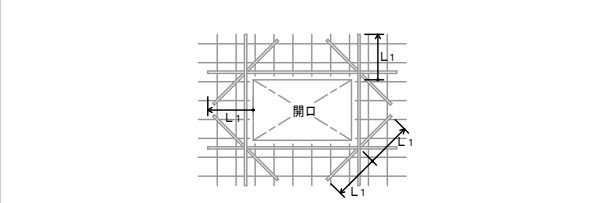
8. 2 壁の補強

(a) 壁開口部の補強
(1) 耐震壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8. 3、B形は表8. 4とし、適用は構造図による。
なお、耐震壁の補強筋は、構造図による。

表8. 3 壁開口部補強筋（A形）		
壁の種類	補強筋	
W12、W15	縦横	斜め
W18、W20	1-D13	1-D13
	2-D13	2-D13

表8. 4 壁開口部補強筋（B形）		
壁の種類	補強筋	
W12、W15	縦横	斜め
W18、W20	2-D13	1-D13
	4-D13	2-D13

(2) 壁開口部補強の定着長さは、図8. 3による。



(b) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、構造図による。

9. 1 スラブ

- (1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がり、FLを基準とした寸法値とする。
(2) 土間スラブ下の砂利地床厚及び捨てコンクリート厚は構造図による。
(3) 土間コンクリート補強筋 (D0) の配筋及びコンクリート厚さは構造図による。
(4) スラブの配筋 (S形配筋) は表9. 1及び図9. 1により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9. 1 S形配筋			
配筋種別	短辺方向（主筋） 全域	長辺方向（配力筋） 全域	
S 1	D13-100@	D13-100@	
S 2	同 上	D13-150@	
S 3	同 上	D10、D13-150@	
S 4	D13-150@	D13-150@	
S 5	同 上	D10、D13-150@	
S 6	同 上	D10-150@	
S 7	D10、D13-150@	D10、D13-150@	

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

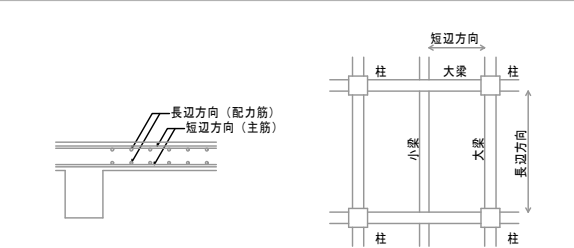


図9. 1 スラブの配筋

- (5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
(6) 鉄筋の重ね継手長さは、L1とする。
(7) 定着長さ及び受け筋は、図9. 2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9. 3により梁内に定着する。

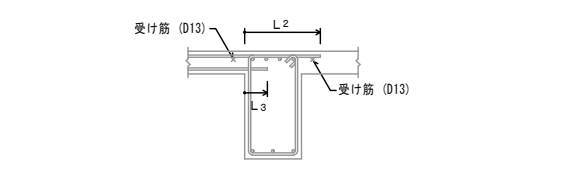


図9. 2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その1）

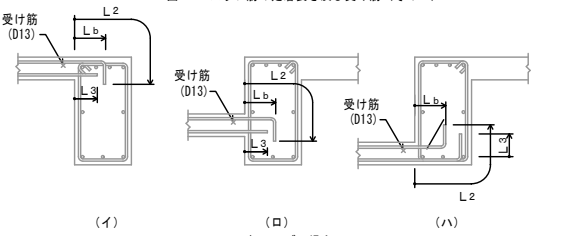


図9. 3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その2）

9. 2 片持スラブ

片持スラブの配筋は、次による。
(1) 片持スラブの配筋（CS形配筋）は、表9. 2並びに図9. 4及び図9. 5により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

表9. 2 CS形配筋		
配筋種別	主筋	
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10、D13-150@
	下	D10、D13-300@
CS4	上	D10、D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別	主筋	
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10、D13-200@
	下	—
CS7	上	D10-200@
	下	—

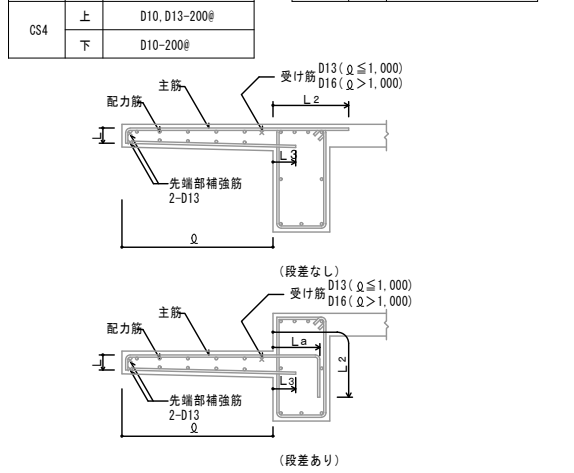


図9. 4 片持スラブの配筋（CS 1からCS 5）

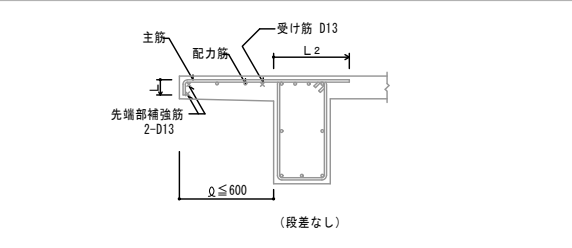


図9. 5 片持スラブの配筋（CS 6及びCS 7）

- (注) 1. 先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚よりかぶり厚さを除いた長さとする。
(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9. 6による。

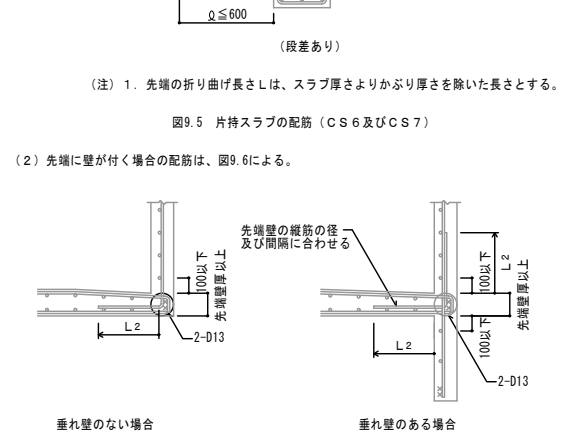


図9. 6 先端に壁が付く場合の配筋

- (3) 出隅部
(i) 補強の配筋は構造図により、配筋方法は、図9. 7による。
(ii) 出隅受け部分（図9. 7の斜線部分）の補強筋は構造図による。

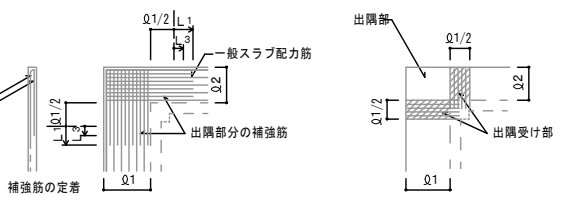


図9. 7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

9. 3 スラブ等の補強

(a) スラブ開口部の補強
スラブ開口部の補強は、特記による。
(i) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合、図9. 8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13（ $\bar{Q} = 2L/1$ ）シングルを上下筋の内側に配筋する。

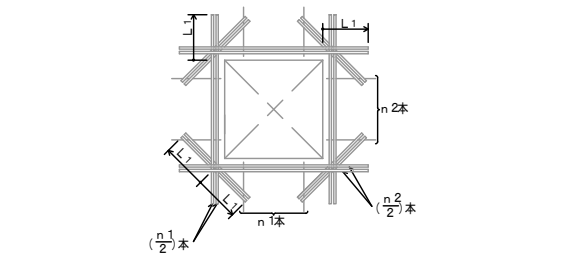


図9. 8 スラブ開口部の補強配筋

- (ii) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(b) 屋根スラブの補強
屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9. 9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

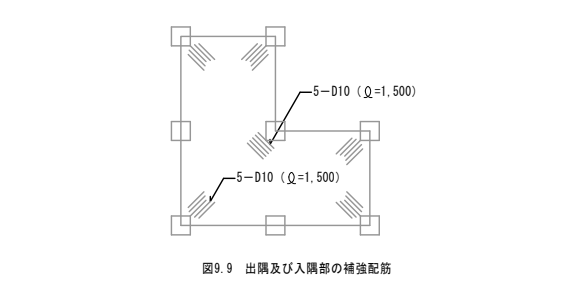


図9. 9 出隅及び入隅部の補強配筋

(c) 土間スラブの打継ぎ補強
基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9. 10による。
ただし、土間スラブとは、土に接するスラブでS形の配筋によるものをいう。

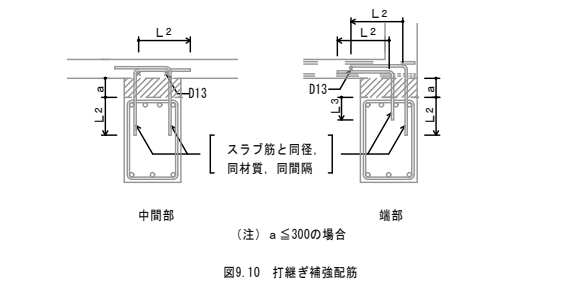


図9. 10 打継ぎ補強配筋

(d) 土間コンクリートの補強
土間コンクリートの補強筋は、構造図による。なお、基礎梁との接合部は、図9. 11による。

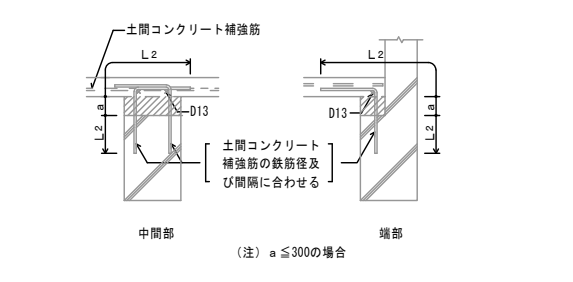


図9. 11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10. 1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10. 1及び図10. 1により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10. 1 片持スラブ形階段の配筋		
配筋種別	主筋	
KA1	上	D13-100@
	下	D13-200@
KA2	上	D10、D13-150@
	下	D10、D13-300@
KA3	上	D10、D13-150@
	下	D10、D13-300@
KA4	上	D10、D13-200@
	下	D10-200@

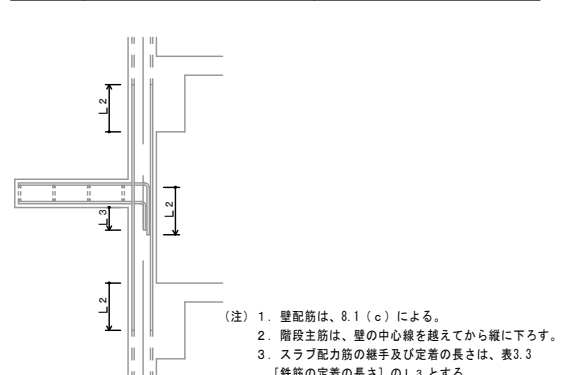


図10. 1 片持スラブ形階段配筋の定着

- (注) 1. 壁配筋は、8. 1 (c) による。
2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3. 3「鉄筋の定着の長さ」のL3とする。

10. 2 二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段の配筋は表10. 2並びに図10. 2及び図10. 3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

表10. 2 二辺固定スラブ形配筋		
配筋種別	主筋	
KB1	上端筋、下端筋とも（全域）	D13-200@
KB2	D13-150@	
KB3	D13-100@	
KB4	D13、D16-150@	
KB5	D16-150@	
KB6	D16-125@	
KB7	D16-100@	

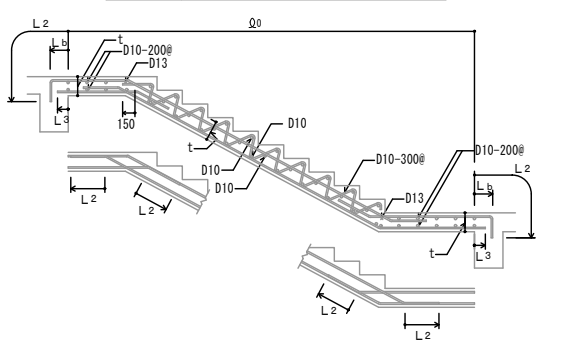


図10. 2 二辺固定スラブ形階段配筋（その1）

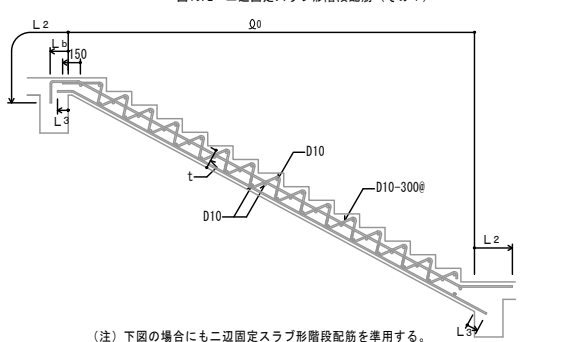


図10. 3 二辺固定スラブ形階段配筋（その2）

耐震改修共通事項（案）

「特記仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」及び図面に特記のない事項は下記による。

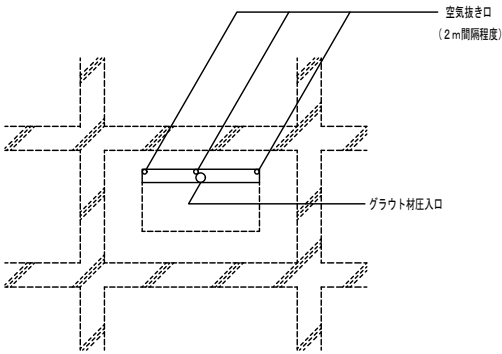
1. 鉄筋の断面表示は、下記による。

記 号	▽	×	⊘	◡	○	◎	⊗	⊙
異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32

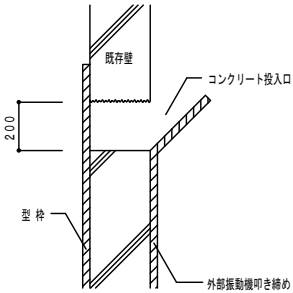
2. 各階伏図における記号は下表による。

記 号	説 明	記 号	説 明
	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
	土間コンクリート		スラブ開口
	CB壁（コンクリートブロック壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	(±)	F Lからの上がり下がり

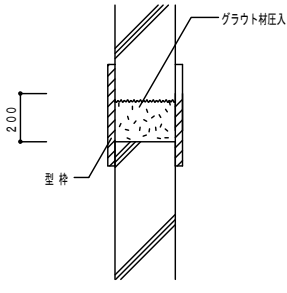
コンクリート及びグラウト材圧入要領図



開口閉塞用



（1）普通コンクリート打設要領

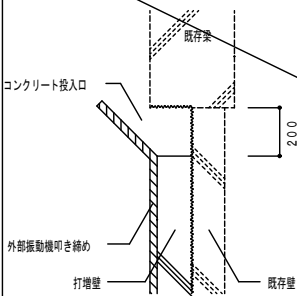


（2）グラウト材圧入要領

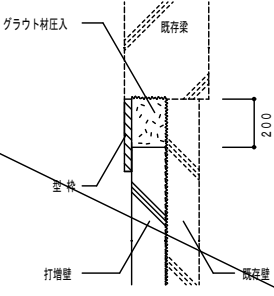
共通事項

（1）による普通コンクリート施工後、（2）によりグラウト材を圧入する

打増し壁用



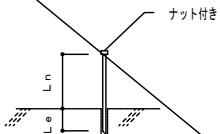
（1）普通コンクリート打設要領



（2）グラウト材圧入要領

あと施工アンカー（接着系）

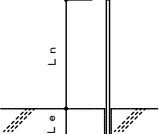
壁一般部



※は図示による。

径	Le≥12da	Ln≥20da	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	200以上	
・ D16	192以上	320以上	
・ D19	228以上	380以上	
・ D22	264以上	440以上	
・ D25	300以上	500以上	

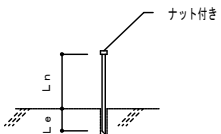
壁開口補強筋用



※は図示による。

径	Le≥12da	Ln≥40da	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	520以上	
・ D16	192以上	640以上	
・ D19	228以上	760以上	
・ D22	264以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	

シアコネクター



※500（タテ・ヨコ）

径	Le≥7da	Ln≥8da	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	80以上	

打ち増し壁

壁既存開口閉塞部

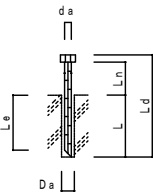
※は図示による。

径	Le≥7da	Ln≥20da	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	200以上	
・ D16	112以上	320以上	
・ D19	133以上	380以上	
・ D22	154以上	440以上	
・ D25	175以上	500以上	

打ち増し壁 開口補強筋用

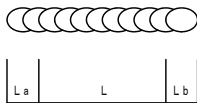
※は図示による。

径	Le≥10da	Ln≥40da	確認強度 (KN)
・ D13	130以上	520以上	
・ D16	160以上	640以上	
・ D19	190以上	760以上	
・ D22	220以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	



Le : コンクリート穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ (mm)
Le : アンカーの有効埋め込み長さ (mm)
Ld : アンカー筋の全長 (mm)
Ln : 増設部への有効定着長さ (mm)
da : アンカー軸部の直径、接着系アンカーではアンカー筋の呼び名 (mm)
Da : 既存コンクリート躯体への穿孔径 (mm)

フレア溶接を行う場合の溶接長さ



鉄筋又は軽量形鋼にフレア溶接を行う場合は下記による。
有効溶接長さ（L）は、ビードの始点（La）及びクレーター（Lb）を除いた部分の長さとする。
L : 片面フレア溶接の場合 10d
両面フレア溶接の場合 5d
La及びLb=1S（鉄筋については1d）以上
d : 異形鉄筋の呼び名に用いた数値
S : 溶接のサイズ

土間コンクリート、土間スラブ下地業

室名・部位		
土 間 コンクリート		
室名・部位		
土 間 スラブ		

床下防湿層は厚さ0.15mmとし、重ねは250mm以上とする。

スラブ下の床下防湿は、支障がなければ捨コンクリート上端としてもよい。

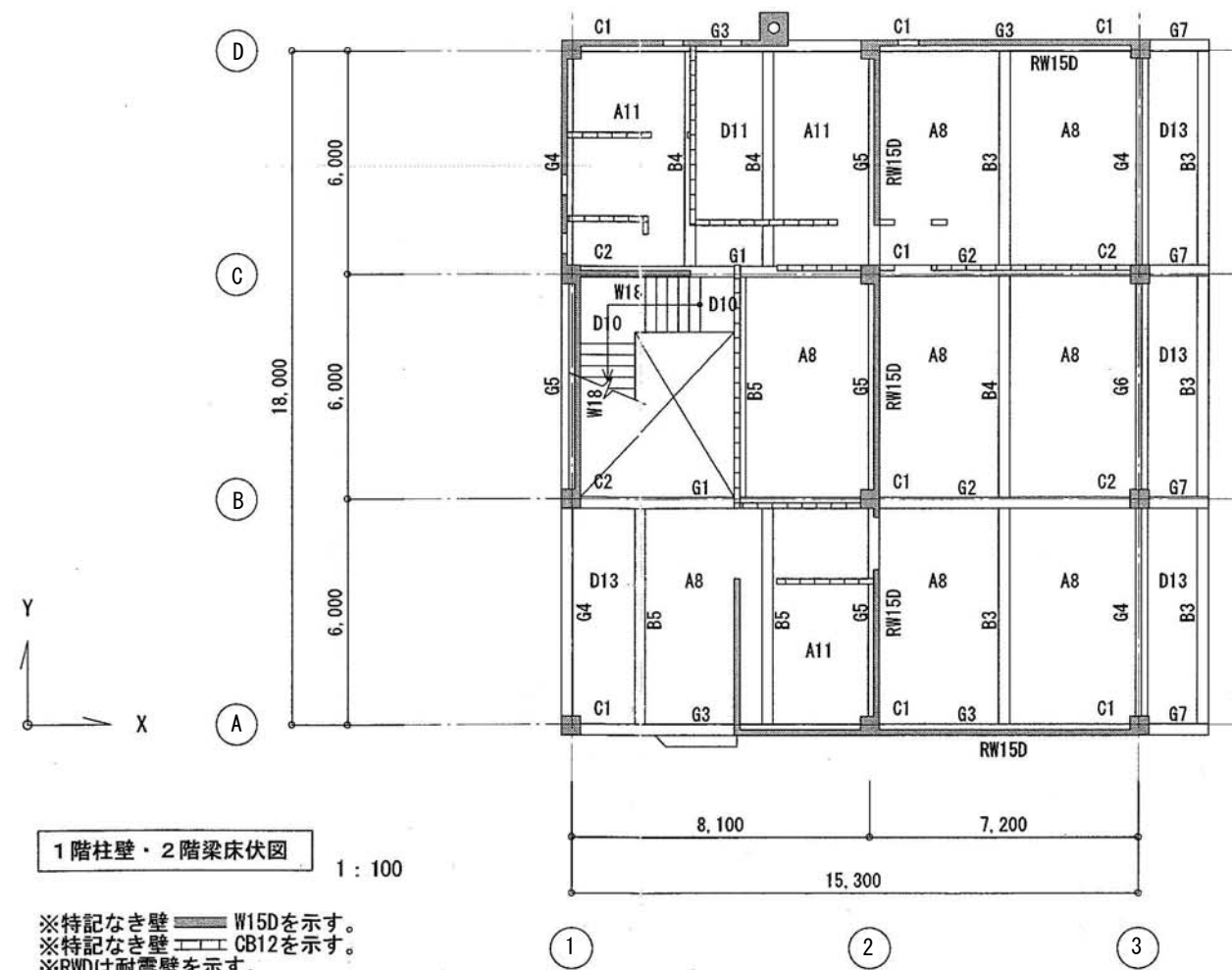
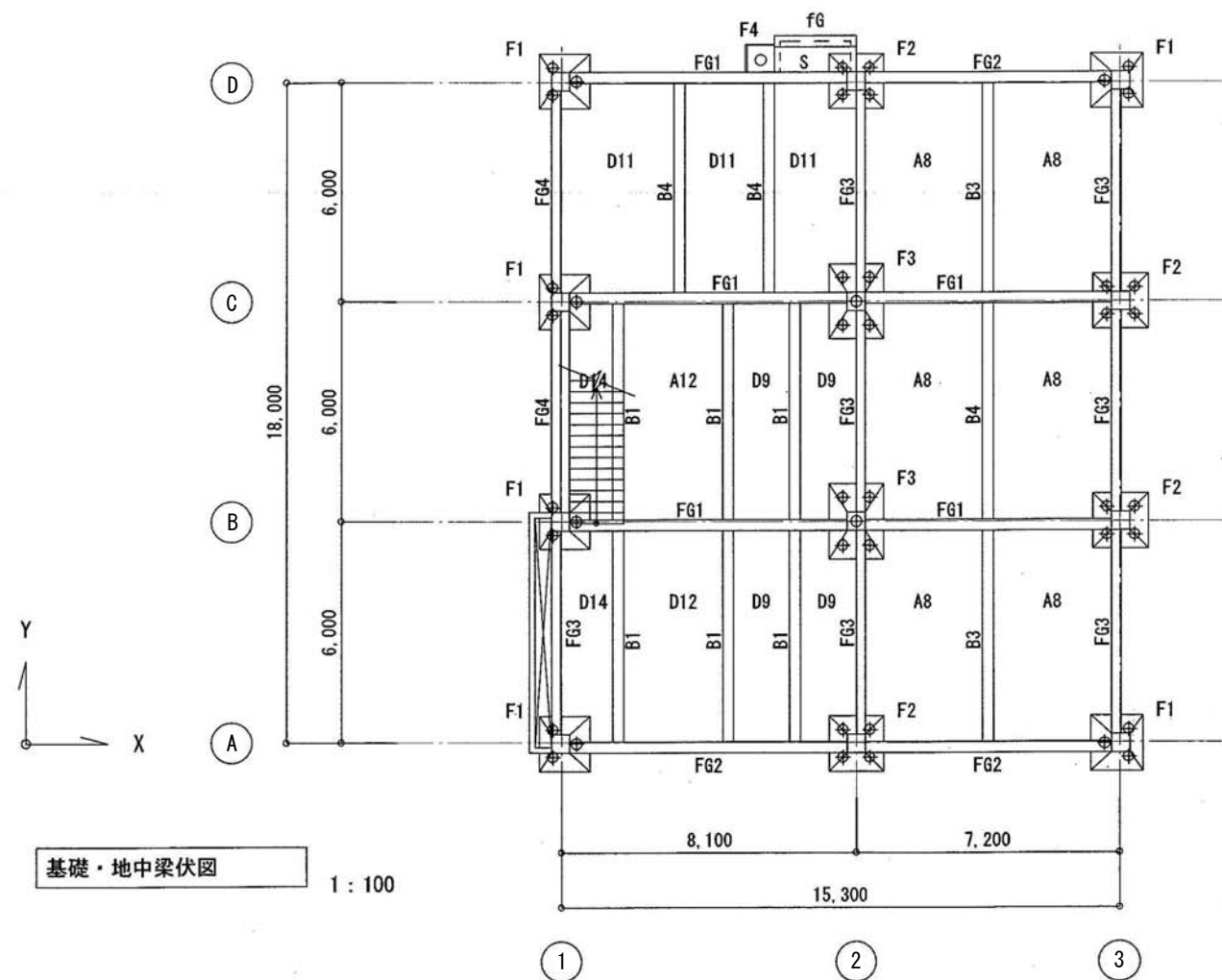
凡 例
床下防湿層
捨コンクリート
断熱材 厚30
砂地業
砂利地業

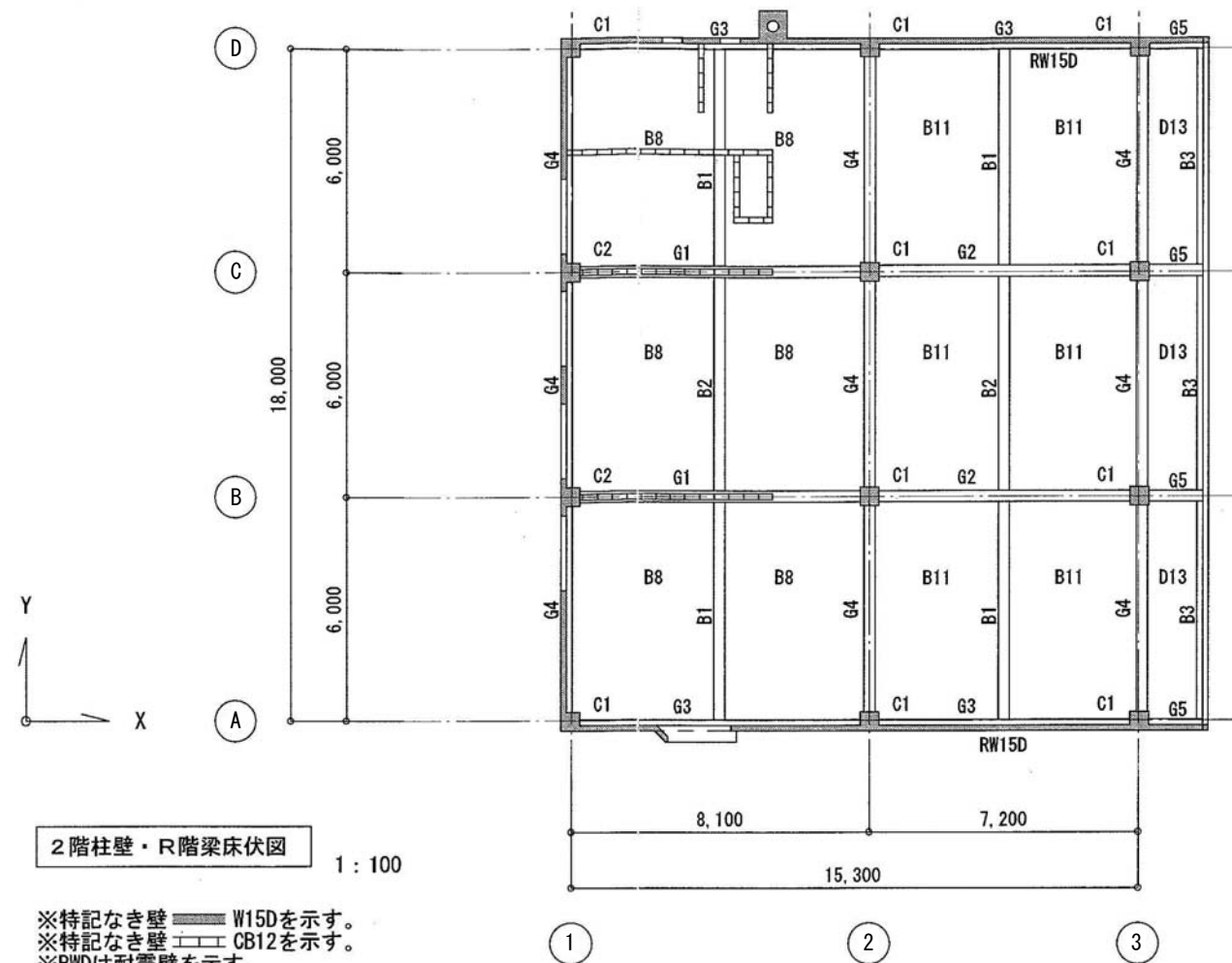
（工事名）釧路労働基準監督署18耐震改修（建築その他）工事

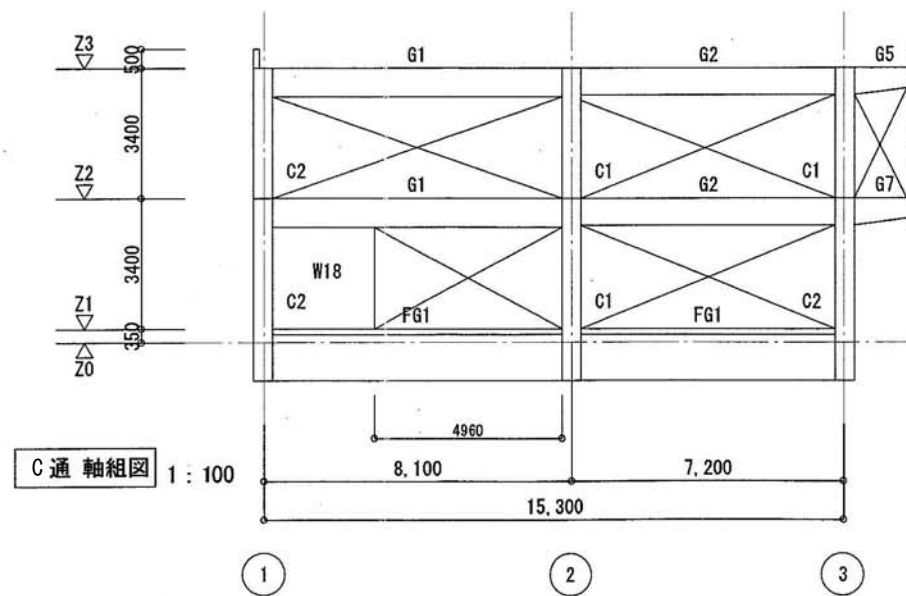
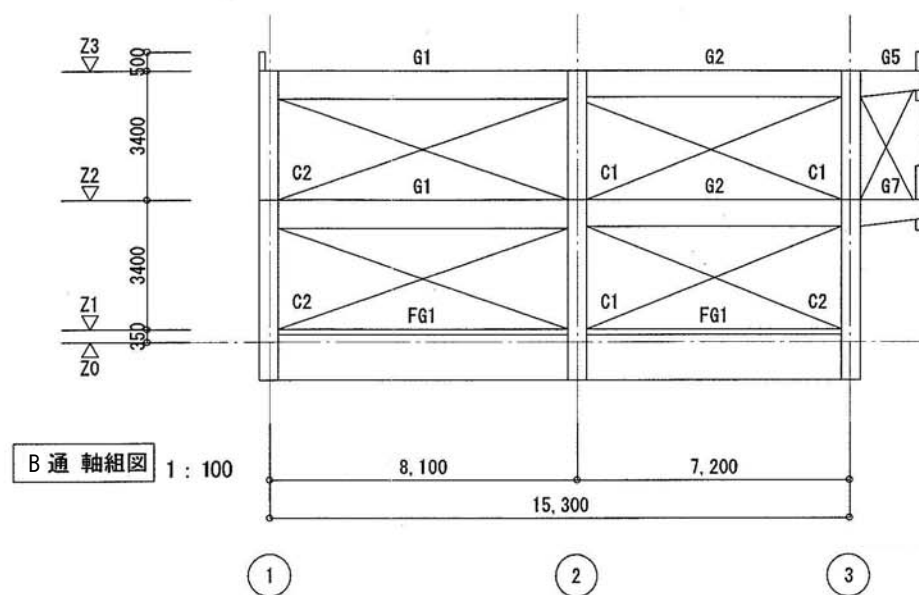
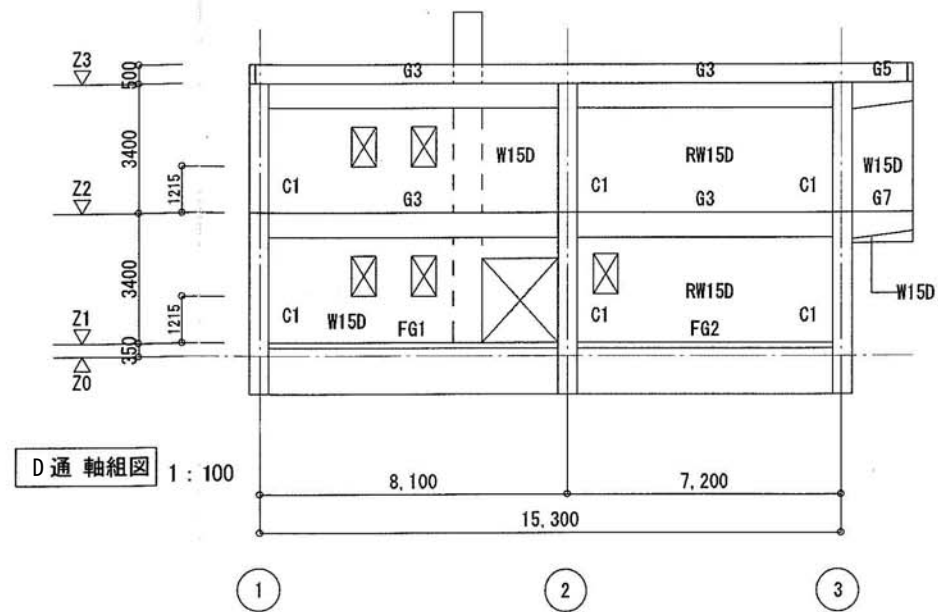
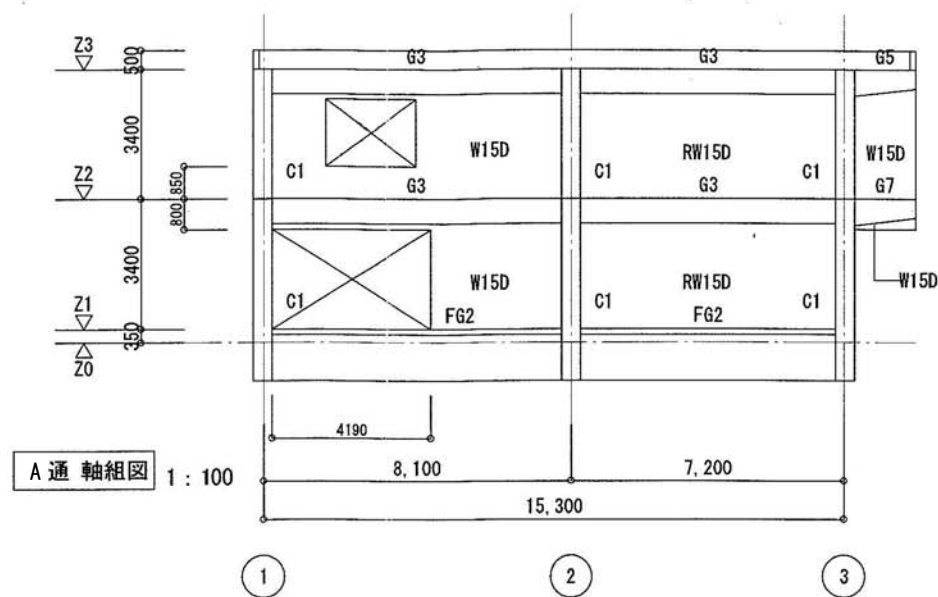
耐震改修共通事項（1）

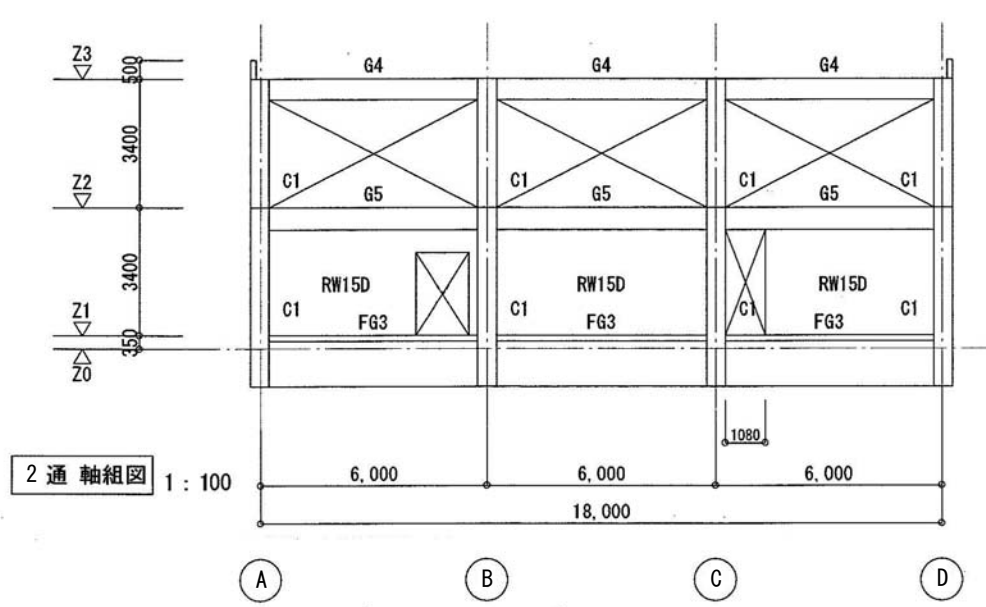
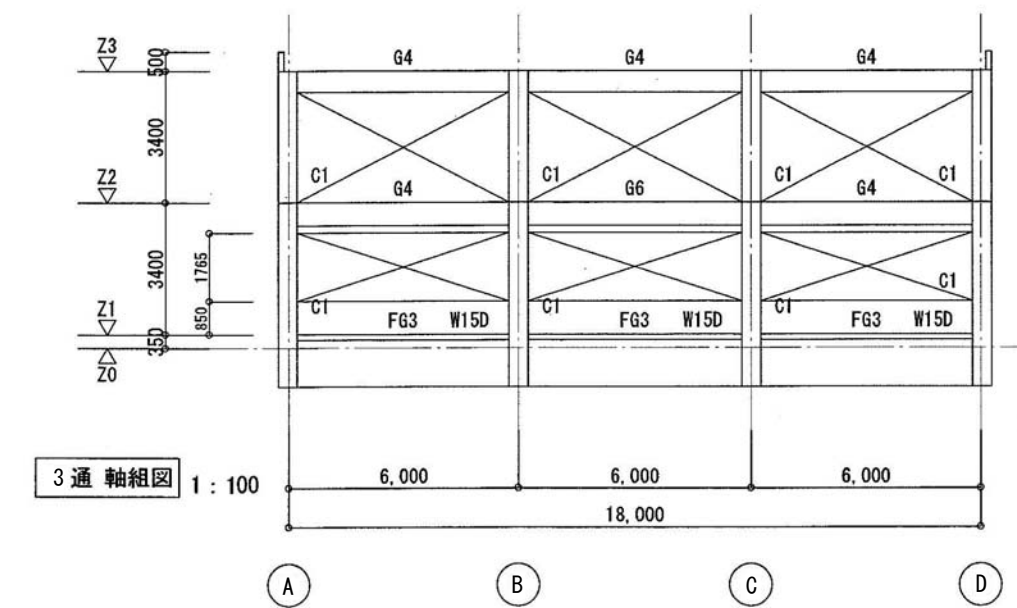
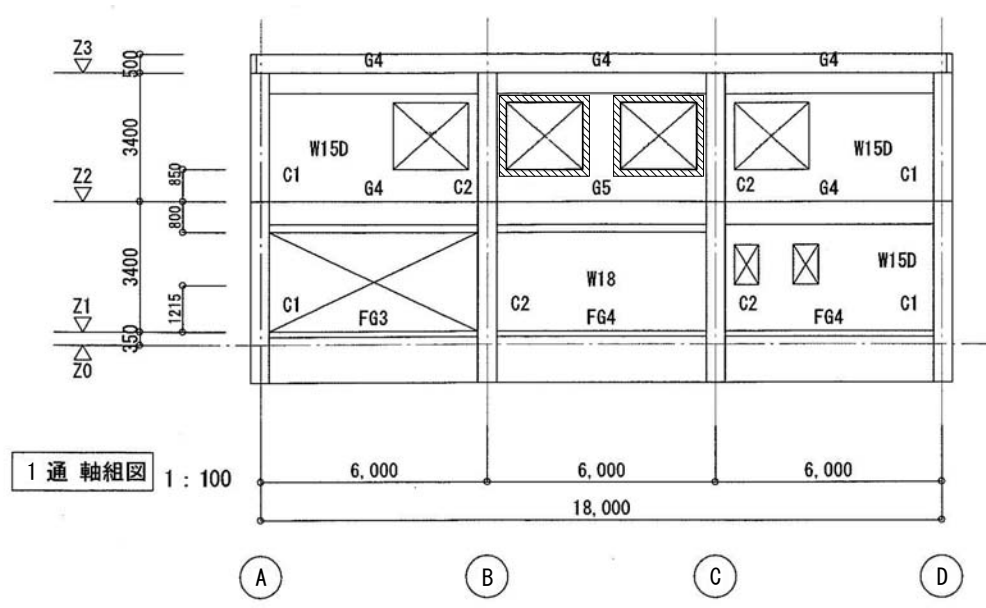
北海道労働局総務部

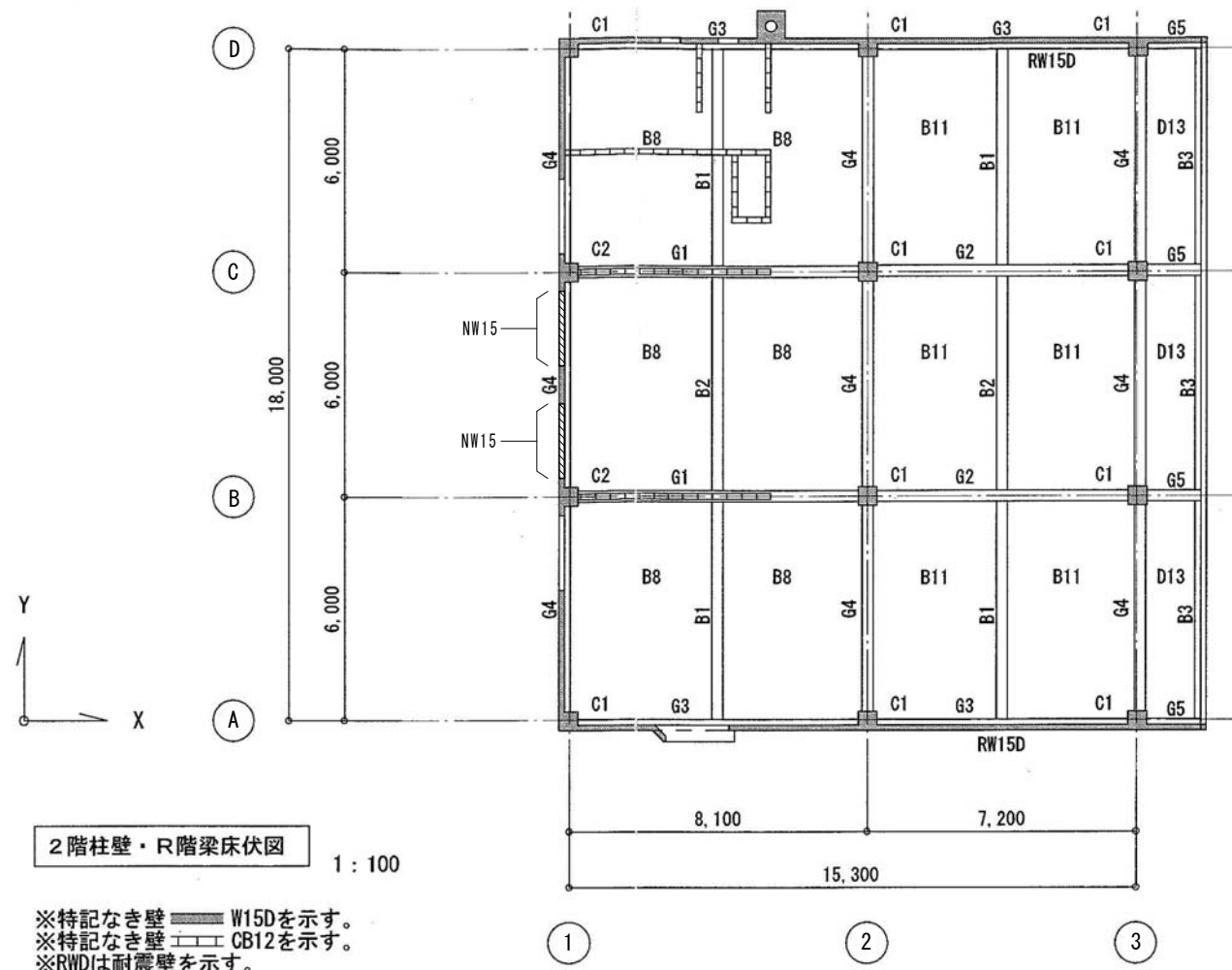
S-05





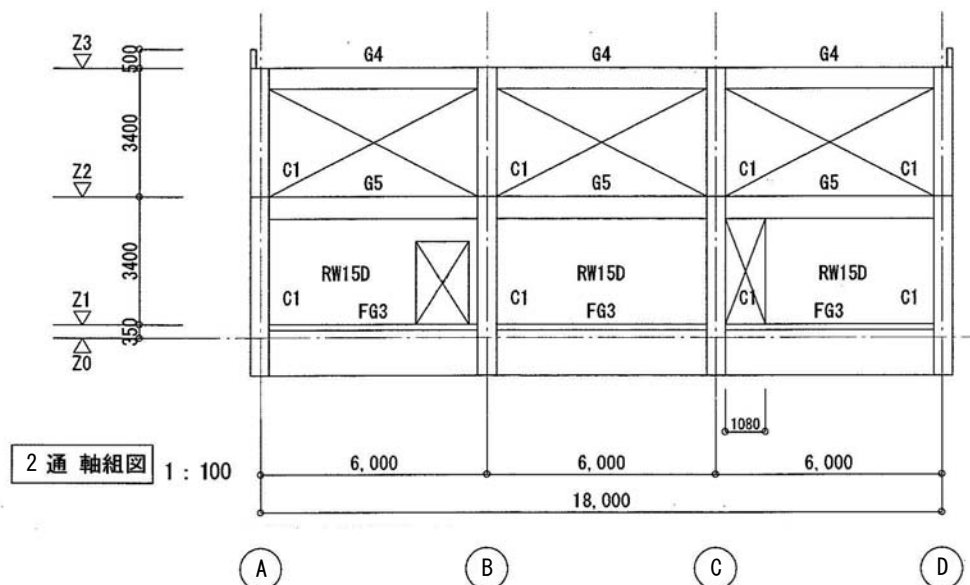
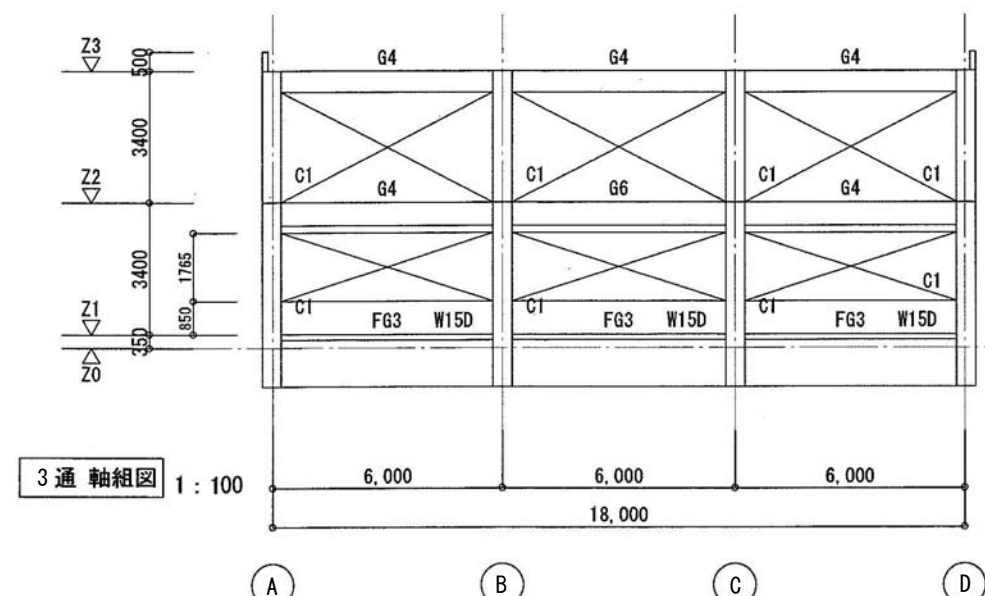
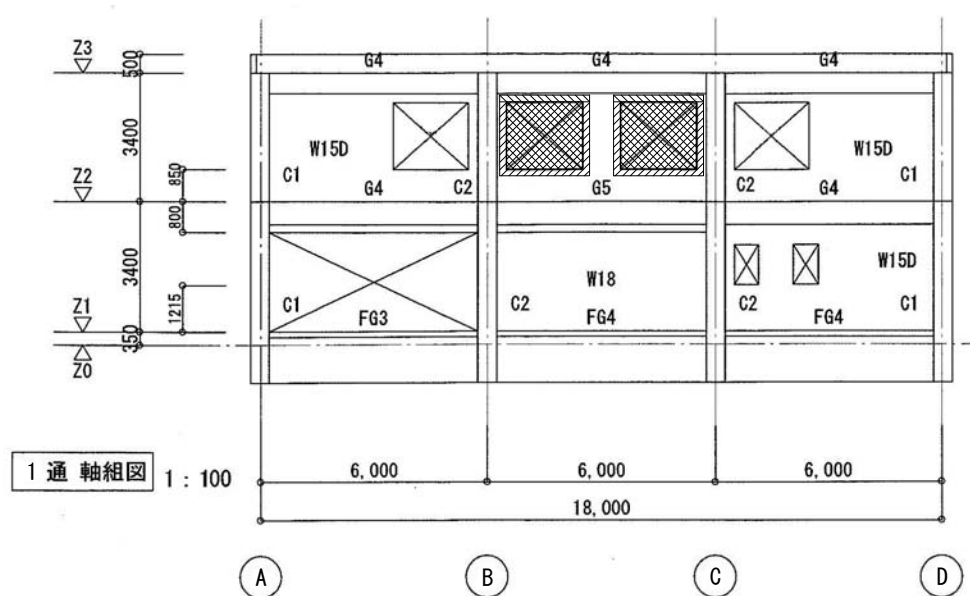


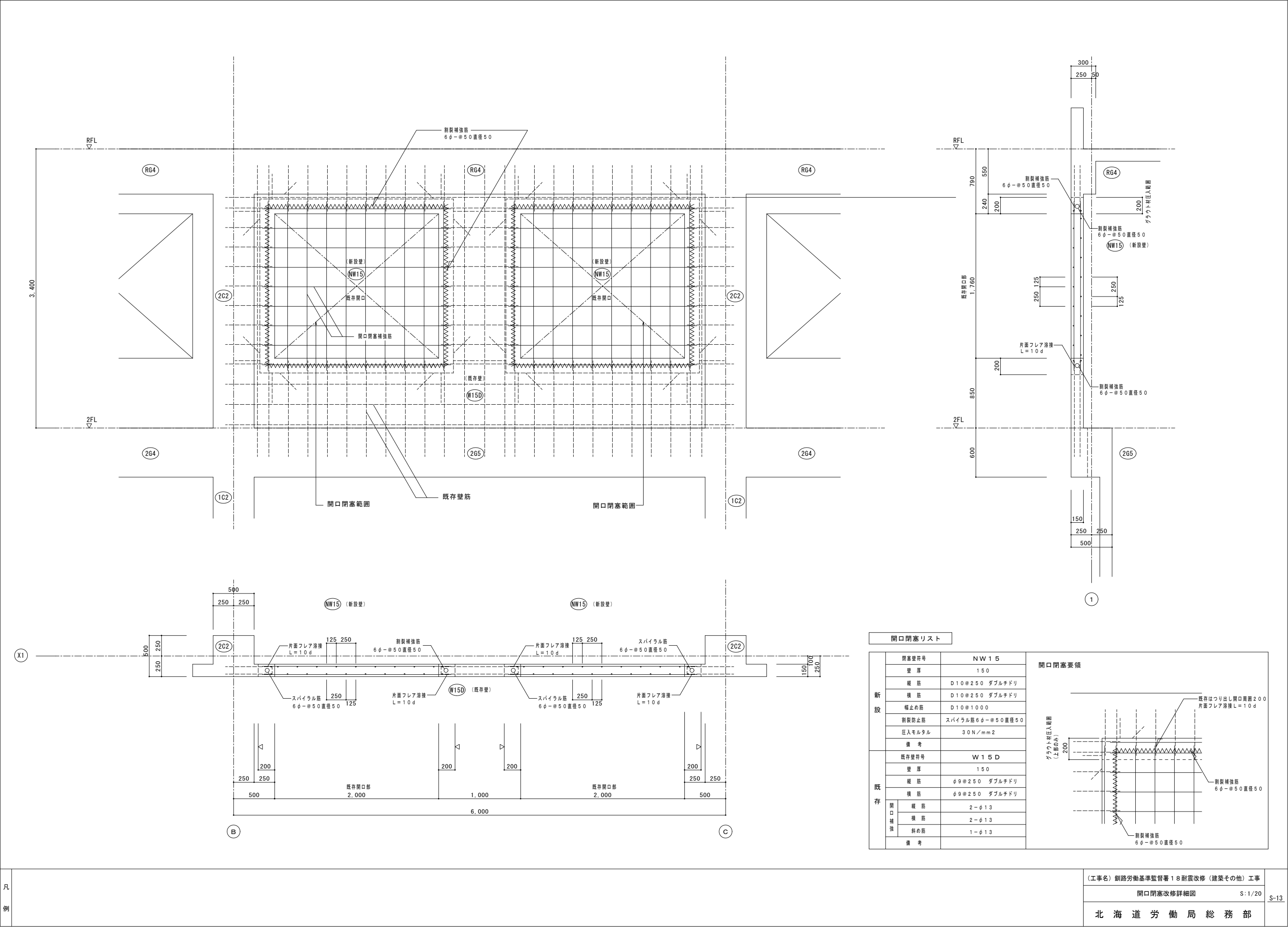




2階柱壁・R階梁床伏図 1:100

※特記なき壁 〰〰〰 W15Dを示す。
※特記なき壁 - - - - - CB12を示す。
※RW15Dは耐震壁を示す。





釧路労働基準監督署 18耐震改修(建築その他)工事 仕様書

(電気設備)

I 工事概要

1. 工事場所 釧路市柏木町2-12

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令第4条第1号の区分	備考
庁舎	RC造	2階建	587.13	15項	改修

3. 工事細目（○印の付いたものを対象工事細目とする。）

工事細目	建物別及び屋外					
	庁舎					屋外
○ 電灯設備	改修一式					
・ 動力設備						
・ 電熱設備						
・ 雷保護設備						
・ 受変電設備						
・ 静止形電源設備						
・ 発電設備						
・ 構内情報通信網設備						
・ 構内交換設備						
・ 情報表示設備						
・ 映像・音響設備						
・ 拡声設備						
・ 誘導支援設備						
・ テレビ共同受信設備						
・ テレビ電波障害防除設備						
・ 監視カメラ設備						
・ 駐車場管制設備						
・ 防犯・入退室管理設備						
・ 火災報知設備						
・ 中央監視制御設備						
・ 構内配電経路						
・ 構内通信経路						

4. 指定部分

○ 無

・ 有

下記の部分については平成 年 月 日までに行なうこととする。
(対象部分：)

II 工事仕様

1. 共通仕様

1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
(改修工事は※印による。)
国土交通省大臣官房官庁宮總部監修の
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）（以下「標準仕様書」という。）
※公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成28年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官房官庁宮總部設備・環境課監修の
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成28年版）（以下「標準図」という。）
2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書に適用する。
なお、機械設備工事の工事仕様書は（M-〇〇）図、建築工事の工事仕様書は（A-〇〇）図による。

2. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用する。
なお、○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
① 機材等	1) 本工事に使用する機材等は設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 2) 表-6に示す機材等の製造業者等は次の（1）から（7）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価された事を示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 （1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 （3）安定的な供給が可能であること。 （4）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （7）システムとして機能するものについては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

3) 化学物質を放散させる機材等
本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。
（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（3）接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
（5）上記（1）、（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のもの、ホルムアルデヒドの放散量が極めて少ないものとは放散量が第三種のもの、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用する。

「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する機材等
規制対象外	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	① JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのE〇規格品 ④ 旧JASのFc〇規格品

室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。
測定はバツシ型採取機器により行う。
測定時期 ・ 工事着工前 ・ 施工終了時
測定対象室 ・ 図示
測定箇所数 ・ 図示

電気保安技術者を適用する。

最大電力500kW以上の場合においても、第一種電気工事士により施工を行う。

工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は、請負者の負担とする。

構内につくことが（ ）できる。（（ 図示 ）できない。）

※ 設けない。
・ 設ける。（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。）
（（ 構内に新設する。 ・ 既存建物の一部を使用する。）

○ 関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。
○ 設置する場合は改修標準仕様書によるほか、次による。
内部足場種別（※脚立、足場板等 （ ローリングタワー ）
外部足場種別（・ A種 ・ B種 ※C種 ・ D種 ）

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成15年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。

仮設箇仕切種別（・ A種 ・ B種 ※C種）

※改修標準仕様書による。
・ 次の事前調査を行う。
調査項目（ ・ ・ ）
調査範囲（ ・ 図示による。 ・ ）
調査方法（ ・ 図示による。 ・ ）

※改修標準仕様書による。
固定された備品、机及びロッカー等の移動（ ・ 行う。（図示による。） ・ 行わない。）

・ 引渡しを要するもの（ ・ 金属類 ・ ・ ）
○ 再生資源化を図るもの（ ○ 蛍光管 ・ 水銀灯 ・ 白熱灯 ）
受入れ施設名：（株）鈴木商会
所在地：釧路市星が浦南3丁目2-9

（ ・ アスファルト混合物 ・ プラスチック類 ○ 金属類
受入れ施設名：（株）鈴木商会
所在地：釧路市星が浦南3丁目2-9 距離： 8.2km

（ ・ コンクリート塊 ）
受入れ施設名：
所在地： 距離： km
・ 産業廃棄物
（ ・ プラスチック類 ・ ガラス及び陶器類 ・ ）
受入れ施設名：
所在地： 距離： km
・ 特別管理産業廃棄物（ ・ ・ ・ ）
受入れ施設名：
所在地： 距離： km
・ 引渡しを要するもの、蛍光管以外は、場外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を（ ・ 含む。 ・ 別途とする。（建築工事））
※ 受入れ施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
・ 構外搬出適切処理 距離（ ） km
・ 構内指定場所に敷き均し
・ 構内指定場所にたい積
・ 構外指定場所に処分（搬出調整等を提出する）
受入れ施設名（ ）
受入場所及び距離（ ）（ ）km
受入時間帯（ 時 分 ～ 時 分 ）
仮置場所（ ）
※再生クラッシュラン ・ 切込み砂利及び砕石
国土交通省大臣官房官庁宮總部監修の宮越工事電子納品要領（案）（平成14年11月改訂版）による。
原因、製本及びデータ等の提出部数は表-7「完成図等一覧表」による。
・ 既存完成図（CADデータ）の修正を行う。
設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備前量設計・施工指計2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。
1) 設計用水平地震力
機器の重量[kN]に設計用標準水平震度を乗じたものとする。
なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設		○ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地下及び1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

重要機器
（ ・ 配電盤 ・ 発電装置（防災用） ・ 直流電源装置
・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 自動火災報知受信機
・ 中央監視装置 ・ ・ ）
上層階の定置は、次による。
2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

非破壊検査等による埋設物の事前調査を行う。検査方法及び範囲については監督職員との協議による。ただし、検査費は別途とする。
分電盤、制御盤及び端子盤等の2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数及び管径等は、監督職員の承諾を受けて変更しても差つかえない。
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合（ 金属製ステンレス及び新金属も含む。ただし、防水用は除く。） ・ 樹脂製 ）とする。
フラッシュプレートは、図面に特記なき場合（ 金属製ステンレス及び新金属も含む。ただし、防水用は除く。） ・ 樹脂製 ）とする。
照明器具の管球は（※再使用する。 ・ 新品に取替える。）
1) 電線管
・ 水平高低調節付き（空転防止リング付き） ・ 銅合金製 ・ アルミ合金製
2) 二重床
・ 銅合金製 ・ アルミ合金製 ・ 樹脂製
照明器具の管球は（※再使用する。 ・ 新品に取替える。）
・ 屋外の露出配管は、塗装を行う。
・ 次の露出配管は、塗装（調合ペイント2回塗り）を行う。（ ・ 車庫 ・ ・ ・ ）
蛍光灯器具の安定器の回路方式は、図面に特記なき場合、表-1「蛍光灯器具の安定器の種類」による。
・ 一般用 個（材質は、フロアプレートに準ずる。）
二重床内ケーブルジョイントボックス
※ 床面に固定しない ・ 床面に固定

27 電話機への配線

電話機1台につき次のものを見込み配線する。
・ TIEF0.65-2C（ ・ 20m ・ m）
・ BTIEE0.4-2P（ ・ 20m ・ m）
・ ワイヤプロテクタ1.5m

28 フロアコンセント

・ 回転形又は上下動形 ・ 二重床用 ・ 外部固定形 ・ 内部固定形
・ Oタップ

29 サイン計画

・ 身障者プレート（白地に青文字・アクリル樹脂透明版・150×150×5t（mm）シルクスクリーン印刷）
・ 緊急呼出プレート（黒地に白文字・アクリル樹脂版・100×50×2t（mm）シルクスクリーン印刷）
記述内容は「気分の悪い方は このボタンを 押してください」とする。
・ 人感センサー表示プレート（白地に黒文字・アクリル樹脂版・70×30×2t（mm）
記述内容は「照明はセンサーにより自動点滅しています」とする。

③⑧ 機器取付け高さ

機器の取付け高さは、図面に特記なき場合、表-2「機器標準取付け高さ」による。

31 接地極

接地極は、表-3「接地極一覧表」による。

32 接地極の埋設深さ

接地極上端の埋設深さは次による
・ 0.9m以上 ・ 1.2m以上

③③ 他工事との工事区分

工事区分は、図面に特記なき場合、表-4「工事区分表」による。

34 室名表示

室名に（ ）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示す。

35 柱上機器

避雷器、高圧カットアウト及びびいし等（ ・ 密閉形 ・ 耐電形 ・ 重耐電形）

36 高圧ケーブルの屋外側端未処理

・ 一般用 ・ 耐電用（耐電がいし形） ・ 重耐電用

37 高圧ケーブルの端未処理鋭版

屋内外ともに処理者銘板を取付ける。（線名、作業日付及び作業者氏名を表示）

38 外灯内閉閉器

外灯ポール内に区分閉閉器用の引掛防水ゴムコードコネクタを取付ける。

39 標識シート

地中配線には、標識シートを2倍長以上重ねて布設する。

40 ハンドホール内ケーブル支持金物

ケーブル支持金物として垂吊めつき軽量形鋼40×20×10×1.6t×700（寸法の単位はmm）を2本以上又は同等の支持材を取付ける。

41 支線

記号	垂吊めつき鋼より線	支線棒		支線用根かせ	
		太さ [mm]	長さ [mm]	軽石ブロック	埋設深さ
A	22mm ²	13	2,500	B	1,500mm以上
B	38mm ²	13	2,500	C	1,500mm以上

④② 施工条件

指定工種	施工可能時間帯	備考
○ 騒音・振動を伴う工種	閉庁時 8:30～18:00	
○ 軒下全面改修を行う室	平日 17:30～20:00	
○ 上記以外	平日 8:30～17:00	

執務者 ○ 有 ・ 無
・ 工事車両の駐車場（※敷地内 ・ 図示）
・ 資材置き場（※敷地内 ・ 図示）
○ 停電を伴う作業は通常勤務時間外とし、詳細は監督職員と協議する。
・ 受変電設備（ / ）図による。 ・ 発電設備（ / ）図による。
使用する電線類は、次に示す記号及び規格による。

名称	記号	規格
EM-UTP	UTP	JIS S503 「耐燃性ポリオレフィンシースLM用非シールドツイステアケーブル」
EM-FP-C	FP	JIS S506 「低圧耐火ケーブル」
EM-HP	HP	JIS S502 「小勢力回路用耐熱電線」
EM-OCT	OCT	JIS S501 「600V耐燃性ポリオレフィンキャブタイヤケーブル」

図中において、EM（環境配慮型）電線類の表示は次による。
EM-I E電線は「EM-I E」を省略する。
EMケーブルは「EM-」を省略する。
発電機回路に接続されるコンセントは、原則として赤色とする。
三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、次の数値以上とする。

電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
インバータ効率 (%)	85.8	87.0	88.5	89.5	90.0	90.5	91.0	91.5	92.0	92.5	93.0	93.5	94.0	94.5

備考）（1）電動機の供給電圧は200V又は400Vとする。
（2）インバータ効率は、100％負荷時の値とする。

釧路労働基準監督署 18耐震改修（建築その他）工事						E-01
仕様書（その1）						
北海道労働局総務部						

電 気 設 備 工 事 共 通 図

I．図示記号（1）
次の図示記号は、標準図の図示記号を読み替えるものとする。

記 号	名 称	記 号	名 称
	1.6×2（16）		EEF1.6-2C×2
	1.6×3（16）		EEF1.6-2C+2.0-3C
	1.6×4（16）		⋮
	⋮		EEF2.0-2C×2
	1.6×2+（接地）1.6×1（16）		EEF2.0-2C+2.0-3C
	1.6×3+（接地）1.6×1（16）		⋮
	1.6×4+（接地）1.6×1（16）		EEF1.6-3C（うち1心は接地線）
	⋮		EEF1.6-2C×2（うち1心は接地線）
	2.0×2+（接地）1.6×1（16）		⋮
	2.0×4+（接地）1.6×1（22）		EEF2.0-3C（うち1心は接地線）
	2.0×6+（接地）1.6×1（22）		EEF2.0-2C×2（うち1心は接地線）
	⋮		⋮
	空（16）		

1）ケーブル配線でEを付したものは、接地線としてケーブル心線を1心追加する。

EM（環境配慮型）電線類の図示について
1）EM-IE電線は、「EM-IE」を省略する。
2）EMケーブルは、「EM-」を省略する。

電線管の図示について
1）図示記号の（16）、（22）及び（28）は、PF管とし、（19）、（25）、（31）…及び（75）は、ねじ無し電線管とする。
2）図示記号の（G16HDZ）、（G22HDZ）、（G28HDZ）…及び（G54HDZ）は、厚鋼電線管に溶融亜鉛めっきを施したものとする。
なお、溶融亜鉛めっき付着量は、300g/m以上とする。

記 号	名 称	記 号	名 称
㉑(2.2E…)	床付コンセント（上下動形） （2P15A×2、2P15A接地極付×2） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止 リング付）とする。	㉒(J、2J)	床付電話用アウトレット（上下動形） （モジュラ6極4心×1、同左×2） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止 リング付）とする。
㉑(2.2E…)	床付コンセント（内部固定形） （2P15A×2、2P15A接地極付×2） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止 リング付）とする。	㉑J	壁付電話用アウトレット （モジュラ6極4心×1）
㉑(2.2E…)	床付コンセント（外部固定形） （2P15A×2、2P15A接地極付×2） フロアプレートは水平高低調整付（空転防止 リング付）とする。		

II．図示記号（2）
次の図示記号を定める。

記 号	名 称	記 号	ケーブル種別・サイズ等
	空（MM2A）		AE0.9-2C
	1.6×2+（接地）1.6×1（MM2A）		AE1.2-2C
	1.6×3+（接地）1.6×1（MM2A）		AE1.2-3C
	1.6×4+（接地）1.6×1（MM2A）		AE1.2-2C（16）
	⋮		
	底・壁 はつり補修		HP1.2-2C
	はり貫通用スリーブ サイズは併記よる。		HP1.2-3P
	突き出し（19）		HP1.2-2C（16）
	二重床内配線		S-5C-FB
			S-7C-FB
●WP(A)	防滴プレート付スイッチ		
●WP(B)	軟質シリコン樹脂カバー付スイッチ		
●WP(C)	硬質単体プレート付スイッチ		
●SL	熱線式自動スイッチ 15A（切・自動・連続）		
	扉付コンセント（2P15A×1，ET付）		
	OA用テーブルタップ（マグネット付） （2P15A・E付×4、ケーブル長3m、 ケーブル引出しキャップを含む。） ※板止め形又はその他の口数は併記による。		
	OA用モジュラコンセント（マグネット付） （6極4心×1、樹脂製ケーブル引出しキャ ップを含む。） ※その他の口数は併記による。		
	DSスイッチ（別途）		
	モータダンパ（別途）		
	機器類結線		
	（配線等と機器類との結線を本工事で行う。）		

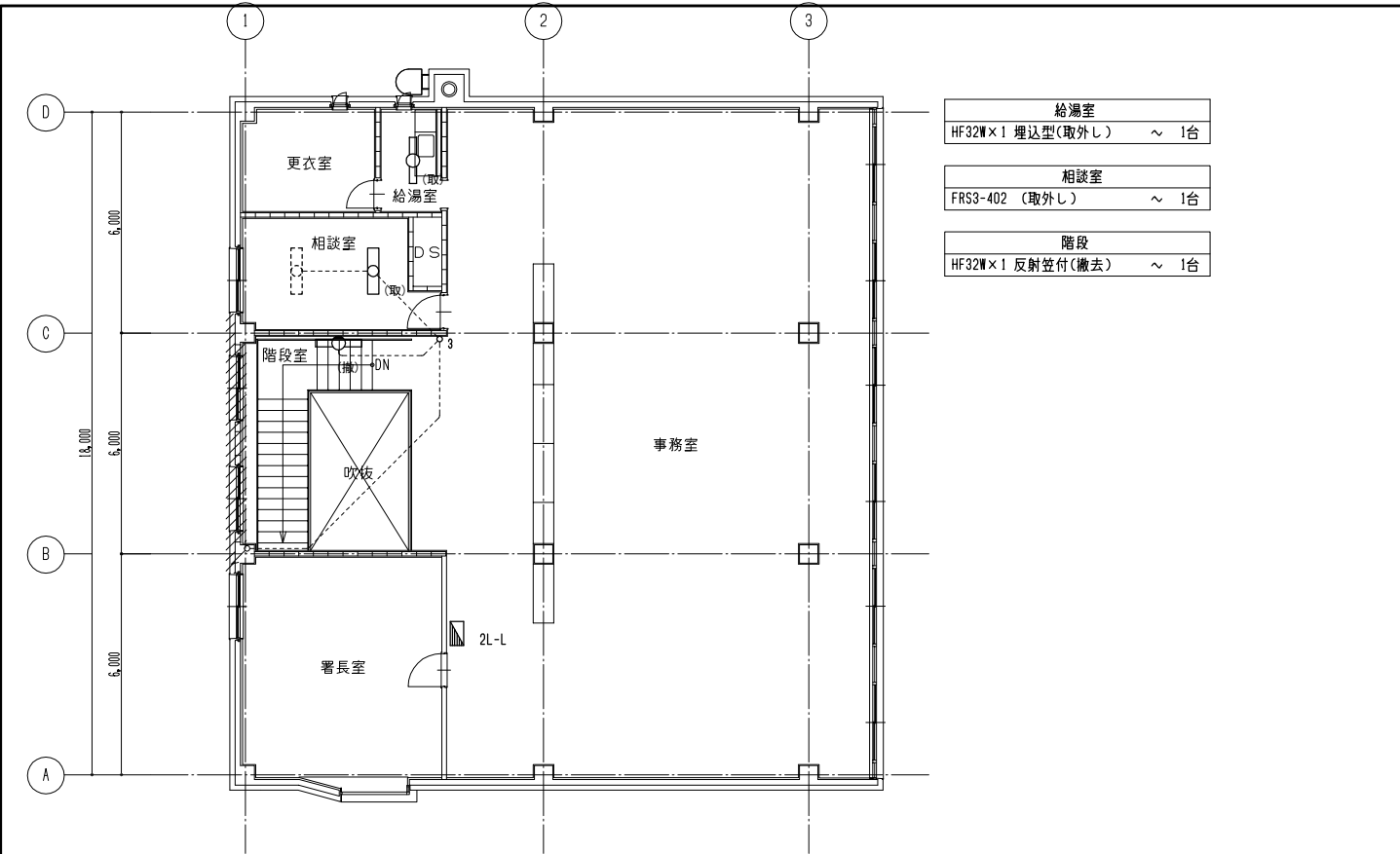
III．接地極
接地極の規格及び数量は次による。

記 号	接地の種類	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
	共同接地	Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	共同接地	10Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	A種	10Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	B種	Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	C種	10Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	D種	100Ω以下	EB（0=10,L=1,000又はW=30,L=900）×1
	種	Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	高圧避雷用	10Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	交換機用	10Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	通信用	10Ω以下	EB（0=14,L=1,500又はW=40,L=1,200）×3連～1組
	通信用	100Ω以下	EB（0=10,L=1,000又はW=30,L=900）×1
	電話引込口の保安器	100Ω以下	EB（0=10,L=1,000又はW=30,L=900）×1
	測定用	Ω以下	EB（0=10,L=1,500又はW=30,L=1,200）×3連～1組

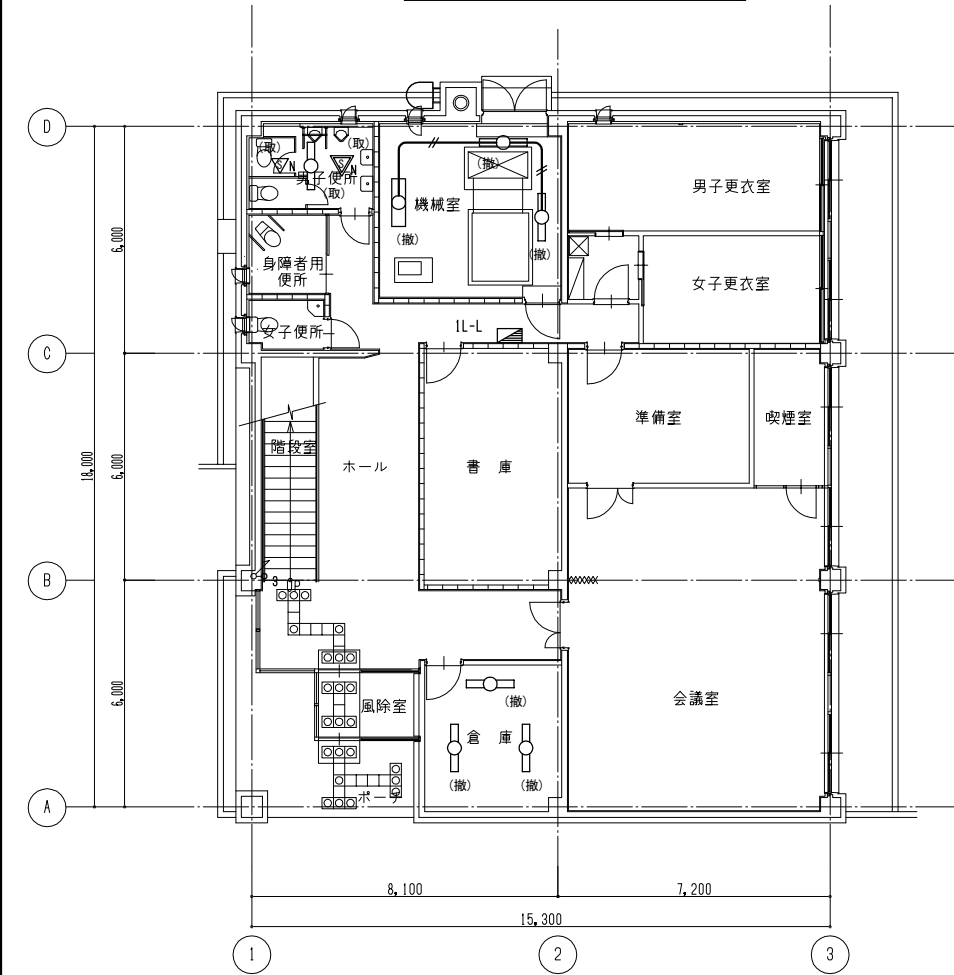
接地極上端の埋設深さは、0.9m以上とする。

IV．機器標準取付高さ
機器等の取付高さは、各図に特記なき場合、次による。

名 称	測 点	取付け高さ（mm）	
電力共通	積算計器	地 上 ～ 窓中心 1,800 ～ 2,000	
	引込開閉器	床 上 ～ 中 心 1,800 ～ 2,200	
電 灯	分電盤	床 上 ～ 中 心 1,500（上端1,900以下）	
	スイッチ（一般）	床 上 ～ 中 心 1,300	
	〃（多機能トイレ）	床 上 ～ 中 心 1,100	
	コンセント（一般）	床 上 ～ 中 心 300	
	〃（和室）	床 上 ～ 中 心 150	
	〃（台上）	台 上 ～ 中 心 150 ～ 200	
	〃（土間）	床 上 ～ 中 心 800 ～ 1,300	
	〃（車椅子用）	床 上 ～ 中 心 500 ～ 900	
	ブラケット（一般）	床 上 ～ 中 心 2,100 ～ 2,300	
〃（踊場）	床 上 ～ 中 心 2,000 ～ 2,500		
〃（鏡上）	鏡上端 ～ 中 心 150		
動 力	制御盤（壁樹形）	床 上 ～ 中 心 1,500（上端1,900以下）	
	開閉器箱	床 上 ～ 中 心 1,500	
	制御用スイッチ	床 上 ～ 中 心 1,300	
通信共通	壁付アウトレット（一般）	床 上 ～ 中 心 300	
	〃（和室）	床 上 ～ 中 心 150	
構内交換	端子盤（室内）	床 上 ～ 下 端 300	
	集合保安器箱	天井下 ～ 上 端 200	
時計	親時計（壁樹形）	床 上 ～ 中 心 1,500（上端1,900以下）	
	子時計	床 上 ～ 中 心 2,300	
拡声	スピーカ	床 上 ～ 中 心 2,300	
	アッテネータ	床 上 ～ 中 心 1,300	
表示	情報表示盤	床 上 ～ 中 心 2,300	
	壁付発信機及び壁付押ボタン	床 上 ～ 中 心 1,300	
	ベル、ブザー及びチャイム	床 上 ～ 中 心 2,300	
誘導支援	外部受付用インターホン	標 準 図 に よ る 。	
	壁付インターホン	床 上 ～ 中 心 1,300	
	壁付呼出ボタン	床 上 ～ 中 心 400 ～ 800	
	同上 プルススイッチ	床 上 ～ 紐下端 100	
テレビ	機器収納箱	天井下 ～ 上 端 200	
共同受信	直列ユニット及びテレビ端子	壁付アウトレットと同じとする。	
火災報知	受信機及び副受信機	床 上 ～ 操作部 800 ～ 1,500	
	機器収納箱及び発信機	床 上 ～ 中 心 800 ～ 1,500	
	警報ベル	床 上 ～ 中 心 2,300	
	表示灯	床 上 ～ 中 心 2,100	
	液化石油ガス用検知器	床 上 ～ 上 端 300	



電灯設備 2階配線図(撤去) S=1/100



電灯設備 1階配線図(撤去) S=1/100

給湯室
HF32W×1 埋込型(取外し) ～ 1台

相談室
FRS3-402 (取外し) ～ 1台

階段
HF32W×1 反射笠付(撤去) ～ 1台

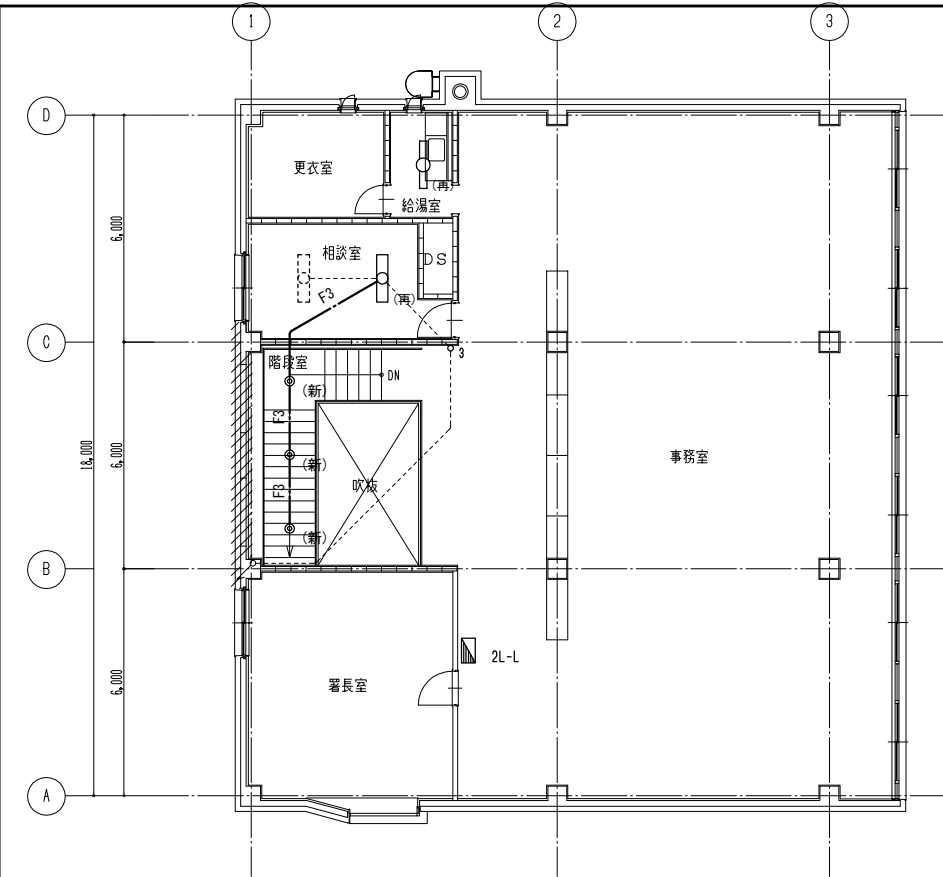
男子便所
HF32W×1 埋込型(取外し) ～ 1台

機械室
FL40W×1 反射笠付(吊)(撤去) ～ 2台
FL40W×2 反射笠付(吊)(撤去) ～ 1台

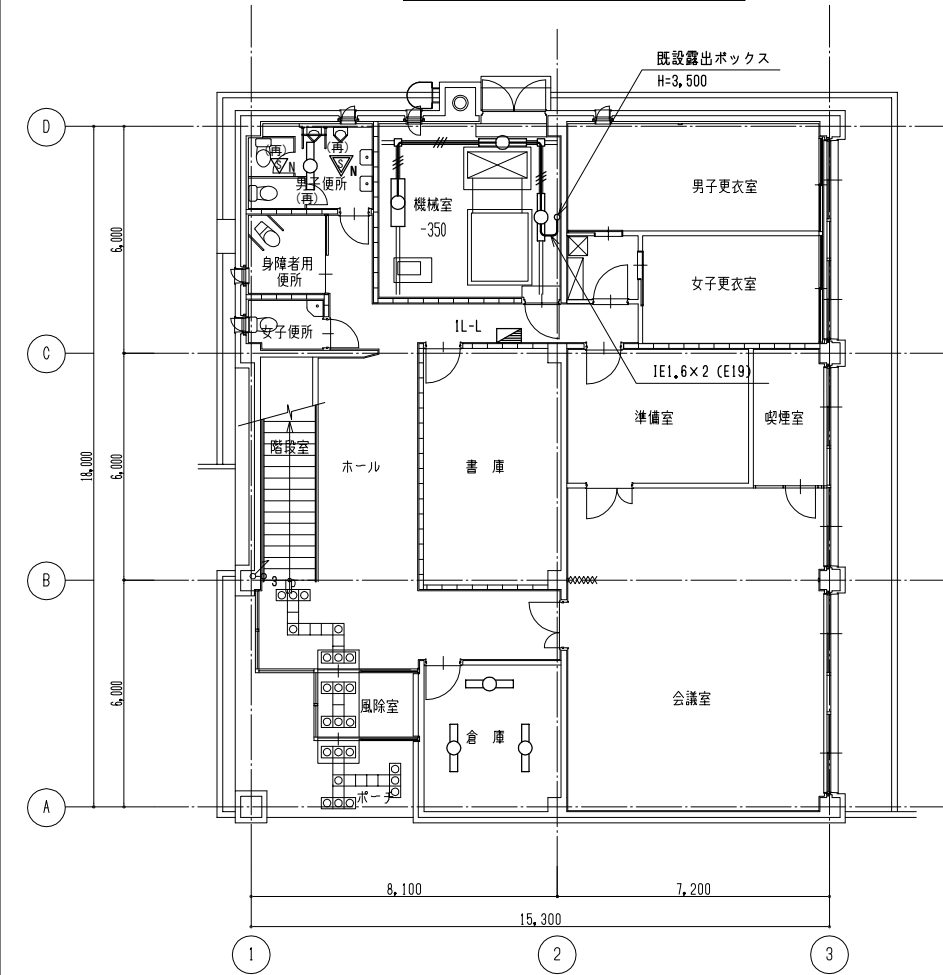
倉庫
FL40W×1 反射笠付(吊)(撤去) ～ 3台

〈凡例〉 標準図以外は下記による		
記号	名称	備考
—//—	1V1.6×2 (E19)	電線撤去
▽ _N	照明制御装置 (DS1-N)	取外し
▽ _N	照明制御装置 子機	取外し

注記)1.(取)印は、一時取外しを示す。
2.破線は既設を示す。
3.天井隠ぺい配管は電線のみ撤去とする。



電灯設備 2階配線図(改修) S=1/100



電灯設備 1階配線図(改修) S=1/100

給湯室
HF32W×1 埋込型(再取付) ～ 1台

相談室
FRS3-402 (再取付) ～ 1台

階段
LRS1-1700LW LE ～ 3台

男子便所
HF32W×1 埋込型(再取付) ～ 1台

機械室
LSS1-4900LW ～ 1台
LSS1-2350LW ～ 2台

倉庫
LSS1-2350LW ～ 3台

〈凡例〉 標準図以外は下記による		
記号	名称	備考
—//—	1E1.6×3 (WM2-A)	新設
—	WM2-A	H=3,000
▽ _N	照明制御装置 (DS1-N)	再取付
▽ _N	照明制御装置 子機	再取付

注記)1.(再)印は、再取付を示す。
2.破線は既設を示す。

釧路労働基準監督署 18 耐震改修（建築その他）工事 仕様書

(機械設備の部)

I 工事概要

1 工事場所

釧路市柏木町2-12

2 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎	RC造	2階建	587.17	15項	既存

3 工事種目

○印の付いたものを適用する。)

工事種目	建物別及び屋外				
	庁舎				屋外
○空気調和設備	改修	一式	一式	一式	一式
・暖房設備		一式	一式	一式	一式
○換気設備	改修	一式	一式	一式	一式
・排煙設備		一式	一式	一式	一式
・自動制御設備		一式	一式	一式	一式
・衛生器具設備		一式	一式	一式	一式
・給水設備		一式	一式	一式	一式
・排水設備		一式	一式	一式	一式
・消火設備		一式	一式	一式	一式
・厨房設備		一式	一式	一式	一式
・ガス設備		一式	一式	一式	一式
・浄化槽設備					一式
・エレベーター設備		一式	一式	一式	一式
・		一式	一式	一式	一式

4 指定部分

○無
・有(対象部分:)
工期:平成 年 月 日)

5 設備概要

○印の付いたものを適用する。)

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・空気調和 ・ダクト方式(・中央 ・各階ユニット) ・ファンコイルユニット ・ダクト併用方式 ・温風暖房 ・パッケージ方式 ・直接暖房 ・蒸気暖房 ・温水暖房
主要熱源機器	・鋼鉄製ボイラー ・鋼製ボイラー(・立形 ・炉筒煙管形) ・真空式温水発生機 ・温風暖房機 ・チリングユニット ・吸収冷凍機 ・直置き吸収冷水機 ・小形吸収冷水機ユニット ・パッケージ形空気調和機
排煙設備	・建築基準法 ・消防法
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給水方式	・上水 ・井水 ・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・受水タンク+ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水(・分流水 ・合流式) ポンプ排水 ・有(・汚物 ・雑排水 ・湧水) ・無 建物外放流先 (1)汚水 〇直放流下水管 ・浄化槽 (2)雑排水 〇直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備(・1号 ・2号) ・スプリンクラー設備・不活性ガス消火設備 ・泡消火設備 ・粉末消火設備 ・連結送水管設備 ・連結散水設備
ガスの種類	・都市ガス(種別: 発熱量: MJ/㎡3(N) 供給事業者名 ・液化石油ガス

II 工事仕様

1 共通仕様
1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
(改修工事は●印による。)
国土交通省大臣官庁官庁宮舘部監修の
公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下、「標準仕様書」という。)
●公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成28年版)(以下「改修標準仕様書」という。)
国土交通省大臣官庁官庁官舘部設備・環境課監修の
公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成28年版)(以下、「標準図」という。)
2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、電気設備工事の工事仕様書は(/)図、建築工事の工事仕様書は(/)図による。

2 特記仕様
1) 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
2) 特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は●印を適用する。

章	項目	特記事項						
①	機材等	(1) 本工事に使用する機材等のうち表-1に示す設備機材等の製造業者等は、次の1)から7)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。 7) システムとして機能するものにあつては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 (2) 化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、WDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 5) 上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものを用い、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><thead><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該当する建築材料</th></tr></thead><tbody><tr><td>規制対象外</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>第三種</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのFc〇規格品</td></tr></tbody></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのFc〇規格品
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料							
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤不使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用							
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE〇規格品 ④旧JASのFc〇規格品							
2	室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期 ・工事着手前 ・施工終了時 測定対象室 ・図示 測定個所数 ・図示						
③	機材の品質・性能証明	設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書」に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。						
④	電気保安技術者	電気保安技術者 ●適用する 北海道開発局官舘工事事業用電気工作物保安規程 ・適用する ・配管施工(配管工事) ・冷凍空気調和機配管施工(チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付け及び整備) ・断熱機施工(保温工事) ・建築板金(ダクト製作及び取付け)						
5	技能士の適用	構内につくることが(・できる ・できない)						
6	工事用仮設備	・設けない ・設ける(規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。) (・構内に新設する ・既存建築物の一部を使用する)						
7	監督職員事務所等							

⑧ 施工調査
●改修標準仕様書による
・次の事前調査を行う
調査項目(・石綿含有品 ・)
調査範囲(・図示による ・撤去範囲)
調査方法(・図示による ・目視による)

⑨ 工事用電力・水その他
10 建設発生土の処理
・構内指定場所に敷き均し
・構内指定場所にたい積
・構外指定場所に処分(搬出調書等を提出する)
受入施設名 ()
受入場所及び距離 () km)
受入時間帯 (時 分 ~ 時 分)
仮置場所 ()
11 管周囲の保護砂及び埋戻し土・盛土
●掘削土の良質土 ・山砂の類
12 砂利地帯
●再生クラッシュラン ・切込み砂利及び切込み砕石
⑬ 発生材の処理等
・引渡しを要するもの (金属類 ただし、保温材は取外す)
()
・再生資源化を図るもの (A~2図による)
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離 (Km) / 有料・無料
・アスファルト・コンクリート塊
・コンクリート塊
・金属類
・塩ビ管
○産業廃棄物
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離 (Km) / 有料・無料
○保温材 (株)英和サービス 釧路市高山2 (8,5km)
・プラスチック類
・陶器類
・特別管理産業廃棄物
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離 (Km) / 有料・無料
・引渡しを要するもの以外は、場外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を(・含む ・別途とする ・建築工事とする)
●受入施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
原則として、「機械設備工事機材承諾図様式集」による。
原因、製本及びデーター等の提出部数は表-2「完成図等一覧表」による。
・既存完成図(CADデータ)の修正を行う。
14 機材の承諾図
⑬ 完 成 図
⑬ 足場・さん機類
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心態のある足場とし、二段手すりや幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とすか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。
○関係請負者の位置する足場、さん機の類は、無償で使用できる。
・本工事で設置する。
内部足場種別
■(A、B、C、D) ・E() ・F()
外部足場種別
■(C、D) ・A() ・B() ・E()
17 仮設間仕切り等
仮設間仕切り種別
・A ・B ■C
⑬ 養生
既存部分の養生
■ビニルシートクッション材、合板
固定された備品・机・ロッカー等の移動
・行う(図示) ・行わない
19 撤去跡の補修及び復旧
壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡
・取付ボルト孔の補修
・見附かり部分はモルタル穴埋め補修を行う
・隠ぺい部分の補修はしない
・壁面天井面の变色等の補修
・補修を行う(・ただし、仕上は建築工事とする)
・補修は行わない
・床の補修
・補修を行う(・ただし、仕上は建築工事とする)
・補修は行わない
ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。
⑬ 支持金物等の撤去
⑬ 工事写真
22 容量等の表示
(1)機器類の能力、容量等は、原則として表示された数値以上とする。
(2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

23 多量箇所の範囲
24 室名表示
25 電線管
26 電線
⑬ 耐震措置
●厨房(天井内は含まない。)、浴室、シャワー室
室名に()を付けたものは、天井のない部屋(スラブ天井)を示す。
屋内(露出部) ●鋼調電線管 ・同一外径ねじなし電線管
屋内(隠ぺい部) ●合成樹脂製可とう電線管(PF管(単層管))
地中埋設部 ●波付硬質合成樹脂管(FEP) ・ポリエチレン被覆電線管
・厚鋼電線管(防食ビニルテープを施したもの)
●金属製可とう電線管
可とう電線管
特記なき電線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(1E/F)とする。
ただし、自動制御設備は当該設備項目による。
機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け及び支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて建築設備耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修2005年版)による。
(1)機器の据付け及び取付け
1)設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量)に、地域係数(=1.0とする)及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。
建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度
設置場所 耐震安全性の分類
・特定の施設
〇一般の施設
重要機器 一般機器 重要機器 一般機器
上層階、屋上及び塔屋 2.0(2.0) 1.5(2.0) 1.5(2.0) 1.0(1.5)
中 間 階 1.5(1.5) 1.0(1.5) 1.0(1.5) 0.6(1.0)
1階及び地下階 1.0(1.0) 0.6(1.0) 0.6(1.0) 0.4(0.6)
(注)()内の数値は耐振支持の機器の場合に適用する。
重要機器は、下記に示すものとする。
鋼鉄製ボイラー
水槽類の設計用標準水平震度
設置場所 耐震安全性の分類
・特定の施設
・一般の施設
重要水槽 一般水槽 重要水槽 一般水槽
上層階、屋上及び塔屋 2.0 1.5 1.5 1.0
中 間 階 1.5 1.0 1.0 0.6
1階及び地下階 1.5 1.0 1.0 0.6
重要水槽とは()
2)設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とした値とする。
3)100kg以下の軽量な機器(重要機器を除く)においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとするが、前記基準の方法によらなくてもよい。
4)上層階の定義は、次のとおりとする。
(2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階
10~12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階)
28 地中埋設機及び埋設表示用テープ
地中埋設機及び埋設表示用テープは、下記による。
地中埋設機 埋設表示用テープ
給水配管 ・要 ・不要 ■要 ・不要
ガス配管 ・要 ・不要 ■要 ・不要
油配管 ・要 ・不要 ■要 ・不要
要の場合、地中埋設機は図示する箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。
29 塗装
下記の金属電線管は塗装を行う。
・屋内露出 ・屋外露出
下記の露出部分の垂れ滴り面の塗装は行わない
・配管(・駐車場・)
・ダクト(・駐車場・)
30 はつり及び穴開け
口径は、原則として管の外径(保温されるものにあつては保温厚さを含む。)より20mm程度大きなものとする。
非破壊検査等による埋設物の調査 ・行う ・行わない
検査方法及び範囲については監督員との協議による。ただし、検査費は別途とする。
31 あと施工アンカーの確認試験
性能確認試験
・行わない ・行う()
施工後確認試験
・行わない ・行う()
32 配管溶接部検査
非破壊検査は ・適用しない
・適用する(適用範囲)
検査の種類は(・放射線透過 ・浸透探傷又は磁粉探傷)検査とする。
抜取率は(●標準仕様書第2編2.5.16.12)とする。
33 配管
(1)建物導入部の変位取収方法は、標準図(建物導入部の変位取収取要領)による。
・(a) ・(b) ・(c)
(2)異種管接合の場合は、改修標準仕様書第2編2.3.16による。なお、接合要領は標準図(異種管の接合要領)による。

釧路労働基準監督署 18 耐震改修（建築その他）工事 仕様書（その1）

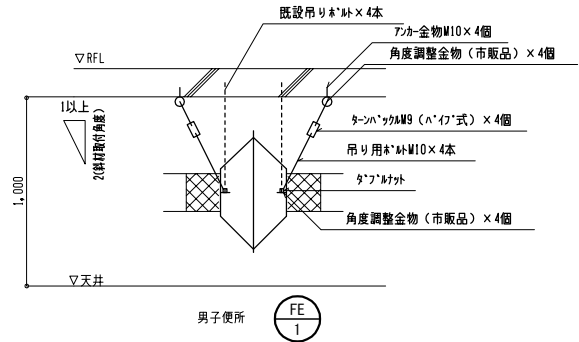
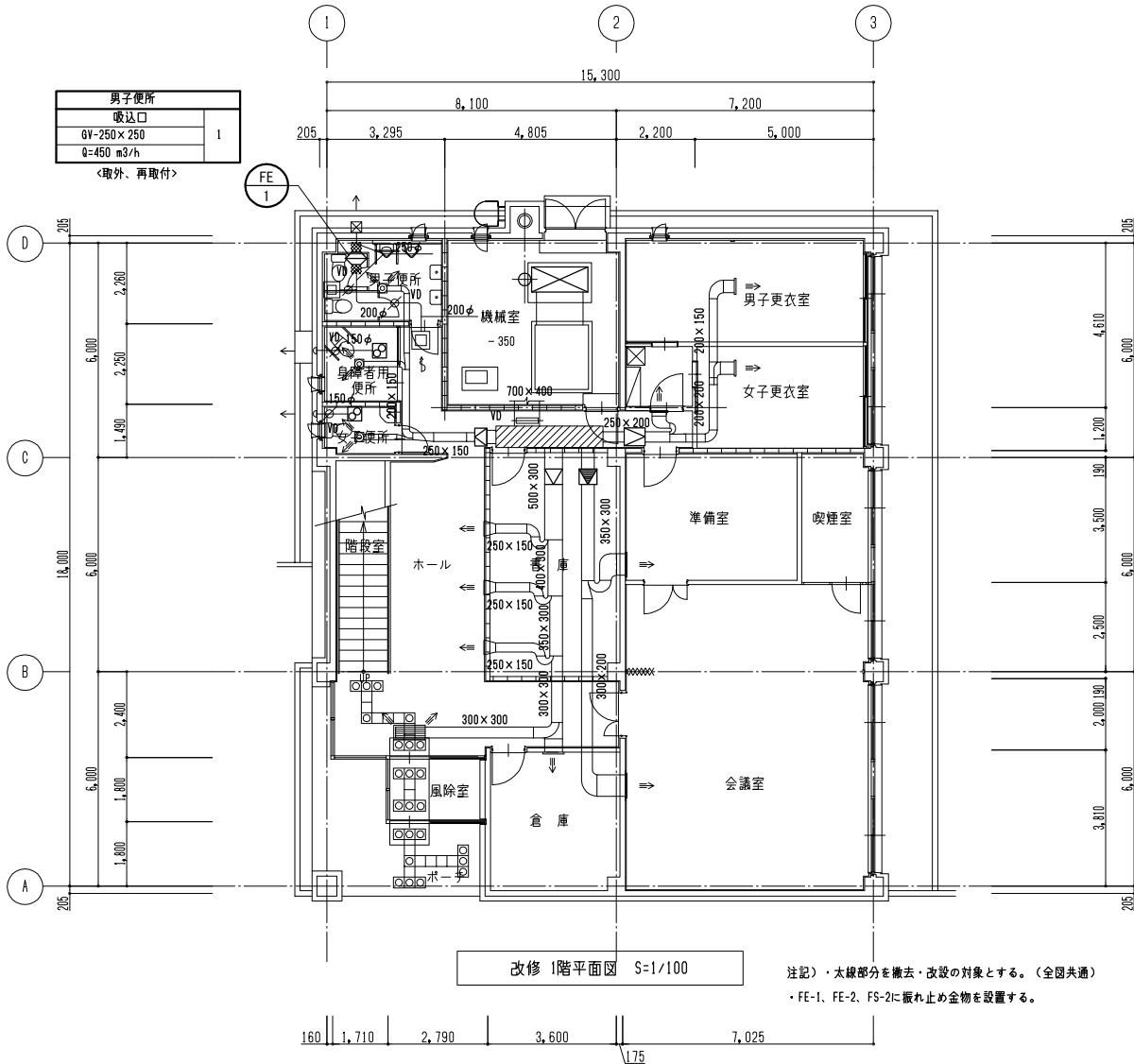
北海道労働局総務部

M-01

● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一 般 共 通 事 項		● 一	
---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	---------------------------------	--	--------	--

既設機器表

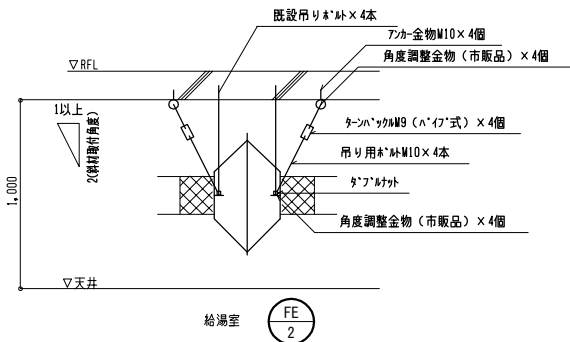
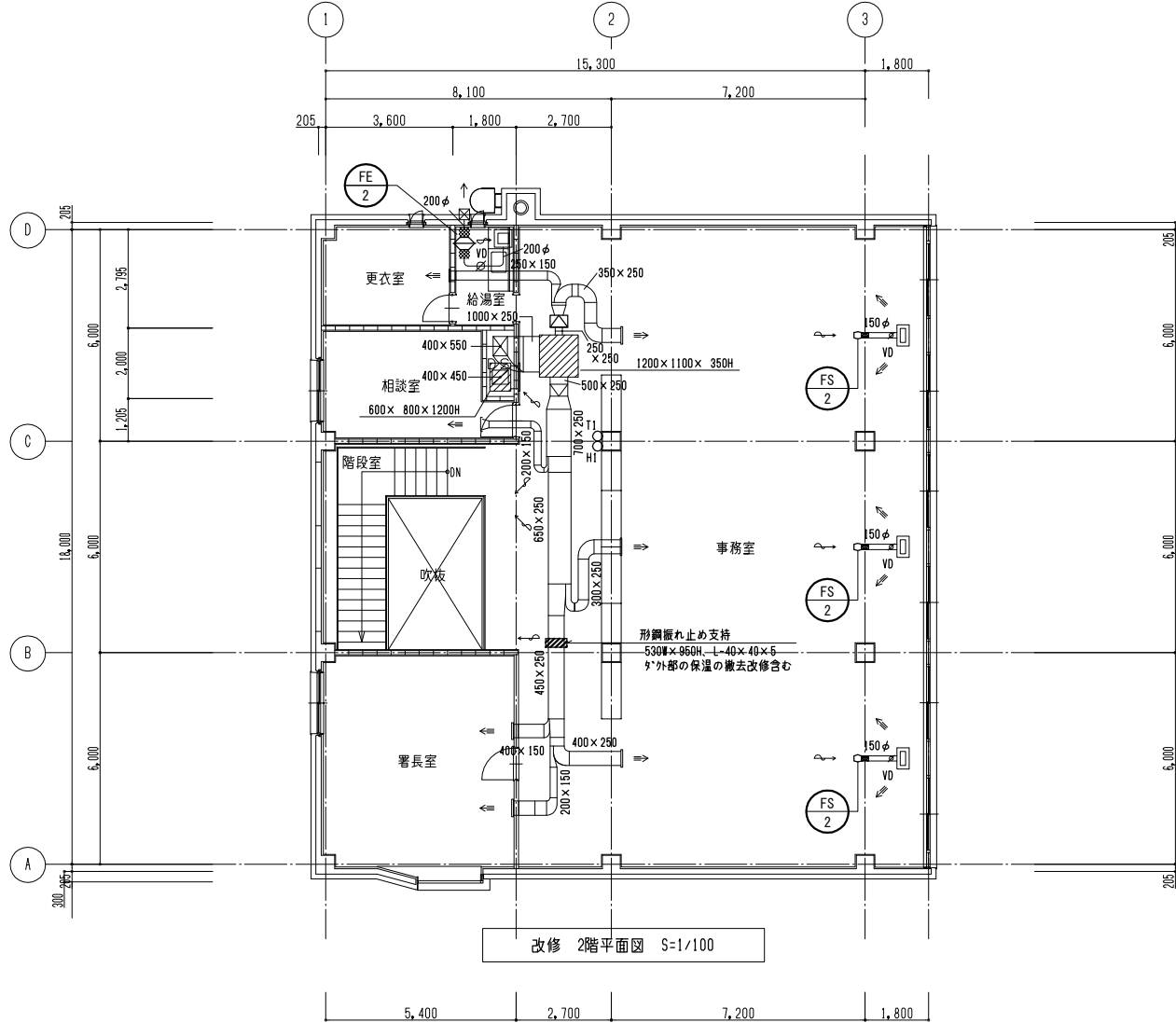
記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FE-1	斜流送風機	1100m ³ /h x 110pa、1φ100V 0.15kw、天吊型	男子便所 排気用	1	



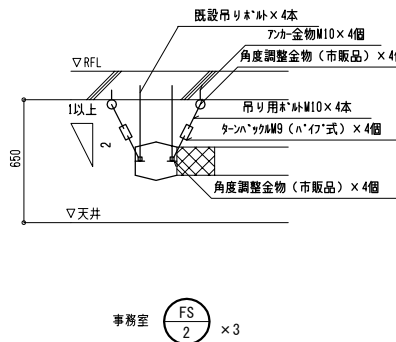
振れ止め支持金具断面図 S=1/20

既設機器表

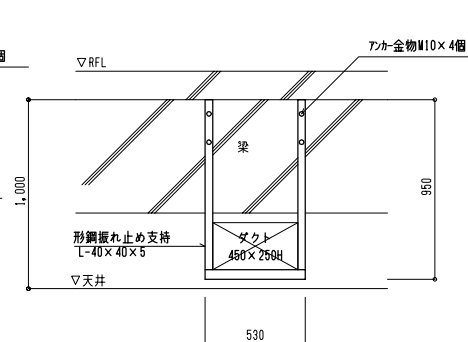
記号	機器名	仕様	系統	数量	備考
FS-2	斜流送風機	300m ³ /h x 40pa、1φ100V 0.1kw、天吊型	事務室 給気用	3	
FE-2	斜流送風機	650m ³ /h x 90pa、1φ100V 0.1kw、天吊型	湯沸室 排気用	1	



振れ止め支持金具断面図 S=1/20



振れ止め支持金具断面図 S=1/20



形鋼振れ止め支持断面図 S=1/20

特記

釧路労働基準監督署 18 耐震改修 (建築その他) 工事

空調・換気設備 1・2 階平面図 図示

北海道労働局総務部

M-03